

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業について
- 2 令和7年度枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の進捗状況について
- 3 枚方市立禁野小学校新校舎整備事業に係る備品整備について
- 4 枚方市の支援教育について
- 5 叙勲について

○開催日 令和7年（2025年）11月20日

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

枚方市立小中学校教室等空調設備更新D B O事業について

都市整備部 施設整備課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市立小中学校教室等空調設備更新D B O事業（以下「本事業」という。）は、小中学校における教室等の空調設備について、平成20年度（2008年度）にP F I事業により一斉に設置した空調機器等の更新が必要となってきたことから、事業手法をD B O（設計・施工・維持管理一括）方式とし、令和7年（2025年）3月6日に枚方三究共同事業体（J V）と契約締結し事業を進めているところです。

この度、本事業に内容の変更がありましたので、現時点の進捗状況とあわせて報告するものです。

2. 内 容

- 事業概要、スケジュール . . . 資料1
- 内容の変更について . . . 資料2
- 工事の進捗状況等 . . . 資料3

3. 実施時期等

(1) これまでの経緯

令和7年(2025年)

3月6日 定例月議会にて議決後契約締結、設計業務着手

7月21日 令和7年度(2025年度)更新分の工事着手

(2) 今後の取組(予定)

令和7年(2025年)

12月 定例月議会において補正予算を提出予定(債務負担行為)

令和8年(2026年)

3月 定例月議会において本事業の契約変更案件を提出

4月～ 令和8年度(2026年度)更新分の設計業務・工事着手

令和9年(2027年)

4月～ 令和9年度(2027年度)更新分の設計業務・工事着手

令和10年(2028年)

3月31日 工事完了

※各年度更新分の工事が完了し本市へ引き渡し後、順次維持管理業務の実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

関係法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 等
条例 枚方市附属機関条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》	整備費（設計・施工・工事監理・維持管理費）（契約金額）	8,998,000千円
《財源》	国庫補助金（学校施設環境改善交付金）	1,377,000千円

令和7年度（2025年度）12月補正予算提出予定の事業費

・令和8年度（2026年度）～令和24年度（2042年度）債務負担行為 30,000千円

枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業

1) 事業概要

- (事業内容) 市内小中学校教室等の空調設備更新に係る設計・施工・工事監理・維持管理業務
令和7年度(2025年度)～令和9年度(2027年度)に施工
施工後、事業者による維持管理を行う(令和24年度(2042年度)末まで)
- (事業手法) DBO(設計・施工・維持管理一括)方式
- (工期) 令和7年(2025年)3月6日～令和25(2043年)年3月31日
- (事業者) 枚方三究共同企業体(JV)
- (更新室数) 約1,800室
- (事業費) 8,998,000千円(契約金額)
- (国庫補助金) 1,377,000千円

2) スケジュール等

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10～R24年度
設計・工事		約270室	約680室	約850室	
維持管理		各年度更新分の工事が完了し本市に引き渡し後、順次維持管理業務の実施			維持管理のみの期間
各年度の事業費		981,299千円	2,352,515千円	2,950,422千円	2,713,764千円 (15年間の総額)
各年度の国庫補助金		212,000千円	523,000千円	642,000千円	—

※国庫補助金については、令和8年度(2026年度)、令和9年度(2027年度)は予定。

1) 内容の変更について

本事業については、DBO（設計・施工・維持管理一括）方式による事業手法を採用しているため、現地調査を踏まえた設計業務については契約締結後に事業者が実施しています。

令和8年度更新対象予定の教室等について現地調査した結果、以下のとおり内容に変更が生じたので設計変更するものです。

- ・更新対象の教室等について、一室としていたものが間仕切りがあったことにより別室となっていたことや、間仕切り設置により別室としていたものが上部に開放空間があり同一の部屋だったことなどが分かったため、更新床面積に変更が生じたことによる増額。
- ・本事業の入札公告後、更新対象としていた空調設備が故障し学校運営に支障をきたすことから、契約締結前に別途緊急工事にて機器の取替を行ったことによる減額。

1) 工事の進捗状況について

令和7年度（2025年度）更新予定の空調設備については、学校の夏休み期間中に工事が完了し順次維持管理を実施しています。現在、全体工事における出来高は約15%となっています。

令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）更新予定の空調設備についても、学校の長期休暇期間などを活用しながら学校運営に影響を及ぼさないよう事業を進めます。

2) 空調設備更新の状況写真

■室内機、全熱交換器の設置状況



■室外機の設置状況（屋上）



令和7年度枚方市教育振興基本計画に係る 主要事業の進捗状況について

総合教育部 教育政策課

1. 趣旨

市教育委員会では、第5次枚方市総合計画、枚方市教育大綱（令和6年3月策定）を踏まえ、「枚方市教育振興基本計画」を策定しています。本計画では、本市のめざすべき教育、教育目標を設定し、取り組みの基本的な方向性を示す基本方策を10項目にわたり定めています。

基本方策の具体化を図るための取り組みについては、毎年度、市長公約等を踏まえ、枚方市教育振興基本計画に係る主要事業として決定し、その推進を図るとともに6ヶ月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものと定めています。

このたび、令和7年9月30日現在における主要事業の進捗状況をとりまとめましたので、報告を行

うものです。

2. 内容

「令和7年度枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の進捗状況（令和7年9月30日現在）」の
おり

3. 今後の予定

ホームページに掲載し、公表する予定です。

令和7年度
枚方市教育振興基本計画に係る
主要事業の進捗状況
(令和7年9月30日時点)

令和7年●月
枚方市教育委員会

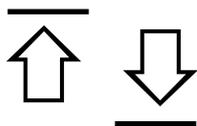
基本方策	主要事業名	担当部署名	ページ	備考
基本方策1	①小中一貫教育推進事業	教職員課 教育指導課	3	
	②学校園活性化事業	教育指導課 公立保育幼稚園課	4	
	③枚方市少人数学級充実事業	教職員課 教育指導課 児童生徒課 支援教育課	5	
	④学校ICT機器等整備業務 (小中学校教育用ICT機器等整備事業)	教育研修課	6	
	⑤多文化共生教育研究事業 (多文化共生教育推進事業)	支援教育課	7	
	⑥英語教育推進事業	教職員課 教育指導課	8	
	⑦読書活動推進事業	教育指導課	9	
	⑧進路指導等事務	支援教育課	10	
	⑨学力向上推進事業 (放課後自習教室事業)	教育指導課	11	
	⑩学校支援社会人等指導者活用事業	教育指導課 公立保育幼稚園課	12	基本方策2から組替え
基本方策2	①人権教育推進研究事業 (人権教育推進事業)	支援教育課	14	
	②多文化共生教育研究事業【再掲】	支援教育課	14	
	③帰国児童等に対する教育指導員派遣事業	支援教育課	15	
	④小中一貫教育推進事業【再掲】	教職員課 教育指導課	15	
	⑤学校水泳授業民間活用事業	教育政策課 新しい学校推進課 教育指導課	16	
	⑥部活動指導協力者派遣事業	教育指導課	17	
	⑦小学校給食充実事業	おいしい給食課	18	名称変更
	⑧学校給食における地元農産物利用促進事業	おいしい給食課	19	
	⑨食物アレルギー対応推進事業	おいしい給食課	20	
	⑩学校健康管理事業	学校支援課	21	
	⑪健康診断事業	学校支援課	22	
	⑫中学校給食充実事業	おいしい給食課	23	
	⑬文化財活用事業	文化財課	24	
	⑭野外活動センター利用促進事業	スポーツ振興課	25	
	⑮中学校給食における全員給食実施事業	おいしい給食課	26	
	⑯中学校部活動地域連携事業	教育指導課	27	

基本方策3	①枚方市教職員育成事業	教育研修課	29	
	②授業の達人養成・教科研究事業	教育研修課	30	
	③学校園活性化事業【再掲】	教育指導課 公立保育幼稚園課	30	
基本方策4	①支援教育推進事業	支援教育課	32	
	②通学困難児童・生徒通学等タクシー支援事業	支援教育課	33	
	③枚方市教職員育成事業【再掲】	教育研修課	33	
	④就学前支援教育推進事業	公立保育幼稚園課	34	
基本方策5	①幼児教育充実事業	公立保育幼稚園課	36	
	②学校園活性化事業【再掲】	教育指導課 公立保育幼稚園課	36	
	③学校支援社会人等指導者活用事業【再掲】	教育指導課 公立保育幼稚園課	37	
	④幼稚園保護者支援充実事業 (預かり保育事業)	公立保育幼稚園課	37	
基本方策6	①コミュニティ・スクール推進事業	教育指導課	39	
	②教育委員会広報事務	教育政策課 教育研修課	40	
基本方策7	①小学校安全監視事業	新しい学校推進課	42	
	②通学路安全対策事業	新しい学校推進課	43	
	③小中学校安全対策事業	支援教育課	44	
	④生徒指導充実事業 (枚方市生徒指導体制充実事業)	教職員課 児童生徒課	45	
	⑤いじめ問題対策事業	児童生徒課	46	
	⑥スクールアドバイザー派遣事業	児童生徒課	47	
	⑦教育相談事業	児童生徒課	48	
	⑧「心の教室相談員」配置事業	児童生徒課	49	
	⑨福祉・教育ソーシャルワーク事業	まるっとこどもセンター	50	
	⑩不登校児童・生徒支援事業	児童生徒課	51	
基本方策8	①学校整備・保全事業	施設計画課 施設整備課 施設管理課	53	
	②学校空調設備整備・維持管理事業	施設計画課 施設整備課	54	
	③学校規模等適正化事業	新しい学校推進課 施設整備課	55	
	④学校ICT機器等整備業務【再掲】	教育研修課	55	
	⑤校務の情報化推進事業	教育研修課	56	

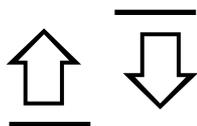
基本方策8	⑥小学校給食充実事業【再掲】	おいしい給食課	56	
基本方策9	①社会教育活動推進事業	教育政策課	58	
	②生涯学習事業	文化生涯学習課	59	
	③図書館資料購入手務	中央図書館	60	
	④図書館等巡回事業	中央図書館	61	名称変更
	⑤中央図書館管理運営事業	中央図書館	62	名称変更
	⑥図書館分館管理運営事業	中央図書館	63	名称変更
	⑦図書館オンラインシステム運営事業	中央図書館	64	名称変更
	⑧障害者利用促進事業	中央図書館	65	
	⑨電子図書館運営事業	中央図書館	66	
	⑩学校図書館支援事業	中央図書館	67	
	⑪読書活動推進事業【再掲】	教育指導課	67	
基本方策10	①文化財活用事業【再掲】	文化財課	68	
	②野外活動センター利用促進事業【再掲】	スポーツ振興課	68	
	③文化芸術創造拠点形成事業	文化生涯学習課	69	
	④文化財保護管理事業	文化財課	70	
	⑤市指定文化財補助事業	文化財課	71	
	⑥特別史跡百済寺跡再整備事業	文化財課	72	
	⑦市史編さん年報発行事務	文化財課	73	
	⑧各種スポーツ大会等開催事業	スポーツ振興課	74	
	⑨スポーツ推進事業	スポーツ振興課	75	
	⑩総合型放課後事業	放課後子ども課	76	
	⑪枚方子どもいきいき広場補助事業	放課後子ども課	77	

※表中の凡例

● 「指標」の「(めざすべき方向)」の表記について



…実績値が、目標値へ到達することをめざしています。



…実績値が、目標値を上(下)回ることをめざしています。

● 「令和7年度の取り組み実績」の表記について

- ・文頭に◆：事業の取り組み実績
- ・文頭に◇：事業の課題事項

基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。変化の激しい社会に柔軟に適應していくためにも、物事を多角的に捉え、多様な他者と協働しながら社会課題や生活課題に「新たな解」を生み出せる素養の育成が重要となります。

学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズを大切に、教職員及び児童・生徒が、1人1台端末を校務及び学習に日常的に活用した個別最適で協働的な学びを進め、「主体的・対話的で深い学び＊」の実現に向けた授業改善を繰り返しながら、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。^{③④⑨}
また、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、シームレスな学びの推進に向け、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。^{①②}

さらに、仮想空間やデジタル技術、ネットワークの活用が一般化された超スマート社会（Society 5.0）＊に対応するため、プログラミング教育＊の推進や情報活用能力のさらなる育成の視点も踏まえながら、ICT活用による新しい学校教育の確立に向けた「枚方版ICT教育モデル」や国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びの一層の推進に取り組みます。^④

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、目の前の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）^②などの子ども主体の学習活動を推進していきます。

市内大学と連携したイベントや海外の小学校とのオンライン交流など、より実践的な体験活動を通じて、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成^⑥するとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進します。^{⑤⑥}
また、学校図書館の活用による言語能力や情報活用能力の育成^⑦、職業体験や社会見学、社会人による特別授業、企業等と連携して課題解決を考える取り組みなどにより、社会と関わる機会を多く作り、未来を切り開く資質・能力の育成を図っていきます。^{⑧⑩}

さらに、感染症等の危機事象による学校の臨時休業などにも対応できるよう、オンライン授業等のICTを有効に活用した学習活動の充実を図る^④など、子どもたちの「ウェルビーイング」の向上に資する新しい教育に向けた取り組みを進めます。

主要事業の状況

1-①	小中一貫教育推進事業	担当課	教職員課 教育指導課	事業費（千円） ※人件費を含む	予算額	59,943	
					決算額		
事業概要（令和7年度の取り組み内容）							
<p>各中学校区において、小学校から中学校への円滑な接続や、シームレスな学びの推進等に向けて、校区の現状と課題を把握し、小・中学校が連携して以下の取り組みを実施している。</p> <p>○学力向上の取り組み 全中学校区にコーディネーターを配置し、学力向上委員会や教科会、学年会等の充実を図り、組織的な取り組みを推進するとともに、学力向上・授業づくりに高い見識を有する学識経験者を招聘し、教員の授業力向上を図る。 教科会等における授業研究の推進を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの課題を踏まえ、家庭における学習習慣の充実に努める。</p> <p>○体力向上の取り組み 各小・中学校で、これまで行ってきた体力テストの結果を基に、現状の児童・生徒に合わせた体力向上推進計画を作成・実践する。大阪体育大学と連携して、授業改善をはじめ児童・生徒の体力向上に向けた取り組みを推進する。</p>							
指標		R5年度	R6年度	R7年度			
（実績値の内容） 全国学力・学習状況調査の学力調査の平均正答率 （参考指標1）※（参1）と表記 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における実技に関する調査において全国平均を上回る種目数		実績値 [A] (%)	[小学校] 国語：67.00 算数：63.00 [中学校] 国語：71.00 数学：53.00 (参1) 小2種目 中1種目	[小学校] 国語：68.00 算数：64.00 [中学校] 国語：59.00 数学：53.00 (参1) 小2種目 中2種目	[小学校] 国語：67.00 算数：58.00 [中学校] 国語：55.00 数学：49.00 (参1) 12月頃把握予定		
（目標値の根拠） 小学校：国語 全国平均 算数 全国平均×1.01 以上 中学校：国語 全国平均 数学 全国平均×1.01 以上 （参考指標1） 前年度実績以上		目標値 [B] (%)	[小学校] 国語：67.20 算数：63.13 [中学校] 国語：69.80 数学：51.51 (参1) 小2種目 中1種目	[小学校] 国語：67.70 算数：64.03 [中学校] 国語：58.10 数学：53.03 (参1) 小2種目 中1種目	[小学校] 国語：66.80 算数：58.58 [中学校] 国語：54.30 数学：48.78 (参1) 小2種目 中2種目		
（めざすべき方向） 		達成度 [C] (%) ※ [□] なら C=A÷B ※ [◇] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	[小学校] 国語：99.70 算数：99.79 [中学校] 国語：101.72 数学：102.89 (参1) 小 100.00 中 100.00	[小学校] 国語：100.44 算数：99.95 [中学校] 国語：101.55 数学：99.94 (参1) 小 100.00 中 200.00	[小学校] 国語：100.30 算数：99.01 [中学校] 国語：101.29 数学：100.45 (参1) 12月頃算定予定		
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）							
<p>○学力向上の取り組み ◆全中学校区に学力向上に特化したコーディネーターを配置し、学力向上委員会や教科会、学年会などの校内組織の充実を図るとともに、学識経験者による講義や指導・助言を受けながら、授業改善や少人数指導など学力向上に向けた取り組みを推進している。</p> <p>◆授業改善や家庭学習等の充実に向けて、各校の情報教育推進担当を中心に、ICT機器の活用を図っている。</p> <p>○体力向上の取り組み ◆各小中学校で、児童・生徒の実態に応じた体力向上推進計画を作成し実践している。また大阪体育大学と連携した研究指定校において、体力向上に向けた取り組みを実践し、2学期に1年間の取り組みを公開授業と共に発表を予定している。 ◆ICT機器の活用による児童・生徒の体力向上事業に取組むとともに、全小学校において中学年以降の体力向上プラン「アクションプラン」を作成し、体力向上を推進している。</p>							
これまでの点検評価員等からの主な意見							
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度		
	市長公約	-					
	実行計画	16_01小中一貫教育の推進			R6からR7の 達成度の推移		
	関連計画	-					

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

主要事業の状況

1-②	学校園活性化事業	担当課	教育指導課 公立保育幼稚園課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 決算額	34,974
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>全学校園を学校園活性化推進校園として指定し、教育課題の解決や教職員の資質向上を図るため、校(園)内研修の充実を進めるとともに、年1回以上教職員対象の公開授業を実施し、授業改善等に活用する。また、日常生活や地域・社会で発見した課題を主体的に考え、他者との協働により解決する課題解決型学習(PBL)の推進に向けた取り組みを進める。さらに、菊咲かそう体験事業や、枚方市小学生スポーツCarnival、小学生合同音楽会等の教育委員会が主体となる事業を実施する。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 全国学力・学習状況調査の質問紙調査において「学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」の設問に対する児童・生徒の肯定的な回答の割合		実績値[A] (%)	小: 82.20 中: 84.90	小: 85.50 中: 86.90	小: 86.40 中: 86.70	
(目標値の根拠) 全国平均以上		目標値[B] (%)	小: 81.80 中: 79.70	小: 86.30 中: 86.10	小: 84.90 中: 84.70	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [○] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	小: 100.49 中: 106.52	小: 99.07 中: 100.93	小: 101.77 中: 102.36	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆全69校園において設定した研究主題に沿った校内研修等を計画し、外部講師を招聘した校内研修を実施している。また、公開授業を小・中学校において順次実施している。 ◆菊咲かそう体験事業における菊花展への出展については希望制とし、23校園が出展予定である。 ◆小学生合同音楽会を11月18日から21日までの4日間、総合文化芸術センターにて開催し、全小学校が参加予定である。 ◆枚方市小学生スポーツCarnivalを9月20日に枚方市立総合体育館において小学校1年生～6年生を対象にして実施した。(参加者数: 244人)						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・指標数値が減少傾向にある。タブレット端末を使用したコミュニケーションは活発になっているとのことなので、状況が正確に伝わるよう指標の見直しや参考指標の設定を検討いただきたい。(R6点検評価員会議)						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	R6からR7の 達成度の推移
	市長公約	-				
	実行計画	-				
	関連計画	-				

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

1-③	枚方市少人数学級充実事業	担当課	教職員課・教育指導課・児童生徒課・支援教育課	事業費(千円) ※人件費のみ	予算額	415,039
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>公立小学校では、1学級35人以下の少人数学級編制を、国が段階的に拡充し、令和7年度から全学年での実施となった。本市では、小学校における少人数学級編制を充実させ、子どもたち一人ひとりに対し、きめ細かな指導を行うことで、児童への教育効果を高めるため、支援学級在籍児童を含んで1学級35人以下とする市独自の少人数学級編制を、令和7年度からは全学年で実施する。</p> <p>学級数が増える学校に対して市費負担任期付教員を採用し配置する。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 学校教育自己診断の共通項目①「学校生活の中で、楽しいと感じることがある。」②「あなたの学級は、1人1人を尊重し、安心できる場所である。」の肯定的回答率 【参考指標】(R6まで)全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査学校生活の中で、楽しいと感じることがある。「調査対象学年の児童に対して、前年度までに、学校生活の中で、児童一人ひとりの良い点や可能性を見つけ評価する(褒めるなど)取組を行いましたか」の強肯定回答率		実績値[A] (%) — 【61.4】	①93.4% ②79.3% 【—】	12月頃把握予定		
(目標値の根拠) 対前年度比向上		目標値[B] (%) — 【65】	— 【65】	①95.4% ②81.3%		
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ \uparrow なら $C=A \div B$ ※ \downarrow なら $C=\{B+(B-A)\} \div B$ (小数第三位を四捨五入) — 【94.46】	— 【—】	12月頃算出予定		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆本市独自の支援学級在籍児童を含めた少人数学級編制として、小学校第1学年から小学校第6学年まで35人で実施とするため、市費負担任期付教員の採用・配置に取り組んでいる。 ◆本市独自の学級編制による増学級数59学級に対し、任期付講師43人を配置した。 ◇慢性的な講師不足により、市費講師の確保に課題がある。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・その効果を適切に示すことができる指標を今後も引き続き検討いただきたい。(R5点検評価員会議) ・今後は、適切な指標により事業の効果を測るとともに、指標の分析においては、否定的な回答にも着目しながら、その要因分析を踏まえ、肯定的回答率の上昇に向けた方策を講じられたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約					
	実行計画	16_02_子どもの確かな学力の定着を図る			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

1-④	学校ICT機器等整備業務 (小中学校教育用ICT機器等整備事業)	担当課	教育研修課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	682,700
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に教職員及び児童・生徒に導入した1人1台端末を更新する。6月から9月までに教職員、生徒、児童の順に端末を切り替える。 ICT活用による新しい学校教育の確立に向けた「枚方版ICT教育モデル」や国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びの一層の推進に取り組む。 1人1台端末を効果的に活用した授業実践や好事例を市内小中学校に広く情報発信、教職員研修を通じて教職員の授業改善を図る。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 教員のICT活用指導力チェックリスト「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用することができますか。」に対して肯定的な回答をした割合 ※【】内は全国平均		実績値 [A] (%) 90.03 【90.4】	91.04 【未公表】	年度末把握予定		
(目標値の根拠) 肯定的回答の割合100%		目標値 [B] (%) 100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ \uparrow なら $C=A \div B$ ※ \downarrow なら $C=(B+(B-A)) \div B$ (小数第三位を四捨五入)	90.03	91.04	年度末算定予定	
令和7年度の取り組み実績 (◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆令和7年度端末更新 令和2年度に配備した1人1台端末、周辺機器及び学習支援ソフト、通信手段等について更新を実施。端末とキーボードケースやタッチペン等の周辺機器のほかセルラー通信(5G)について、教職員端末は7月1日、中学校生徒端末は9月1日、小学校児童端末は10月1日に導入を行った。 ◆端末更新と同時に学習支援ソフトとデジタルドリルを整理。教職員と学校の連絡ツールも整理し統一を行った。 ◇端末更新後の破損故障の対応と予備機の管理 ◇1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進 ◇1人1台端末の充実による、コンピュータ教室の在り方の検討						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・今後とも、未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するため、学校ICT機器等の活用の充実に取り組んでいただきたい。(R4点検評価員会議) ・先進的な取り組みを実現している1人1台端末について、契約更新においては、環境充実に向けて計画的に行っていることは評価できる。今後は、ICT活用の影響についての様々な研究結果にも目を向けながら、デジタルとアナログを効果的に使い分ける取り組みをさらに進めていただきたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度・7年度市政運営方針				
	実行計画	16_02子どもの確かな学力の定着を図る			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	枚方版ICT教育モデル 教育の情報化に関する手引-追補版-文科省				

主要事業の状況

1-⑤	多文化共生教育研究事業 (多文化共生教育推進事業)	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	313
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
学校園における在日外国人教育・国際理解教育の推進を図るため、枚方市多文化共生教育研究会において研究事業に取り組む。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 年6回開催する講演会・学習会に参加する教職員の延べ人数		実績値[A] (人・校)	228	173	182	
(目標値の根拠) 前年度実績		目標値[B] (人・校)	225	228	173	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	101.33	75.88	105.20	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆研究委員会 5月29日 実践報告会・今年度の取組みについて 9月25日 講師「姜尚美氏」による在日外国人・国際理解についての講演会・学習会の実施。 ◆大阪府在日外国人教育研究協議会集会(北河内大会)6月21日への参加。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・外国にルーツのある子どもへの支援をはじめ、すべての子どもたちが異文化を理解し、多文化を許容することが重要である。(R5点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	16_05多文化共生教育の推進			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

1-⑥	英語教育推進事業	担当課	教職員課 教育指導課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 決算額	265,241
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校に外国人英語教育指導助手(NET)、全小学校に日本人英語教育指導助手(JTE)または英語専科教員を配置し、英語を使った体験的な学習の充実を図る。また、小学校で指導する外国人英語教育指導助手(NET-E)を配置し、小学校外国語活動の指導体制の強化を図る。 ・英語の4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)をバランスよく育成するため、全市立中学校第2・第3学年の全生徒を対象に4技能の到達度を測ることができる学習アプリを活用し、生徒の英語力向上を図る。 ・関西外国語大学と連携し、留学生との交流等、英語を使った体験的な活動の充実を図り、より実践的な英語力を育むため「MuChatHirakata」を実施する。 ・ICT機器を活用して、本市小学校と海外の小学校とオンラインでの交流を実施する。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) アンケート調査において、「英語の授業が楽しい」と答えた児童(小学校第3学年～第6学年)及び生徒(中学校第1学年～第3学年)の割合		実績値[A] (%)	小: 86.90 中: 81.37	小: 86.98 中: 81.90	年度末把握予定	
(目標値の根拠) 児童(小)の満足度90%以上 生徒(中)の満足度85%以上		目標値[B] (%)	小: 90.00 中: 85.00	小: 90.00 中: 85.00	小: 90.00 中: 85.00	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	小: 96.56 中: 95.73	小: 96.64 中: 96.35	年度末算定予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校にNET19名、小学校にJTE27名及びNET-E3名を配置している。 ◆全小学校に対して、小学校で指導する外国人英語教育指導助手(NET-E)を巡回配置、または、希望に応じて中学校NETを臨時で派遣している。 ◆学習アプリの活用が進んでいる。全中学校第2・第3学年において、自身の到達度を測定するレベルチェックテストをほぼ全員が受験済みである。 ◆MuChatHirakata(旧枚方英語村)の実施に向けて関西外国語大学と準備を進めている。(実施日は調整中) ◆一人一台タブレットを活用して、本市小学校と海外の小学校とオンラインでの交流を複数回実施している。 ◇慢性的な講師不足により、市費講師の確保に課題がある。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・学年があがるごとに、授業が楽しいと答えた児童数が減少している実態を詳しく分析していただき、特に小学校で英語を苦手とする児童をつくらぬよう、今後も取り組みを進めていただきたい。(R5点検評価員会議) ・達成度は高水準で推移しているものの、経年比較すると小学校では微減している。学年が上がっても英語を楽しく学べる授業づくりをこれからも進めていただきたい。(R6点検評価員会議) 						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	R6からR7の 達成度の推移
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度市政運営方針				
	実行計画	16_02子どもの確かな学力の定着を図る				
	関連計画	-				

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

主要事業の状況

1-⑦	読書活動推進事業	担当課	教育指導課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 決算額	98,032
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の言語能力を育むため、学校司書と司書教諭が連携して、義務教育9年間を見通した読書活動の充実を図る。 市立図書館と連携した学校図書館の環境整備、児童・生徒の読書習慣の確立、調べ学習等、授業における学校図書館の活用を推進する。 小学校における学校図書館を活用した教育活動の支援等に向けて、学校司書確保の取組みを進めていく。 児童・生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付けることの重要性に鑑み、小・中学校に複数紙の新聞配備を進める。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 学校の授業時間以外に読書を「10分以上」する児童生徒の割合 ①全国学力・学習状況調査の質問紙調査より把握 ②市教委独自アンケートより把握		実績値 [A] (%)	①小: 52.2 中: 43.0 ②小: 58.3 中: 53.5	①(設問なし) ②小: 56.6 中: 46.1	①小: 50.2 中: 39.5 ②小: 年度末把握予定 中: 年度末把握予定	
(目標値の根拠) 学校の授業時間以外に読書を「10分以上」する児童生徒の割合 ①全国学力・学習状況調査の質問紙調査より把握(全国の割合と比較) ②市教委独自アンケートより把握(前年度末と比較)		目標値 [B] (%)	小: 60.00 中: 49.40	①(設問なし) ②小: 58.3 中: 53.5	①小: 53.2 中: 40.4 ②小: 56.6 中: 46.1	
(めざすべき方向) <div style="text-align: center;">  </div>		達成度 [C] (%) ※ ^① なら C=A÷B ※ ^② なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	小: 87.00 中: 87.04	① — ②小: 97.08 中: 86.16	①小: 94.36 中: 97.77 ②小: 年度末算定予定 中: 年度末算定予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆学校司書配置小学校による「学校図書館を活用した取組報告書」をポータルサイト「まなViVA!ひらかた」に掲載し、情報発信を行っている。また、司書教諭・学校司書研修にて、学校図書館の活用や小中学校の好事例を具体的に紹介し、共有することで、読書活動の取組推進を図っている。 ◆市教委独自アンケートについて、読書の取組推進の効果が表出されやすいアンケート項目を再検討し、新たに対象学年を小学2年生を追加した小学2年生・小学4年生～中学3年生へ同アンケートを実施した。 ◇各校で、読書活動の取組推進を図っているものの、アンケートでの数値としては表れにくい。学校別のアンケート結果や貸し出し冊数等の経年変化をみると、増加傾向が見られる学校があるものの、まだ、市全体としての効果とは言い難い状況である。引き続き、好事例を発信し、各学校の状況に応じた取組の推進を支援していく。 ◇学校司書の配置換えにより中学校図書館環境の維持管理が困難な状況が窺える。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度については、事業指標の結果から、特に小学生の読書習慣に課題が生じているため、対策を講じていただきたい。(R4点検評価員会議) 様々な取組は行われているものの、指標となる数値は小学校では減少傾向、中学校では横ばいとなっており、目標値との開きも縮小していない。今後も、好事例の発掘と共有を行うなど、読書活動の活性化に向けて取り組んでいただきたい。(R6点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度市政運営方針				
	実行計画	16_02子どもの確かな学力の定着を図る			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

主要事業の状況

1-⑧	進路指導等事務	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	2,983
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・進学意欲を有しながら、経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒や保護者等に対して、進路選択支援事業を特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託し、奨学金等に関する相談や情報提供を実施する。</p> <p>・教育活動全体を通して学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意思、意欲などを培うキャリア教育を系統的に実施する。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 教育活動全体を通してキャリア教育を実施し、キャリア・パスポートを作成した児童・生徒の割合(パスポート作成児童・生徒数/5月1日現在全児童・生徒数)		実績値[A] (%) 100.00 (29,292/29,292)	100.00 (28,675/28,675)	100.00		
(目標値の根拠) 児童・生徒全員がキャリア・パスポートを取得すること。		目標値[B] (%) 100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆奨学金等に関する相談や情報提供を行っていることを、業務を受託している特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会が枚方市立中学校に周知及び案内をした。また、保護者等を対象に奨学金に係る対面での説明会を令和7年6月27日に開催(参加者21名)するとともに、枚方市教育委員会のホームページに奨学金の関係資料を掲載し、説明のための動画配信を行っている。 ◆例年に引き続きキャリア・パスポートを活用したキャリア教育を全小中学校において実施している。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

1-⑨	学力向上推進事業 (放課後自習教室事業)	担当課	教育指導課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	51,347
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
児童・生徒の学習意欲を高め、自学自習力を育むとともに、新学習指導要領で求められている資質・能力の育成を図るため、授業・課業時間外・家庭学習で学習ができる民間の学習コンテンツを利用できるように環境を整備し、学力向上の取り組みを推進する。また、放課後学習教室の開室方法を見直し、中学生対象に民間のノウハウを生かした学習教室を実施し、生徒の学習支援を行う。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 放課後学習教室の実施回数(夏季集中学習教室を除く。) (参考指標1)※(参1)と表記 「来年も参加したい」と回答した生徒の割合 (参考指標2)※(参2)と表記 実人数(登録者数)		実績値[A] (回) 513 (参1) 28.5% (参2) 449人	513 (参1) 48% (参2) 407人	221 (参1) 年度末把握予定 (参2) 536人		
(目標値の根拠) 【R5年度】年間27日(中19校)開室 【R6年度】年間27日(中19校)開室 【R7年度】年間27日(中19校)開室 (参考指標1)前年度実績以上 (参考指標2)1校20人×19校		目標値[B] (回) 513 (参1) 48% (参2) 240人	513 (参1) 28.5% (参2) 380人	513 (参1) 48% (参2) 380人		
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) 100.00 (参1) 61.95% (参2) 187.08% ※ [△] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00 (参1) 168.42% (参2) 107.11%	43.08 (参1) 年度末算定予定 (参2) 141.05%		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆児童・生徒一人ひとりの理解度に応じて学習ができる学習コンテンツを活用しながら、授業・課業時間外・家庭学習における学習機会の充実を図っている。 ◆5月から中学生対象の放課後学習教室ひらスタを開室した。8月には夏季集中学習教室を開催し、参加生徒(301名)の学習意欲の向上や基礎学力の定着などの学習支援を行った。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

1-⑩	学校支援社会人等指導者活用事業	担当課	教育指導課 公立保育幼稚園課	事業費（千円） ※人件費を除く	予算額	3,913
					決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
各教科の指導補助、総合的な学習の時間、特別活動など優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することで学校での教育活動の活性化を図る。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 学校支援社会人等指導者を活用した回数	実績値 [A] (回)	1,623.0	1,639.0	610.0		
(目標値の根拠) 活用回数の上限（1校あたり約22回）	目標値 [B] (回)	1,820	1,865	1,865		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	89.18	87.88	32.71		
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
◆小・中学校において、菊の栽培、読み聞かせ、性教育、平和教育、伝統、演劇、キャリア教育、学習補助を実施し、教育活動の活性化を図っている。 ◆幼稚園においては、学校支援社会人等指導者の活用により、読み聞かせ、科学遊び、スポーツなどを実施している。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・指導者確保の工夫として、コミュニティ・スクールを活用するなど、地域にあった方法を検討していただきたい。（R5点検評価員会議）						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会を作ることで、全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。^①また、多様な文化を認め合い、人類普遍の理念である平和の持つ意義を学ぶとともに、国際社会に貢献する資質や態度を身に付けられる教育を進めます。^②

外国籍や長く外国で居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・習慣で育った子ども等に対しては、日本語習得のための機会の提供や相談支援などを進めながら、学習の中で互いの文化を学び、尊重し合うことで、多文化共生の推進に取り組みます。^{②③}

小・中学校期における健全な身体の育成に向け、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した専門スタッフによる水泳指導^⑤などにより、体力・技術力の向上に取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材の活用や、大学、地域活動団体との連携によって、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術に触れ合うことのできる機会の確保に努めます。^{④⑥⑬}

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加等、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、給食を通じて、望ましい食習慣や食を選ぶ力を育てるとともに、食物アレルギーに配慮した安全・安心な給食の提供など、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。^{⑦⑧⑨⑩⑪⑫}小学校給食については、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、令和6年2学期より給食費無償化に取り組んでいます。^⑦中学校給食については、これまでの検証や課題整理を踏まえ、PFI方式*による新給食センターの整備などにより、令和10年2学期からの全員給食実施に向けた取り組みを進めます。^⑮

さらに、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会^⑬や、自然を生かした野外活動などの体験活動を拡充します。^⑭

主要事業の状況

2-①	人権教育推進研究事業 (人権教育推進事業)	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	1,642
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
学校園が教育活動において人権教育を適切に位置づけ、校園長を中心とした組織的な指導に努め、人権教育をすすめるため、枚方市人権教育研究協議会において研究事業に取り組む。						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 大阪府人権教育研究協議会等による人権教育推進のための教職員研修会等への参加人数		実績値[A] (人)	435	431	257	
(目標値の根拠) 前年度実績		目標値[B] (人)	486	435	431	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ \uparrow なら $C=A \div B$ ※ \downarrow なら $C=(B+(B-A)) \div B$ (小数第三位を四捨五入)	89.5	99.08	59.6	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆ひらがな学習会4月9日への参加 ◆大阪府人権教育研究協議会夏季研究大会8月19日～20日への参加 ◆第一回人権担当者会議5月28日人権担当者のチーム作り・今年度の取り組みについて、第二回6月17日レポート報告・各校レポート交流を実施 ◆枚方市人権教育研究協議会 未来塾 人権をベースとした集団作り、授業づくりについての交流。人権教育をどう学校に広めているかを考える活動を6月4日・9月10日に実施						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・研修の実施で完了するのではなく、研究事業としての成果をまとめるなど、研究の積み上げを今後にならしていき効果的な方法に努めていただきたい。(R6点検評価員会議) ・昨年度に意見していた研究事業の成果をとりまとめたことは評価できる。研究成果は研修などで活用いただき、人権教育のさらなる推進を期待する。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				
2-②	多文化共生教育研究事業【再掲】※基本方策1に記載	担当課	支援教育課			

主要事業の状況

2-③	帰国児童等に対する教育指導員派遣事業	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	5,062
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
日本語の理解が困難な帰国児童等に対して、日本語及び教科の学習の支援、学校生活における相談等を行う教育指導員を派遣し、当該児童等の孤立感の解消や学校生活への適応の促進に努めることにより、当該児童等に対する教育の充実を図る。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 帰国児童等が対応を必要とする言語数に対して教育指導員が対応可能な言語数の割合(対応可能な言語数/対応を必要とする言語数)		実績値 [A] (%)	100.00(6/6)	100.00(7/7)	100.00(6/6)	
(目標値の根拠) 帰国児童等が対応を必要とする言語数に対する教育指導員が対応可能な言語数の割合が100%		目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [▽] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語の理解が困難な帰国児童等に対して、学習の支援、学校生活における相談等を行う教育指導員を派遣した。 ◆指導員が不足した言語がある場合は、関係機関(観光交流課)と連携し、市のHPや広報等で幅広く登録の募集を募っているところである。 ◆教育指導員を派遣している言語(中国語、ベトナム語、スペイン語、ウルドゥー語、ネパール語、インドネシア語) ◇海外からの編入後、早期の適切な支援が必要であることから、編入1年目は週2回、2年目は週1回をベースとしながらも、児童・生徒の状況をふまえ、派遣回数を調整できるようにするなど、子どもの実態に応じた支援(編入直後の早期支援・派遣期間等)が可能になるように見直していく予定。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・子どもたちの実態を踏まえ、特に手厚い支援が必要とされる来日直後の子どもたちへ十分な支援がなされるよう、事業の効果的な運用に努められたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				
2-④	小中一貫教育推進事業【再掲】※基本方針1に記載	担当課	教職員課 教育指導課			

主要事業の状況

2-⑤	学校水泳授業民間活用事業	担当課	教育政策課 新しい学校推進課 教育指導課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	54,308
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校における水泳授業について、民間施設や民間の専門スタッフを活用した取り組みを進めることで、児童の泳力向上を図る。併せて、水泳授業に関連する業務の改善や、学校プール施設の老朽化に伴う維持管理、改修・改築費用の縮減などにつなげる。 ・令和7年度の実施校14校※前年度実施対象校13校に加えて新規1校(津田) ・令和7年1月に策定した「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方」に基づき、庁内調整を進め、学校、事業者の意向を確認しながら全校実施に向けて取り組む。令和7年度中に全校実施に向けた年次計画を作成予定。 ・現禁野小移転後の跡地活用の方針を踏まえ、新たなプール施設整備について検討を進める。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 水泳授業の委託を行った学校の数	実績値 [A] (校)		11	12	14	
(目標値の根拠) 段階的に小学校の水泳授業の委託を実施する。	目標値 [B] (校)		11	13	14	
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [▽] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)		100.00	92.31	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆令和6年度の対象校13校(※)に新たに1校(津田小)を加え、計14校の学校で本事業を実施している。 (※)令和6年度対象校のうち、氷室小(学校へのスタッフ派遣)については、入札不調となったため同年度の事業を中止し、同校の教員により水泳授業を行った。 ◆令和7年1月に策定した「小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方」に基づき、庁内調整を進め、学校、事業者の意向を確認しながら、全校実施に向けて取り組んでいる。 ◆令和7年度中に、全校実施に向けた年次計画を作成予定としている。 ◆現禁野小移転後の跡地利用について、民設民営による新たなプール施設の確保に向け、関係部署等との調整を進めている。 ◇施設利用校の学校プール施設の取り扱いも含めた跡地活用について、整理が必要である。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果も注視しつつ、子どもたちが楽しみながら泳力向上をめざせる方策を講じられたい。(R7点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	/
	市長公約	令和5年度所信表明				
	実行計画	16_03 高い指導力と意欲を持つ教職員の育成			R6からR7の 達成度の推移	/
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑥	部活動指導協力者派遣事業	担当課	教育指導課	事業費（千円）	予算額	16,919
				※人件費を除く	決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
部活動の活性化と充実を図るとともに、顧問教員の時間的余裕を生み生徒指導や授業研究の時間を確保するため、各中学校に専門的な知識や技能を有する部活動指導協力者を派遣する。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
（実績値の内容） 中学校部活動指導協力者の派遣回数 （指導協力者の派遣1回につき2時間、教員の負担軽減が図られたとみなす）		実績値 [A] (回)	5,167.5	5,463	3,089	
（目標値の根拠） 派遣回数の上限		目標値 [B] (回)	6,650	6,650	6,650	
（めざすべき方向） 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	77.71	82.15	46.45	
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
◆延べ125名の部活動指導協力者の登録があり、市内19中学校のすべての学校で活用している。 ◇部活動指導協力者に対するハラスメント等に関する研修の実施時期及び手法等の検討 ◇中学校部活動地域展開に係る制度構築における部活動指導協力者の取扱いの検討						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・教員と同様に、部活動指導協力者に対しても、体罰防止等の研修の実施を検討すべきである。（R5点検評価員会議）						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-				
	関連計画	-			R6からR7の達成度の推移	

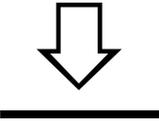
主要事業の状況

2-⑦	小学校給食充実事業	担当課	おいしい給食課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	1,317,752
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・全小学校の児童を対象に、2箇所センター方式の共同調理場、5箇所親子方式共同調理場及び22箇所の単独調理場において調理、配送、食器・食缶等の洗浄、物資搬入管理、衛生・安全管理等の業務を直営または委託で実施するとともに、米飯の炊飯や配膳、検便等の業務について業務委託により実施する。</p> <p>・小学校給食の無償化については、今後も継続して子育て世帯の負担軽減に取り組むとともに、引き続き学校給食摂取基準に基づいた給食提供を実施していく。</p> <p>・食材料費の物価高騰相当額を枚方市学校給食会へ補助することで、児童に必要な栄養摂取量を満たした給食の安定的な提供に努めた。今後も引き続き、質を確保した給食提供に取り組む。</p> <p>・学校給食の牛乳パックについては、民間事業者と連携し、リサイクルに取り組むとともに、指導担当部署と民間事業者との調整により、児童への環境啓発への取組みにつなげており、今後も継続して実施する。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 小学校給食提供食数 (提供できた食数)		実績値[A] (食)	4,057,831	3,947,501	1,810,492	
【参考】 児童1人1月あたりに負担できた給食費		【参考】 (円)	【参考】 -	【参考】 3,800		
(目標値の根拠) 年間の給食提供食数 (年間で提供しなければいけない食数(※学校から提供の報告があった食数))		目標値[B] (食)	4,057,831	3,947,501	3,951,820	
【参考】 保護者実費負担分を軽減できた児童1人1月あたりの給食費		【参考】 (円)	【参考】 -	【参考】 3,800	【参考】 3,800	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%)	100.00	100.00	45.81	
		※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)				
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆枚方市共同調理場、親子方式共同調理場及び22箇所の単独調理場において、安全で確実に学校給食を提供できている。</p> <p>◆小学校給食の無償化については、令和6年度2学期より開始し、子育て世帯の負担軽減に取り組むとともに、食材料費の物価高騰相当額を学校給食費支援事業補助金により、枚方市学校給食会へ補助することで、質を確保した給食提供に取り組んでいる。</p> <p>◆牛乳パックのリサイクルは引き続き、関係部署等と連携を図り取り組んでいる。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・学校給食の牛乳パックのリサイクルの取組みの教育効果を高めるため、児童へのフィードバックの更なる充実を期待する。(R5点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち		達成度		
	市長公約	-				
	実行計画	-		R6からR7の達成度の推移		
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑧	学校給食における地元農産物利用促進事業	担当課	おいしい給食課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	—
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>小学校給食用食材として大阪府内産を含めた地元農作物の利用促進を図っている。令和4年度より精米の納入先を切り替え、地元農産物の使用率が大幅に減少したが、引き続き枚方産及び府内産野菜の積極的な活用に取り組んでいる。今後は、献立等を工夫することにより、できるだけ多く地元農作物に触れる機会を設けるよう取り組む。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 給食実施日数に対する地元農産物の使用日数の割合 (大阪府内産・枚方産の使用日数の割合) (参考) 地元農産物の割合 (大阪府内産・枚方産の使用割合)		実績値[A] (%) — (参考)5.00	— (参考)7.4	36.76		
(目標値の根拠) 年間の地元農産物使用日数の割合目標値 (参考) 第3次枚方市食育推進計画の地元農産物使用目標値		目標値[B] (%) — (参考)38.00	—	40.00		
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	— (参考)13.16	91.90		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆令和7年度から目標値を「年間の地元農産物使用日数の割合」として、日々の給食にできる限り地元産の野菜類を使用するように取り組んだ。9月現在、特に、エンドウ豆、じゃがいも、なす、玉ねぎ、青ネギ、かぼちゃなど8品目の地元産を使用し、9月末現在で、36.76%の使用となった。 ◇食材の高騰や天候の影響により入荷困難な食材も生じてきており、安定した食材の確保が課題となっている。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑨	食物アレルギー対応推進事業	担当課	おいしい給食課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	—
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・食物アレルギー対応の適切かつ的確な取り組みを進めるため、主治医が記載した学校生活管理指導表や学校におけるアレルギー疾患対応の手引きに基づき、学校給食における食物アレルギー対応上の事故(救急搬送)件数(新規発症を除く)が0件となるよう、安全の確保に取り組む。</p> <p>・中学校給食においては、毎日、8大アレルゲンを使用しない代替食を提供することで、より安心安全な給食提供を実施しており、今後も継続して取り組む。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) アレルギー対応をしている児童における事故(救急搬送)件数		実績値[A] (件)	0	0	0	
(目標値の根拠) アレルギー対応をしている児童における事故(救急搬送)がないこと		目標値[B] (件)	0	0	0	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆9月末現在、学校給食における食物アレルギー対応上の事故(救急搬送)件数(新規発症を除く)が0件であり、継続して取り組む。また、小学校給食においては、卵、乳、エビの除去食対応、中学校給食については、毎日8大アレルゲンを使用しない対応を行っており、今後も引き続き実施していく。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	—
	市長公約	—				
	実行計画	—			R6からR7の 達成度の推移	—
	関連計画	—				

主要事業の状況

2-⑩	学校健康管理事業	担当課	学校支援課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	6,425
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>学校園医(内科医、眼科医、耳鼻科医)、学校園歯科医、学校薬剤師、結核検診医、心臓検診医、腎臓検診医、歯科衛生士による小学校44校、中学校19校での内科、眼科、耳鼻科、歯科健康診断などの健康診断、健康相談、臨時健康相談、感染流行時の指導、学校環境衛生の維持管理及びブラッシング指導を実施する。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 「枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱」の規定どおりに学校園医を配置できている割合		実績値 [A] (%)	107.96	107.96	107.96	
(目標値の根拠) 「枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱」を基に算出		目標値 [B] (%)	100	100	100	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [▽] なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	107.96	107.96	107.96	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆市立小中学校において、内科検診・運動器検診・眼科検診・歯科健康診断を、小学校第1・3学年及び中学校第1学年を対象に耳鼻科検診を学校園医により行った。 ◆結核対策委員会(6月・3月)・心臓検診協議会(9月・2月)・腎臓検診協議会(6月・10月)を年間各2回開催予定。 ◆学校薬剤師による空気、飲料水、プール水質(中学校部活動校のみ)、照度の検査等を実施する。 ◆歯科衛生士によるブラッシング指導を各小学校で学年を決めて1学期16校で実施し、2学期27校実施予定。 ◆健康相談は、専門的な観点、立場から学校及び児童・生徒の支援を行う。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	/
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	/
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-①	健康診断事業	担当課	学校支援課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	37,074
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
全学校において学校保健安全法に基づく健康診断を実施する。						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 定期健康診断の受診率(受診者数/対象者数×100)		実績値[A] (%)	99.19	99.55	99.45	
(目標値の根拠) 対象者全員		目標値[B] (%)	100.00	100.00	100.00	
(めざすべき方向) <div style="text-align: center;">  </div>		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	99.19	99.55	99.45	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆全児童・生徒対象に、結核検診、内科検診、運動器検診、眼科検診、尿検査を実施し、歯科健康診断を実施した。 ◆小学校第1学年及び中学校第1学年対象に、心臓検診を実施した。 ◆小学校第1・3学年及び中学校第1学年対象に、耳鼻科検診を実施した。 ◆小学校第5学年及び中学校第1学年の希望者対象に、モアレ撮影検査を実施する。 ◆結核検診総受診者数：27,808人、総対象者数：27,963人						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・不登校児童生徒に対しても、様々な方法でアプローチされていることは評価できる。引き続き、きめ細やかな対応を行い、全員が受診できるよう努めていただきたい。(R6点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑫	中学校給食充実事業	担当課	おいしい給食課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	454,296
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校の生徒を対象に、第一学校給食共同調理場において調理、配送、食器等の洗浄、物資搬入管理、衛生・安全管理等の業務を委託で実施するとともに、米飯の炊飯や配膳、検便、施設の機械警備等の業務について業務委託により実施する。 ・食材料費の物価高騰相当額を枚方市学校給食会へ補助することで、生徒に必要な栄養摂取量を満たした給食の安定的な提供に努めた。今後も引き続き、質を確保した給食提供に取り組む。 ・学校給食の牛乳パックについては、民間事業者と連携し、リサイクルに取り組んでおり、今後も継続して実施する。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 中学校給食の喫食率		実績値 [A] (%)	37.03	38.55	39.80 (6月時点)	
(目標値の根拠) 中学校給食の各年度目標喫食率		目標値 [B] (%)	50.00	50.00	50.00	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [▽] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	74.06	77.10	79.60	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆第一学校給食共同調理場において調理、配送、食器等の洗浄、物資搬入管理、衛生・安全管理等の業務について、委託により滞りなく実施している。また、食材料費の物価高騰相当額を学校給食費支援事業補助金により、枚方市学校給食会へ補助することで、生徒に必要な栄養摂取量を満たした給食の安定的な提供に取り組んでいる。 ◆喫食率については、今年度実績で平均39%を超えている状況となっている。 ◆牛乳パックのリサイクルは、引き続き、関係部署等と連携を図り取り組んでいる。 ◇本市の子育て世帯への経済的負担軽減の目的に基づき、食材料費の高騰分への補助を継続していく必要があるが、物価高騰の終息が見えない中、今後の方向性について財源確保や今後の国の動向も見据え、考えていく必要がある。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	達成度
	市長公約					
	実行計画				R6からR7の達成度の推移	達成度の推移
	関連計画					

主要事業の状況

2-⑬	文化財活用事業	担当課	文化財課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	1,142
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 文化財説明板の新たな設置や古くなった説明板の建替え 文化財防火デー(市と枚方寝屋川消防組合が、文化財を所蔵する社寺等で消防訓練を実施) 歴史講座、歴史ウォーク(市内文化財めぐり等) 文化財の展示(輝きプラザきらら2階展示ルーム等で発掘調査の出土遺物等を展示、枚方宿での「まちかど歴史展示」) 新旧鋳物工場を巡る「鋳物ツーリズム」 発掘調査現地説明会 刊行物(文化財関係図書等)の発行など 出前講座 古文書講座 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 歴史関連イベントの参加者数		実績値[A] (人)	2,210	2,337	507	
(目標値の根拠) 過去のイベント(平成18年～前年)の参加者数の平均値を目標値とする(事業統合により、令和2年度から古文書講座・楠葉台場跡の活用事業を加えた)		目標値[B] (人)	1,258	1,309	1,324	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [▽] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	175.68	178.53	38.29	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財説明板の設置(春日神社の秋祭り) ◆文化財の展示(輝きプラザきらら2階展示ルーム等で発掘調査の出土遺物等を展示)「百済王らは朕の外戚なり」336人 ◆市民歴史講座「南北朝・室町期の枚方市域」116人 ◆鋳物ツーリズム1回目(コマツ大阪工場)21人 ◆文化財だよりの発行、出前講座等 ◆古文書講座(初級)34人 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	19_01 歴史的文化的遺産の活用と情報発信の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑭	野外活動センター利用促進事業	担当課	スポーツ振興課	事業費(千円)	予算額	3,805
				※人件費を除く	決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
野外活動センターの利用増をめざし、学校キャンプ(日帰り・宿泊)を実施しやすくするため、企画段階からサポートを行い、学校ニーズに対応した学校キャンプの促進を図る「学校キャンプ支援事業」を実施する。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 施設の市内小中学校のキャンプ利用件数 (日帰り・宿泊)	実績値[A] (件)	19	23	10		
(目標値の根拠) 前年度実績又は直近3年実績値の平均のどちらか多い数	目標値[B] (件)	24	22	21		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	79.17	104.55	47.61		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆学校キャンプの支援は、運転手の不足により課題となっているバスの手配について各学校との日程調整を早い段階で進める。 ◆サウンディング型市場調査の結果を取りまとめ、リニューアルに向けた取組を進めている。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	17_04 スポーツ活動の推進			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

2-⑮	中学校給食における全員給食実施事業	担当課	おいしい給食課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	64,770
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・学校給食は、子どもたちに栄養バランスのとれた食事を提供し、健康増進や体位向上を図るだけでなく、食育の教材として活用することで生涯にわたる豊かな食生活を培うものであることから、中学校の全員給食を行い、より豊かな学校生活をめざす。</p> <p>・令和6年度はアドバイザー委託において、新給食センターの整備をPFI方式で進めていく上で必要な実施方針や要求水準書を作成するとともに、枚方市立中学校全員給食事業PFI事業者選定審議会を開催し事業者公募に向けての取り組みを進めたが、事業者の参加表明がなかった。今後は、公募等の内容や今後の進め方等についての検証を進め、できるだけ早期に中学校全員給食が実施できるよう取り組みを進めていく。</p> <p>【整備項目】 ①配膳室エアコン設置、②備品購入、③懇話会開催、④今後の方針の決定、⑤方針に基づく計画の作成、⑥学校への説明、⑦第一共調設計委託、⑧可能性調査、⑨アドバイザー委託、⑩第三共調解体・設計、⑪配膳室拡張設計委託、⑫第三共調工事、⑬配膳室拡張実施工事、⑭第一共調改修工事、⑮物品・大型備品等の購入</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 持続可能な中学校給食の運用開始に必要な整備達成率 ※「整備項目」は「事業概要」の①～⑮のとおり		実績値 [A] (%)	47.33 (指標①②③④⑤⑥⑧⑨)	49.33 (指標①②③④⑤⑥⑧⑨)	—	
(目標値の根拠) 各年度の整備達成率		目標値 [B] (%)	60.00 (指標①～⑨)	51.33 (指標①②③④⑤⑥⑧⑨)	68.00 (指標①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪)	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	78.88	96.10	—	
令和7年度の取り組み実績 (◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆入札の再公募に向け事業者へのサウンディング調査を行い、その調査結果を基に、関係部署等と連携し、公募内容やスケジュール等の見直しを行った。今後は、本スケジュールに基づき、中学校全員給食に向け、取り組みを進めていく。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度・7年度市政運営方針				
	実行計画	15_01小学校の給食無償化			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画					

主要事業の状況

2-16	中学校部活動地域連携事業	担当課	教育指導課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 15,482 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>中学校部活動の在り方については、スポーツ庁及び文化庁において策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、本市の実情に沿った「ひらかたモデル」としての部活動の方針の改訂に向けて、枚方市中学校部活動の在り方懇話会や関係課で組織する市内委員会において協議、検討を進めていく。</p> <p>令和7年度は、令和6年度の試行実施における検証を基に、「ひらかたモデル」の策定に向けて、意見聴取会である有識者、保護者、学校長、関係団体からなる枚方市中学校部活動の在り方懇話会の開催、及び学校内外における地域クラブ活動の更なる試行実施等を行う。</p>					
指標		R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 休日に顧問教員なしで活動する中学校部活動及び地域クラブ数		実績値 [A] (クラブ)		8	8
(目標値の根拠) 部活動指導員(会計年度任用職員)の配置、委託事業者からの部活動指導者の派遣及び市内大学クラブによる受入れにより地域連携を推進		目標値 [B] (クラブ)		6	9
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%)		133.33	88.89
		<small>※[△]なら C=A÷B</small> <small>※[▽]なら C=(B+(B-A))÷B</small> <small>(小数第三位を四捨五入)</small>			
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆中学校部活動の在り方について、スポーツ庁及び文化庁において策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、本市の実情に沿った今後の枚方市の部活動の在り方に向けて、枚方市中学校部活動の在り方懇話会や関係課で組織する市内委員会において協議、検討を進めている。</p> <p>◆令和7年度は試行実施として、5月から部活動指導員(会計年度任用職員)の学校配置及び市内2大学のクラブにおける小・中学生の受け入れを実施している。また、4月から委託事業者による休日(土・日・祝日)において1中学校3クラブへ指導者を派遣している。市認定クラブの制度設計を行い、令和7年度中の実施に向けて準備を進めている。</p> <p>◇部活動指導員の確保に向けた周知・確保手法等の検討</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・地域の実態に即した実施が求められ、多くの課題がある事業だが、今後も地域移行に向けて、試行錯誤しながら取り組みを進めてほしい。(R7点検評価員会議)</p>					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度
	市長公約	令和6年度市政運営方針			
	実行計画	16_03_高い指導力と意欲を持つ教職員の育成			R5からR6の達成度の推移
	関連計画	-			

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

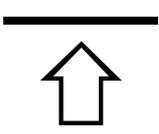
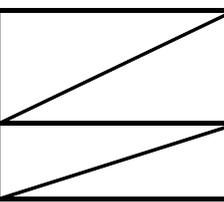
本市においては、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力等、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」ことを目標に、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で「研修履歴を活用したキャリアステージに応じて学び続ける教職員の育成」「『Hirakata授業スタンダード』に記載されている授業計画時に大切にしたい5つのCの視点に基づいた授業改善」「人権尊重に基づいた子ども理解と、認め合い高め合う集団づくりへの支援の充実」「課題解決型学習（Project Based Learning [PBL]）による授業改善」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上をめざします。^①

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人・授業マイスターによる研究授業等により、授業改善につなげる^②ことで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実させる^{①③}とともに、子どもと向き合う時間の確保や学校教育の水準の維持・向上に資するため、教職員が、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性*のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や、「カリキュラム・マネジメント*」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、教職員研修に関する最新の情報や資料、研究校の実践などを確認できるポータルサイト「まなViVA!ひらかた」の活用促進などで指導力の底上げを図ります。^①また、情報活用指導力の育成のため、ICT活用のねらいを明確にした教職員のICT活用指導力の向上に係る研修にも取り組みます。

3-①	枚方市教職員育成事業	担当課	教育研修課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	10,227
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>平成26年度からの中核市移行により、従来大阪府教育委員会が実施してきた府費負担教職員研修の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修をはじめとする各種研修の多くを本市教育委員会が実施。「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」ことを目標に、「研修履歴を活用したキャリアステージに応じて学び続ける教職員の育成」「Hirakata授業スタンダード」に記載されている授業計画時に大切にしたい5つのCの視点に基づいた授業改善」「人権尊重に基づいた子ども理解と、認め合い高め合う集団づくりへの支援」「課題解決型学習(Project Based Learning [PBL])による授業改善」の4点を重点項目とし、「基本研修」及び「専門研修」を計画・実施。学習指導要領を踏まえた授業づくり、授業改善及び教員の授業力の向上等に向け、指導主事や教育推進プランナー等(学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等)が学校園を訪問し、初任期教職員への指導助言、校内研修等での指導助言、学校運営への支援を実施。枚方市が取り組んでいる「教育」を広く市民に情報発信するとともに、今後の枚方の「教育」の方向性について市民と共有する場として「GIGAフェス」を実施。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 受講後のアンケートにおいて、その研修内容について、各学校園の会議等で実効的な伝達や授業等で効果的な実践をしたと回答した割合		実績値 [A] (%)	96.01	96.87	95.10	
(目標値の根拠) 研修の実質的効果		目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [□] なら C=A÷B ※ [△] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	96.01	96.87	95.10	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ～子どもの学びと教職員の学びは相似形『研修観の転換』による、新たな教職員の学びの姿の実現～」をテーマに、「研修履歴を活用したキャリアステージ(育成指標)に応じて学び続ける教職員の育成」「『Hirakata授業スタンダード』に記載されている、授業計画時に大切にしたい5つのCの視点に基づいた授業改善」「人権尊重に基づいた子ども理解と、認め合い高め合う集団づくりへの支援の充実」「課題解決型学習([PBL] Project Based Learning)による授業改善」の4点を重点目標とし、「基本研修」「職務研修」「専門研修」「パッケージ講座」を計画・実施。</p> <p>◆学習指導要領を踏まえた授業づくり、授業改善及び教員の授業力の向上等に向け、指導主事や教育推進プランナー等(学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等)が学校園を訪問し、初任期教職員等への指導助言、校内研修等での指導助言、学校運営への支援を実施。</p> <p>◆枚方市が取り組んでいる「教育」を広く市民に情報発信するとともに、今後の枚方の「教育」の方向性について市民と共有する場として、「未来社会を生きるすべての子どもたちが、可能性に挑戦することについて、発表や体験を通じて感じる機会とする。」「枚方市内の小中学生がPBLの実践発表をとおして、探究的な学びの実現を広くアピールする。」ことを目的に「GIGAフェス2025」を令和8年2月8日に実施予定。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・その効果を直接的な数値として見ることは困難である。しかし、児童生徒・保護者を対象とした授業アンケートでは、教員と児童生徒との良好な関係や、教員の頑張りや指導力についての評価が高まってきたそうである。この傾向については、間接的ではあるが事業の成果が表れたものと見なすことができるのではないかと考える。今後とも、児童生徒、保護者に信頼される教員の育成に取り組んでいただきたい。(R4点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度市政運営方針				
	実行計画	16_02子どもの確かな学力の定着を図る			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画					

3-②	授業の達人養成・教科研究 事業	担当課	教育研修課	事業費（千円） ※人件費を除く	予算額 500 決算額
事業概要（令和7年度の取り組み内容）					
<p>児童・生徒の確かな学力を育むため、高い指導力のある優れた教員の育成を図ることを目的とした「授業の達人養成講座」を実施。2年間の講座受講後、授業マイスターの認定試験を行う。授業マイスターは、示範授業、実践発表を一定の回数行い、その後、授業の達人の認定試験を受けることができる。</p> <p>●授業の達人養成講座（※段階的に「達人」に認定するシステムを構築する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師として年間を通じて大学教授等、教育のスペシャリストを招聘。 ・教材研究、学習指導案の検討を行い、年2回の研究授業（公開授業）を実施。 ・先進地域、先進校への視察を実施。 					
指標		R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 「授業の達人養成講座」の受講者の伝達度		実績値 [A] (%)	99.31	99.08	96.20
(目標値の根拠) 「授業の達人養成講座」の受講者の伝達度		目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※□ならC=A÷B ※◇ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	99.31	99.08	96.20
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）					
<p>◆豊かな人間性と高い専門性を有する優れた教員（「授業マイスター」「授業の達人」）を養成することを目標に、授業の達人養成講座を実施している。</p> <p>◆令和7年度は、2年継続研修の2年目として、『授業の達人養成講座』を9月30日時点で8回実施した。Hirakata授業スタンダードを体現できる教員の育成に向けて、受講者が枚方市のモデルとなる授業を展開できるよう、本講座を実施している。</p> <p>◆授業マイスターの認定については方向性を示し認定者がでていないことが課題であった。9月30日時点で、授業の達人の認定までの流れ、実施要項、認定基準等を見直し改訂することができた。現在、授業の達人認定に向けて2名の候補者がおり、年度末までに授業の達人認定者ができるように進めていく。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<ul style="list-style-type: none"> ・その効果を直接的な数値として見ることは困難である。しかし、児童生徒・保護者を対象とした授業アンケートでは、教員と児童生徒との良好な関係や、教員の頑張りや指導力についての評価が高まってきたそうである。この傾向については、間接的ではあるが事業の成果が表れたものと見なすことができるのではないかと考える。今後とも、児童生徒、保護者に信頼される教員の育成に取り組んでいただきたい。（R4点検評価員会議） ・「授業の達人養成講座」の受講者の理解度・満足度がともに100%であることは評価できる。今後は、受講者の研修内容の伝達度に着目した指標を設定することについて、検討をお願いしたい。（R5点検評価員会議） ・マイスター認定後、達人認定までの基準に関してロードマップを作成し明確化したことは評価できる。認定に向けて適切なフォローを行いながら、質の高い教育を実践する教員の育成に取り組んでいただきたい。（R6点検評価員会議） ・今後も、見直しを行った達人認定の基準をもとに、指導力の高い教職員の育成に取り組まれることを期待する。（R7点検評価員会議） 					
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち		達成度	
	市長公約	-			
	実行計画	16_03高い指導力と意欲を持つ教職員の育成		R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-			

3-③	学校園活性化事業【再掲】※基本方策1に記載	担当課	教育指導課 公立保育幼稚園課
-----	-----------------------	-----	-------------------

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害への理解の促進や、ともに育つ環境づくり等を踏まえた教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、全ての学びの場における子どもたちの過ごしやすさを検討し、ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ICTの活用も含め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。また、通級指導教室については、特別支援教育支援員の配置拡充によるサポートの充実を図るとともに、他校に移動することなく時間割の中で通級による指導を受けることが可能な自校式通級指導教室の拡充を図ります。

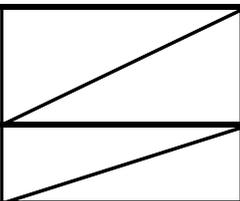
また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進める^②とともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組みます。^③

さらに、専門的な知識・技能をもつ相談員が市内幼稚園、認定こども園を訪問して教育相談に応じる幼稚園巡回相談や、就学前の幼児を対象とした言語訓練指導など、個に応じた指導、支援を通じて就学前から各園、家庭と連携して支援教育の充実を図っていきます。^{①④}

配慮を要する子どもについて、支援教育コーディネーターを中心に、教育支援ツールなどを活用して、より効果的・効率的に個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・見直しを行うとともに、引き続き、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要な全ての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で一人ひとりの状況に応じた支援教育の充実に取り組みます。^①

また、学識経験者や教職員、市民で構成される支援教育充実審議会で議論を深め、専門的・多角的な視点をもって支援教育の充実を図っていきます。^①

4-①	支援教育推進事業	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額	474,292
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の支援教育推進の中心となる支援教育コーディネーターの活動を支援するために、非常勤講師を加配する。 ・令和5年度から開催している枚方市支援教育充実審議会については、令和6年度に中間報告、令和7年度は最終年度として答申をいただく。答申を踏まえて「(仮称)枚方市の支援教育の在り方」の策定をめざす。 ・障害のある児童・生徒の適切な就学及びその後の個別的教育支援計画の策定等に際し、医学、心理学、教育学の専門家(枚方市教育支援アドバイザー)より助言を受け、支援教育の充実を図る。 ・肢体不自由児介助員を配置し、小中学校の肢体不自由学級に在籍する児童・生徒の生活、学習等の介助を行う。 ・学校看護師を配置し、小中学校の医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常生活を支援する。 ・通級指導教室を設置した小中学校の支援を要する児童・生徒の生活、学習等の補助を目的として、支援教育支援・介助員(発達担当)、支援教育補助員(発達担当)の配置を行い、通級指導教室未配置校についても配置を進める。令和7年度については、全中学校に2名配置をめざす。 ・通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒への支援に関し、学校に専門家を派遣し指導・助言する。 ・支援学級在籍の児童を対象に、馬とふれあい、豊かな心の育成を目的として自立のための支援を行う。 ・肢体不自由児童・生徒に対し理学療法士による専門的な機能回復訓練を実施する。併せて支援学級担任に対して日常訓練の指導・助言を行う。 ・車椅子で移動が必要な児童・生徒が在籍する学校に対して、階段の昇降に必要な「階段昇降車」を貸与する。 ・通級指導教室において、指導に必要な教材や備品等の整備を行う。 ・支援学級入級児童・生徒に対する備品購入及び新設支援学級の設備整備を行う。 ・効果的なアセスメントを実施し、適切な教材を選択できるようにするため、全小中学校に導入した教育支援ソフトを活用して、児童・生徒一人ひとりに個別最適な指導を行う。 ・支援教育の向上、発展に寄与する研究会に参加し、本市の支援教育のより一歩の充実に努める。 ・支援教育課職員が、学校園、保育所(園)、幼稚園、医療機関等を巡回し、就学相談を実施する。 ・通級指導教室の全校設置に向けて、設置校の取組や効果的な学びの場の選択について発信する。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 支援教育に関する専門的な知識・技能をもつ 専門家の派遣回数	実績値 [A] (回)		112	121	86	
(目標値の根拠) 小・中学校専門家、理学療法士等は前年度実績、リーディングチームは前年度実績の1割増。	目標値 [B] (回)		120	113	120	
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [◇] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)		93.33	107.08	71.67	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒の支援に関し、山田小、枚方小、殿山第二小に専門家を派遣し、指導・助言した。また、支援教育課職員が、学校園、保育園所、幼稚園、医療機関等を巡回し、就学相談を実施した。</p> <p>◆小中学校の支援教育推進の中心となる支援教育コーディネーターの活動を支援するために、44小学校、19中学校すべてに非常勤講師を加配した。</p> <p>◆肢体不自由児介助員を27人(通年・短期)配置し、小中学校の肢体不自由学級に在籍する児童・生徒の生活、訓練、学習等の介助を行った。また肢体不自由児童・生徒に対し理学療法士による専門的な機能回復訓練を実施し、併せて支援学級担任に対して日常訓練の指導・助言を行った。</p> <p>◆学校看護師を33人(通年・短期)配置し、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学校における日常生活を支援した。</p> <p>◆特別支援教育支援員を86人(通年・短期[支援教育補助員])配置し、発達に課題のある児童・生徒の学習の補助や学校生活における介助を行った。</p> <p>◆支援学級入級児童・生徒に対する備品購入及び新設支援学級・通級指導教室の設備整備を行った。</p> <p>◆枚方市支援教育充実審議会を6回開催し、本市の支援教育の充実について、諮問し、審議を行った。</p> <p>◇支援を必要としている児童・生徒に見合う人員(学校看護師、肢体不自由児介助員、特別支援教育支援員)の確保が課題で、特に肢体不自由児の介助に従事する肢体不自由児介助員の人員不足、医療的ケアに従事する学校看護師の人員不足が顕著である。</p> <p>◇支援を必要としている児童・生徒が年々増加しているため、消耗品費、庁用器具費の確保が必要である。</p> <p>◇車イス等による移動に介助が必要な児童・生徒が在籍する学校には、階段昇降機を配置しているが、学校施設のエレベーター整備等に関する方針等に基づき、引き続き学校設備の充実に向けて取り組んでいく必要がある。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・他市のモデル事業となるよう、今後も引き続き、一人のひとりの教育的ニーズを大切に「ともに学び、ともに育つ教育」の実現に向け、取組みを進めていただきたい。(R5点検評価員会議) ・自校式通級指導教室を導入するなど、今後の通級指導教室の拡充に向けての取組みを進めていることは評価できる。また、支援教育充実審議会の答申を踏まえた今後の取組みについても期待したい。(R6点検評価員会議) ・枚方市支援教育充実審議会での議論を踏まえた今後の支援教育の方向性に沿った取組みを進めるなど、引き続き、支援教育の充実に尽力されたい。(R7点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち	達成度			
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度・7年度市政運営方針				
	実行計画	16_08全小中学校に通級指導教室を設置、支援教育の推進	R6からR7の達成度の推移			
	関連計画	-				

4-②	通学困難児童・生徒通学等 タクシー支援事業	担当課	支援教育課	事業費（千円） ※人件費を除く	予算額	2,595
					決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に在籍する肢体不自由児や腎炎・ネフローゼ児等通学が困難な児童・生徒のタクシー利用による通学費用に対して、支援金の交付を行う。 ・市内に在住する支援学校等に在籍する通学が困難な児童・生徒のタクシー利用による通学費用に対して、支援金の交付を行う。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
（実績値の内容） タクシーを利用した児童・生徒の人数		実績値 [A] (人)	28	33	35	
（目標値の根拠） 年度当初の通学タクシー利用申請人数		目標値 [B] (人)	30	30	30	
（めざすべき方向） 		達成度 [C] (%) <small>※[△]ならC=A÷B</small> <small>※[◇]ならC={B+(B-A)}÷B</small> <small>(小数第三位を四捨五入)</small>	93.33	110.00	116.67	
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
利用を希望する児童・生徒に対して、本事業を実施することで適切な支援を行うことができている。 ◆毎日利用している児童・生徒 6人 小学生3人、中学生2人、支援学校生1人 ◆雨天時など必要に応じて利用している児童・生徒 29人 小学生25人、中学生4人 ◇本事業の趣旨を理解・賛同して、協力依頼に応じるタクシー会社が少ない。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				
4-③	枚方市教職員育成事業【再掲】※基本方策3に記載			担当課	教育研修課	

4-④	就学前支援教育推進事業	担当課	公立保育幼稚園課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	5,731
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・幼稚園巡回相談を実施し、発達障害等があり教育的支援を必要とする幼児への個に応じた指導について、専門的な知識・技能をもつ相談員を市立幼稚園及び市内の私立幼稚園・認定こども園に派遣する。相談員が教職員への指導・助言を行うとともに保護者からの教育相談に応じることにより、各園及び家庭との連携を通して、支援教育の一層の充実を図る。</p> <p>就学前の幼児を対象とした言語訓練指導(幼児ことばの教室)を実施し、吃音、構音障害など、主に言語面に課題がある5歳児を対象に、元小中学校通級指導教室担当の指導員が個別指導を行う。</p> <p>・幼稚園に在籍する個別の支援や配慮を要する幼児への指導・支援に関し、特別支援加配員(旧:支援教育担当)及び生活支援員を配置する。また、医療的ケアを必要とする園児への日常生活の支援をする為、看護師を配置する。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 保護者のニーズ(申し込み)に対する各支援事業の実施率	実績値[A] (%)	100.00	100.00	100.00		
(目標値の根拠) ニーズ(申し込み)に対する実施率100%	目標値[B] (%)	100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [▽] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆発達障害等があり教育的支援を必要とする幼児や保護者に対して相談員を派遣するとともに、主に言語面に課題がある5歳児を対象とした言語訓練指導を実施した。</p> <p>◆市内の公私立幼稚園及び認定こども園に対し、相談員を派遣した回数:175回</p> <p>◆幼児ことばの教室の実施回数:107回</p> <p>◆支援等が必要な幼児に対し、支援教育担当職員及び生活支援員を配置した。</p> <p>◆支援教育担当の配置状況:44名 生活支援員の配置状況:15名</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・専門員の巡回等による幼児や保護者に対する相談支援が重要であり、家庭に寄り添った支援を進めていただきたい。(R4点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	15_01子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくり			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				

基本方策5 幼児教育の充実

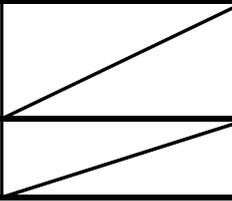
少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加等、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取り組みを進める必要があります。

幼児教育の目的は「生涯にわたる人格形成の基礎を養う」ことであり、令和元年度から市立幼稚園で拡充した3歳児保育などに引き続き取り組みながら、「幼稚園教育要領」にある、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すとともに、学級集団に応じた適切な指導を行います。^{①②③}また、小学校区ごとに作成する「架け橋コンパス」を活用した、幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、就学前児童と小学生の交流体験、職員の合同研修などを通じて幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）と児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。^①

幼稚園での預かり保育については、受け入れ定員の拡大や実施時間の延長などの充実を図ってきており、今後も引き続き、保護者の心身のリフレッシュや就労支援等のニーズに対応できるよう取り組みます。^④

また、地域の未就園児も含めた親子での遊びの場の提供や、保護者交流の場の提供、さらには子育て相談の取り組みを推進します。^{①④}

主要事業の状況

5-①	幼児教育充実事業	担当課	公立保育幼稚園課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	588
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
幼児教育の充実を図ることを目的とし、小学校へのなめらかな接続をめざした幼小連携の推進や、幼児に豊かな心を育む多様な体験の機会の提供、また、地域の幼児教育のコーディネーター的な役割が果たせるよう、小学校・私立幼稚園・認定こども園・公立保育所(園)等と連携を図るとともに、未就園児親子が参加できるイベントや子育て講座の開催、育児相談等に取り組む。また、幼保こ小の架け橋プログラム事業の取り組みとして、市がコーディネーターの役割を担いながら、地域就学前児童施設や小学校との関係の構築を図る。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) ①または②を達成した幼稚園の延べ園数 ①幼稚園児が小学校生活に親しみ、入学への期待が持てるような活動(学校見学・授業見学・児童との交流・給食体験など)を、年間を通して5回以上実施する ②幼稚園職員と小学校職員が、互いの教育内容や子どもの姿を理解し、教育課程を滑らかにつなぐための合同研修や連携会議を、年間を通して2回以上開催する		実績値[A] (園)	12	12	12	
(目標値の根拠) すべての市立幼稚園において①及び②を達成する(すべての市立幼稚園において①及び②を達成すれば、延べ園数は6園×2=12となる)		目標値[B] (園)	12	12	12	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆小学校の空き教室での給食体験や、校庭での散歩及び小学校の教員による授業体験など、幼児が小学校生活に期待や親しみが持てるような活動を実施した。また、併せて幼保こ小連携推進に関して、架け橋期における幼児期や児童期の育ちについて教職員等で合同研修を行ったり、互いの授業を視察できる場を設けるなど、教育・保育内容の相互理解を図った。 ◆各幼稚園・保育所(園)にて見学会を実施し、それぞれの施設や保育内容について周知する機会を設けた。また、子育てに不安がある保護者からの育児相談に対して個別に対応した。 ◆「幼保こ小の架け橋プログラム事業」の取り組みとして、架け橋プログラムに関する全体会を開催するとともに、連携体制を構築していくための会議を校区ごとに開催することで、各校区版の架け橋コンパス(カリキュラム表)の見直しや交流活動、合同研修等が計画的に実施されるようになってきている。なお、本事業が始まった当初は、就学前施設における公立と私立において取り組み姿勢に違いがあったが、3年間公立と私立で連携を図りながら、校区ごとの就学前施設同士の交流活動や架け橋コンパスの見直しの他、公私合同の研修などに取り組むことで、取り組み姿勢の違いは改善されつつある。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・小学校への円滑な接続が重要であり、引き続き、授業見学や教員同士の連携の充実を図り、幼稚園児が進学後も安心して小学校生活を送れるよう取り組んでいただきたい。(R4点検評価員会議) ・小学校や保育園との連携が進んだ点は評価できる。今後とも、私立の就学前施設との連携を図りながら着実に事業を進めていただきたい。(R5点検評価員会議) ・幼稚園等の就学前施設と小学校での合同の研修会や互いの授業視察などを通じて相互理解を深め、小学校へのスムーズな接続に向けて連携していることがうかがえる。(R6点検評価員会議) ・幼保小の「架け橋プログラム」などを通じた小学校へのスムーズな接続に向け、今後も公私の就学前施設と小学校が連携した取り組みを進めていただきたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え豊かな心を育むまち 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

5-②	学校園活性化事業【再掲】※基本方策1に記載	担当課	教育指導課 公立保育幼稚園課
-----	-----------------------	-----	-------------------

5-③	学校支援社会人等指導者活用事業【再掲】※基本方策1に記載	担当課	教育指導課 公立保育幼稚園課
-----	------------------------------	-----	-------------------

5-④	幼稚園保護者支援充実事業 (預かり保育事業)	担当課	公立保育幼稚園課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 63,185	決算額
-----	---------------------------	-----	----------	--------------------	---------------	-----

事業概要(令和7年度の取り組み内容)

幼稚園で預かり保育を実施し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図る。また、2・3歳の未就園児及び保護者が、安心して遊び、交流できる場として幼児教育教室を実施し、家庭の教育力を高めるとともに、子育て不安の軽減等を図る。

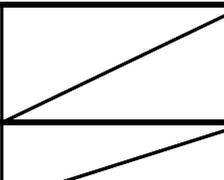
指標		R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 保護者のニーズ(申し込み)に対する幼児教育教室及び預かり保育実施率	実績値[A] (%)	98.30	98.60	98.70
(目標値の根拠) ニーズ(申し込み)に対する実施率100%	目標値[B] (%)	100.00	100.00	100.00
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	98.30	98.60	98.70

令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)

◆就労支援の一環として、全ての公立幼稚園において幼稚園給食を実施した。
◆令和6年10月より、枚方幼稚園において預かり保育の定員拡充の試行実施を行った結果、幼稚園でのPTA会議の際など限られた状況において、35人を超える利用が見られる場合があった。引き続き、枚方幼稚園での利用状況を注視しながら、預かり保育の上限拡充について方向性を検討する。なお、令和7年9月の同幼稚園における預かり保育の平均利用実績は33.7人であった。

これまでの点検評価員等からの主な意見

- ・定員拡充の試行実施を行うとのことだが、引き続き保護者ニーズに沿った利用しやすい事業への拡充に努めていただきたい。(R6点検評価員会議)
- ・定員拡充の試行実施を行った結果や保護者ニーズを踏まえ、より充実した事業展開となるよう検討されたい。(R7点検評価員会議)

関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち	達成度	
	市長公約	-		
	実行計画	15_01子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくり	R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	第2期枚方市子ども子育て支援事業計画		

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の活性化に取り組みます。^①また、地域人材等も積極的に活用しながら、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析内容をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制、各学校の教育計画を各学校ブログに掲載するなど、学校の取り組みや校内での子どもの状況等の情報を積極的に公表していきます。^{①②}また、学校と保護者との連絡体制については、共通アプリを使用した学校情報の発信や児童・生徒の出欠連絡など、デジタル技術を生かした利便性の高い連絡手段の確立に取り組みます。

教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としてのあり方の見直しや業務の改善を進める^①ことで、「チーム学校*」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組みます。

主要事業の状況

6-①	コミュニティ・スクール推進事業	担当課	教育指導課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額	3,010
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>枚方市では保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を設置した学校を枚方市におけるコミュニティ・スクールと定義し、協議会の最大の目的を「校長の学校運営に対して必要な支援を行うこと」としている。</p> <p>地域全体で教育を実現する仕組みの構築をめざし「学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めていくこと」をねらいとした研修会等を定期的に開催し、枚方市におけるコミュニティ・スクールの実践事例の紹介、設置校の取組内容等の発信を行い、「地域とともにある学校づくり」を推進する。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) アンケートにおける「コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」の設問に対して肯定的回答をした校長の割合		実績値 [A] (%)	95.45	95.45	年度末把握予定	
(目標値の根拠) 肯定的回答の割合100%		目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら $C=A \div B$ ※ [▽] なら $C=(B+(B-A)) \div B$ (小数第三位を四捨五入)	95.45	95.45	年度末算定予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆全44小学校において、年間3回以上の学校運営協議会を開催し、地域全体で協働した学校運営を推進した。また、各校において教員をコミュニティ・スクール担当者に指定し、学校の課題を地域と共有するとともに、コミュニティ・スクール担当者や学校管理職を対象に研修を継続して実施予定。 ◆文科省主催「令和7年度コミュニティ・スクール関係課協議会」に参加し、他市町村との情報交換を行った。 ◇学校運営協議会委員及び地域人材を対象にした研修の開催 ◇学校運営協議会が設置されているが、学校の課題を地域ぐるみで解消したり、地域住民の教育活動への参画を促したりする学校支援活動の拡充手法を検討。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・コミュニティ・スクールについては、地域全体で協働して学校運営に取り組む体制が構築されていることが伺える。今後、子どもたちの学びを更に豊かにするために、コミュニティ・スクールなどによる「地域とともにある学校づくり」を推進していく必要がある。全国的にもコミュニティ・スクールに関する取組みが推進されている中で、今後も、好事例校に着目したデータ分析も行いながら、地域の方々の力を活用した教育の充実を図っていただきたい。(R4点検評価員会議) ・今後は、学校や子どもたちへの支援にフォーカスをあてた取組みの充実を期待している。あわせて、新たな指標の検討もお願いしたい。(R5点検評価員会議) ・ブログやホームページを活用し、学校や子どもたちの様子を積極的に発信することで、地域や保護者等との協力関係構築に向け努力が払われている。今後も積極的な情報発信や地域との協働を進め、開かれた教育委員会、学校をめざして取り組んでいただきたい。(R6点検評価員会議) ・指標の100%達成をめざし、好事例の共有など保護者や地域住民との協働が進むよう、地域の実情に応じた支援を進めていただきたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

6-②	教育委員会広報事務	担当課	教育政策課 教育研修課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	6,294
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>児童・生徒、保護者、市民にとって必要な情報を適切に発信するため、学校の取り組みや子どもの状況のほか、教育委員会での取り組み等について、学校ブログやホームページを用いて積極的に公表するとともに、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげる。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 1か月あたりの平均ブログ閲覧数(全小中学校と委員会)		実績値[A] (件)	222,811	242,702	355,320 (9月末時点)	
(目標値の根拠) 前年度実績からの5%増(アクセス数を増加させることで、開かれた学校づくりを推進するもの)。		目標値[B] (件)	201,600	233,952	254,837	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	110.52	103.74	139.43	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆全小中学校から合計約17,400回のブログ投稿(※9月末現在) ◆学校ブログを活用し学校の日々の様子や教育活動の様子などの情報をよりタイムリーで分かりやすく発信をしている。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
・ブログ等を通じて学校の日々の様子が簡単に知ることができるようになることで、学校がより身近な存在になると考える。引き続き、子ども・地域・教職員の元気な様子が伝わる、ポジティブな情報発信の充実を期待する。(R5点検評価員会議) ・引き続きブログやホームページを活用した情報発信の充実を図る一方で、個人情報の漏洩を防止するなど、子どもたちの安全性の確保に十分留意されたい。(R7点検評価員会議)						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに向けて、オートロックや機械警備、監視カメラの設置等による学校施設内の安全確保^①や、地域で行われている子どもの安全を見守る活動との連携のほか、専用端末を使用した子どもの位置情報履歴確認サービス等による、通学路も含めた安全対策の強化^②、不審者情報等緊急情報のSNS発信^③など、複合的な対応により安全で安心な体制の構築に努めます。

さらに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生かし、子どもも自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。^③

必要な消耗品・備品等の配備など、新型コロナウイルス感染症等への対応を契機に見直した、状況に応じた安全対策を引き続き活用するとともに、子どもたちには、自分や周囲の大切な人を守るための実践力を育てます。

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、平時より関係団体・家庭・地域が連携して、いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくりを進める^④とともに、SNS相談の実施などによるいじめの早期発見、早期解決に取り組みます。また、市長部局に設置されたいじめ相談窓口との連携を図り、相談体制の整備を推進し、相談者等に寄り添った解決をめざします。さらに、いじめを受けた、いじめに関わった児童・生徒に対しては、各学校の心の教室相談員やスクールカウンセラーにより心のケアを図ります。^{④⑤⑥⑦⑧}

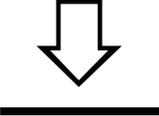
児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層の未然防止に努める^⑩とともに、「つながりなしをゼロに」をキーワードに、引き続き、児童・生徒の状況に合わせた居場所の拡充^⑩を図りながら、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」での学習支援、メタバース空間などを生かしたオンライン支援など、児童・生徒の社会的自立をめざした取り組みを進めます。^{⑦⑩}

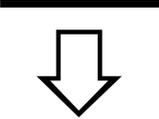
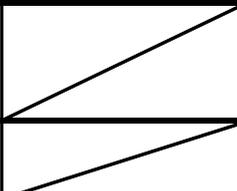
また、不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等、支援を必要とする児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、未然防止や早期対応ができるよう、行政各分野が持つ子どもの情報の共有化を適切に進めるとともに、「子どもを守る条例」を踏まえながら、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取り組みを進めていきます。^⑨

^⑩

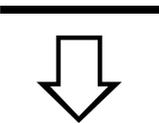
—

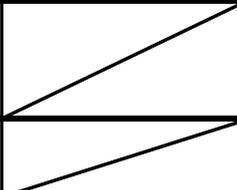
主要事業の状況

7-①	小学校安全監視事業	担当課	新しい学校推進課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 40,262 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<ul style="list-style-type: none"> 全小学校の正門に設置した監視カメラ、正門のオートロック装置に連動したワイヤレスモニター子機付きインターホン及び監視カメラの映像を録画するデジタルレコーダーを活用し、安全監視を実施する。 来校者の多い時間帯や児童の下校時間に人的配置を行い、人の目による安全監視を行う。 					
指標		R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 児童在校中の小学校への不審者の侵入件数	実績値 [A] (件)	0	0	0	
(目標値の根拠) 全小学校の侵入事案なし	目標値 [B] (件)	0	0	0	
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆児童の安全・安心な学習環境の確保のために、監視カメラやモニター機器の配置・修繕を、学校からの要望にできる限り応える形で取り組んでいる。</p> <p>◆来校者の多い時間帯や児童の登下校では、監視カメラ等の機器を活用するだけでなく、安全監視員を配置して人の目による監視を行っている。学期毎に全校の安全監視日誌を集め、不審者の侵入などがなかったかを確認することにより、令和7年9月30日時点で児童在校中の小学校への不審者侵入件数は0件となっており、子どもの安全を確保する環境を維持している。</p> <p>◇安全監視員について、地域の方々の協力により成り立っているが、現状、担い手不足の問題がある。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・事件等がなければ、達成度はずっと100%になる。例えば予定通りカメラの修繕を行えたかどうかなどを指標とすればいいのではないか。(R4点検評価員会議)</p>					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度
	市長公約	-			
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移
	関連計画	-			

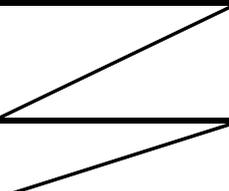
7-②	通学路安全対策事業	担当課	新しい学校推進課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	27,778
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 交通量が多く、信号機のない横断歩道や踏切等の通学路の危険箇所に対して、交通専従員、交通指導員を配置し、児童の登下校の安全を図っている。 「枚方市子ども交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察等と連携した通学路の安全保持を実施する。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 交通専従員、交通指導員の配置人数 (信号機の設置等で安全確保できたところから、交通指導員等を順次廃止する)		実績値 [A] (人)	60	60	60	
(目標値の根拠) 前年度実績		目標値 [B] (人)	60	60	60	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [◇] なら $C=A \div B$ ※ [◇] なら $C=\{B+(B-A)\} \div B$ (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆小学校19校(31箇所)に60人の交通専従員・指導員を配置し、登下校の安全確認を図った。 ◆小学校を通じて報告のあった危険箇所の取りまとめを行った。今後は「枚方市子どもの交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携をしながら、危険箇所の解消を図っていくとともに、必要に応じて、道路管理者、教育委員会、警察署等による合同点検を実施する。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	16_07教育環境の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

7-③	小中学校安全対策事業	担当課	支援教育課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	4,424
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・学校園において、危機管理マニュアルを見直し、実践的な避難訓練を実施する。 ・小中学校においては、一般の安全指導の他、交通安全教室等を実施する。 ・いのちの大切さを学ぶ教育を在学中に受けられるように、全小学校の高学年を対象に小学校において、胸骨圧迫とAEDの取り扱いに特化した救命講習を実施する。 ・小学校において防災キャンプを実施する。 ・学校園において、メール配信システムを活用し、不審者情報や暴風警報等発令時の具体的な対応を関係機関、保護者に提供する。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 小中学校における交通安全教室の実施回数	実績値[A] (校)		107	107	79	
(目標値の根拠) 全中学校(19回)、小学校歩行交通安全教室(44校)自転車交通安全教室(44回)	目標値[B] (校)		107	107	107	
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)		100.00	100	73.8	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆各学校において、危機管理マニュアルを見直し、実践的な避難訓練を実施。 ◆小学校では、1年生を対象とした交通安全教室を36校で実施、3年生を対象とした自転車交通安全教室を26校で実施。 ◆中学校では、1年生を対象に警察による自転車安全教室を17校で実施。 ◆全小学校高学年を対象とした胸骨圧迫とAEDの取り扱いに特化した救命講習を33校で実施。 ◆小学校防災キャンプを9月21日に牧野小学校で実施。令和8年1月に枚方第二小学校、3月に西牧野小学校でそれぞれ実施予定。 ◆学校園から報告された不審者情報や暴風警報等発令時の具体的な対応を、メール配信システムを活用し、関係機関、保護者に提供している。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年対象の救急救命講習は重要であるので、継続してほしい。(R6点検評価員会議) ・子どもたち自らが危険を回避する能力を養えるよう、より実践的な防災訓練の実施を検討されたい。(R7点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち	達成度			
	市長公約	-				
	実行計画	-	R6からR7の達成度の推移			
	関連計画	-				

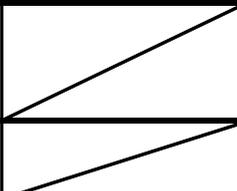
7-④	生徒指導充実事業（枚方市生徒指導体制充実事業）	担当課	教職員課 児童生徒課	事業費（千円） ※人件費のみ	予算額	59,766
					決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
<ul style="list-style-type: none"> 生徒一人ひとりの状況に応じた支援や指導をするため、生徒指導主事は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察等とより緊密に連携し、専門的な立場からアドバイスを受け、担任や学年に対しての指導・助言に当たる。教員は、生徒たちへの接し方を工夫し、一人ひとりに対してよりきめ細かな指導を行う。 生徒指導体制の構築と強化する必要があると認められる学校に加配講師を配置することにより、授業が軽減された生徒指導主事が中心となり、生徒の実態を踏まえた人権教育等を充実させ、いじめや暴力行為などの問題行動に対して迅速かつ適切に指導を行う。 各学校において策定のいじめ防止基本方針に基づき枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）を用いた教職員の研修及び児童・生徒に対するいじめアンケートの実施、枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）を用いた教職員の研修等により、いじめの未然防止と体罰の根絶に努める。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
（実績値の内容） 中学校全体の暴力行為の発生件数 （参考指標1）※（参1）と表記 小学校全体の暴力行為の発生件数		実績値 [A] (件) 133 (参1) 123	80 (参1) 56	40 (1学期末時点) (参1) 48 (1学期末時点)		
（目標値の根拠） 暴力行為発生件数が前年度より10%減少 （参考指標1） 暴力行為発生件数が前年度より10%減少		目標値 [B] (件) 39 (参1) 105	120 (参1) 111	72 (参1) 50		
（めざすべき方向） 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	-141.03 (参1) 84.76	133.33 (参1) 149.55	144.44 (1学期末時点) (参1) 104.00 (1学期末時点)	
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
<p>◆加配希望があった学校からの調書等、複数の観点から精査した結果、令和7年度は中学校7校に市費負担任期付き教員を1人ずつ配置し、4校に非常勤講師を一人ずつ配置している。現在、生徒指導主事が中心となって、生徒の実態を踏まえた人権教育等を充実させたり、いじめや暴力行為などの問題行動に対して関係機関と連携し、迅速かつ的確に指導を行っている。</p> <p>◇実績値においては、1学期末時点においては達成することができた。各学校がすべての児童・生徒にとって安全・安心で、魅力ある学校となるように、一人ひとりに対して丁寧に対応している結果であると考え。一方で繰り返し暴力行為を起こした児童・生徒が一定数いることなどから、暴力行為の件数としてはやや増加傾向である。今後については、児童・生徒のアセスメントを深めていくことなどを通し、繰り返しの暴力を防ぐことと同時に、そもそも暴力行為に至ることのないように、日ごろの教育活動の中から児童・生徒の自己肯定感や自己有用感等を高める発達支持的生徒指導を推進していく必要がある。</p> <p>加配講師（任期付講師）配置校 令和7年度 第一中、第三中、第四中、津田中、中宮中、杉中、桜丘中 ※（非常勤講師）第二中、楠葉中、楠葉西中、山田中</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導充実事業については、中学校での暴力行為の増加は問題と考える。コロナ禍での生徒のストレス増加も原因の1つかも知れないが、詳細な分析と対策が必要である。また、近年の傾向から、小学校での暴力行為についても、今後、注視していくべきである。（R4点検評価員会議） 小学校の暴力件数が年々増加し、中学校の暴力件数を超える状況である。今後も子どもたちの様子を見守りながら、対応方法の分析をお願いしたい。（R5点検評価員会議） 全国的にも暴力行為が増えている状況を踏まえて、枚方市の状況の正確な把握と原因分析を進め、事後の指導だけではなく、未然防止にも重点を置いた対応を検討いただきたい。（R6点検評価員会議） 発達支持的生徒指導の考え方に基づくクラスづくりが、問題行動を未然に防ぐ基盤となる。今後も研修や周知などを通して指導・助言を行い、問題行動の未然防止に努めていただきたい。（R7点検評価員会議） 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子供たちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年所信表明 令和6年度市政運営方針				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

7-⑤	いじめ問題対策事業	担当課	児童生徒課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 決算額	31,728
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市学校いじめ対策審議会を年10回程度、事案に応じて開催する。 ・いじめ問題防止啓発資料「ストップ!いじめ」を枚方市立小中学校の児童・生徒が貸与されているタブレットに配信。(アイコンをタップするだけで開くようにしている) ・児童生徒課にいじめ対応として、弁護士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置している。また、学校がいじめの未然防止、早期発見・早期対応、事後の迅速かつ適切な対応が行えるよう、指導助言する。 ・人権政策課のいじめ対策グループと連携して学校のいじめ対策の強化を図るため、月1回連携会議を開催している。 ・重大事態については、第三者機関として重大事態調査委員会を設置している。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) いじめの発生年度の次年度の6月末時点の認知したいじめの解消率(解消件数/認知件数)	実績値[A] (%)	小 99.77 【3,402/3,410】 中 98.74 【939/951】	小 99.61 【3,087/3,099】 中 98.89 【896/906】	小 4.36 【59/1,351】 中 9.49 【47/495】 (令和7年7月末時点)		
(目標値の根拠) 年度内に小・中学校において認知したいじめを100%解消する。 小学校と中学校ではいじめの認知件数に差はあるが、ここでは小・中学校合わせた解消率とする。	目標値[B] (%)	100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	小 99.77 中 98.74	小 99.61 中 98.89	小 4.36 中 9.49 (令和7年7月末時点)		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆「枚方市学校いじめ対策審議会」は、4月、5月、6月、7月、9月に開催した。次回は10月に開催予定である。 ◆いじめ問題防止の啓発のための「ストップ!いじめ」を1人1台端末に配信している。 ◆枚方市いじめ防止基本方針に基づき、疑いの段階からいじめを認知し、聴取等早期の対応に努めており、児童・生徒にいじめ理解教育を行うことで、いじめの未然防止に取り組んでいる。 ◆生起したいじめ事案については、学校から、毎月、いじめの態様等の報告を受けているので、重大事態につながりそうな案件については、学校に対応の確認等を行っている。 ◆各学校においては、学期に1回以上、児童・生徒に対するいじめアンケートと教育相談を実施し、いじめの未然防止に努めた。また、生起したいじめ事案は組織的に対処し、解消に向け取り組んでいる。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度においては、目標値である100%に近い解消率を示しており、また、事務局によると、年度末時点では、前年度比で約10%解消率が高くなったとのことである。いじめは起こらないことが第一であるが、残念ながら発生した場合には、引き続き早期解決に努めていただきたい。(R4点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明 令和6年度市政運営方針 令和7年度市政運営方針				
	実行計画	16_05_いじめの未然防止・早期発見			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

7-⑥	スクールアドバイザー派遣事業	担当課	児童生徒課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	990
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
枚方市立学校園で生じた緊急の課題に対し、幼児・児童・生徒・保護者及び教職員等の心のケア、教職員等に対して助言等を行うため、専門的な知識・経験を有する者を派遣する。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) スクールアドバイザーの派遣要請に対して、実際にスクールアドバイザーを派遣した割合 (派遣件数/派遣要請件数)	実績値 [A] (%)	100.00(16/16)	100.00(15/15)	100.00(1/1)		
(目標値の根拠) 派遣要請に対して、実際に派遣した割合	目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆スクールアドバイザーを派遣した回数：1回</p> <p>◆派遣した学校…第四中(1回)</p> <p>◆「教職員が生徒対応時に配慮すべきことを確認し、安心できた。」「教室を巡回してもらい、気になる生徒をあげてもらえ、対応できた。」「直接、教職員・生徒と話をしてもらい、落ち着くことができた。」という評価を学校から受けた。</p> <p>◇緊急派遣のため、派遣終了後の長期的な見守りや支援へ繋げていくことが課題である。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

7-⑦	教育相談事業	担当課	児童生徒課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 決算額	11,089
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>●子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン・教育安心ホットライン) 幼児・児童・生徒やその保護者等に対する電話による教育相談を行う。(平日 9:00~17:00)</p> <p>●継続教育相談 幼児・児童・生徒やその保護者等に対する面談による教育相談を行う。(要予約 月~金)</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容)	実績値[A] (件)	1,972	1,689	829		
(目標値の根拠)	目標値[B] (件)	2,009	1,922	1,689		
(めざすべき方向)	達成度[C] (%)  <small>※[△]ならC=A÷B <small>※[□]ならC={B+(B-A)}÷B <small>(小数第三位を四捨五入)</small></small></small>	98.16	87.88	49.08		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆「子どもの笑顔を守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)では、幼児・児童・生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、心理士等の専門家が電話による教育相談を行っている。</p> <p>◆「いじめ専用ホットライン」は9件、「教育安心ホットライン」は91件、「継続教育相談」は729件の相談を受けている。(9月末時点)</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・これまで相談件数が少なかった教職員のメンタルヘルス相談件数が、積極的な周知により増えたことは評価するが、働き方改革の視点も含めて教職員の負担軽減を進め、児童生徒と関わる時間の確保に努めていただきたい。(R6点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

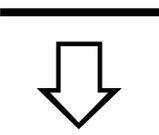
7-⑧	「心の教室相談員」配置事業	担当課	児童生徒課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	8,385
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
小学校における不登校や問題行動など、生徒指導上の諸課題の解決のため、児童・保護者の相談活動及び教職員に対して専門的な見地から助言を行うなど、小学校の相談体制を充実させるため「心の教室相談員」を配置する。						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 心の教室相談員の年間総配置回数		実績値 [A] (回)	1,621	1,626	697	
(目標値の根拠) 小学校1校あたりの平均配置回数を37回		目標値 [B] (回)	1,628	1,628	1,628	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [◇] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	99.57	99.88	41.70	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆心の教室相談員の配置回数：697回 ◆1回の活動時間は4時間。年間35回を年度初めに担当し、後期に学校から希望をとり、平均2回の追加担当を行う。(10月初旬) ◆学校によっては年度初めや夏休み明けに回数を増やしたり、工夫して運用を行っている。残回数については毎月確認を行っているため、計画的な運用ができています。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

7-⑨	福祉・教育ソーシャルワーク事業	担当課	まるっとこどもセンター	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額	102,290
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するSSWを、19か所の拠点校に配置予定 配置または派遣する学校の教職員とのチーム体制によるケース対応 教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法に基づく教職員への相談援助 小中合同ケース会議等、小・中学校教職員が協働した小・中学校間連携の推進 学校と関係機関等との連携のコーディネート スクールカウンセラーとの連携 小中一貫教育を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の構築 拠点校以外の学校への訪問による、児童・生徒の見立てやプランニング等。 各種研修会、連絡会等への参加 SSWに対し、法律、福祉、心理、教育の専門的見地から指導助言を実施する、スーパーバイザー(SV)の設置 相談支援体制拡充のためのSSWの増員 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) スクールソーシャルワーカー等の活動回数		実績値[A] (回)	1,335	2,096	1,217	
(目標値の根拠) 【R5年度】 144回 (SSW1人×週3日×48週) 1152回 (SSW6人×週4日×48週) 【R6年度】 288回 (SSW2人×週3日×48週) 1,920回 (SSW10人×週4日×48週) 【R7年度】 288回 (SSW2人×週3日×48週) 2304回 (SSW12人×週4日×48週)		目標値[B] (回)	1,296	2,208	2,592	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [▽] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	103.01	94.93	46.95	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆拠点校の管理職やSSW担当教諭が出席する連絡会を2回実施。</p> <p>◇SSWが全中学校区に配置されていないため、拠点校以外の担当校からの派遣要請への対応が課題。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	15_04子どもや若者が社会生活を円滑に営める環境づくり			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

7-⑩	不登校児童・生徒支援事業	担当課	児童生徒課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額	81,421
					決算額	

事業概要(令和7年度の取り組み内容)

- ・不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行うことにより、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校児童・生徒に対しては、全校に配置した教育支援ルーム支援員により教育相談や学習支援など適切な支援を行う。
- ・枚方市教育支援ルーム指導員連絡会を開催し情報交換を図る。
- ・1人1台貸与されているタブレット端末をツールとして、不登校児童・生徒に対し、学習の保障のため、タブレットドリルの配信やオンライン授業を行う。また、双方向で学校と児童・生徒とコミュニケーションが取れるよう図る。
- ・枚方市教育支援センターと校内教育支援ルームの連携を図り、オンラインでのプログラム配信やメタバース空間を活用した支援等を行う。
- 枚方市教育支援センター入室児童・生徒
学習活動・体験活動・創作活動等、社会的自立をめざした支援・指導を行う。
- ・訪問指導：学生指導員が家庭訪問を行い、主体的な活動への支援を行う。

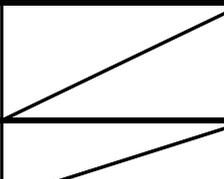
指標		R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 年間30日以上の不登校児童・生徒のうち、学校内外の施設等での相談・指導等が受けられていない児童・生徒数の割合 【計算式】学校内外の施設につがっていない不登校児童・生徒数(年間30日以上)÷年間30日以上の不登校児童・生徒数 令和6年度より年間90日以上→年間30日以上に変更。実績値、目標値、達成度修正 【□内の数値】年間30日以上の不登校児童・生徒の数(令和6年度分は9月末日時点の数)	実績値[A] (%)	中 48.82 小 39.37 (中:680 小:442)	中 37.63 小 36.95 (中:675 小:452)	中 35.65 小 20.69 (中:331 小:145)
(目標値の根拠) 【中学校】毎年、各校1人ずつ減少する 【小学校】毎年、3分の1の学校(15校)1人ずつ減少する	目標値[B] (%)	中 54.56 小 45.59	中 47.35 小 37.24	中 35.82 小 34.78
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [▽] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	中 110.52 小 113.64	中 120.53 小 100.78	中 100.47 小 140.51

令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)

- ◆教育支援センター「ルポ」を利用している児童・生徒の活動の様子について、Google Classroomを通して週に1度、学級担任等との連絡を取るなどの連携強化を行っている。
- ◆枚方市教育支援センターと校内教育支援ルームの連携として、Google Classroomを活用し、教育支援センター「ルポ」で実施しているプログラムをオンラインで配信している。
- ◆教育支援センター「ルポ」において、MinecraftEducationを使った自宅からも参加できるオンライン支援を実施したり、民間施設を活用したeスポーツに触れる体験を実施している(社会とのつながりを意識)。
- ◆オンラインで不登校支援担当者等の交流会を実施し、校内教育支援ルームについて情報共有の機会を持った。
- ◆ブログを活用し、教育支援センター「ルポ」の活動を積極的に発信している。
- ◇教育支援センター「ルポ」の登録者は9月末で65名。

これまでの点検評価員等からの主な意見

- ・令和3年度においては、大阪府下では不登校児童数は前年度から横ばいであるが、枚方市は増加傾向にあり課題と考える。原因分析を行ったうえで、例えば地域の力を活用して、問題解決につなげる実践などを研究していただきたい。(R4点検評価員会議)
- ・枚方市における不登校の児童・生徒の数は、年々増加している。児童・生徒が安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するとともに、不登校になってしまった児童・生徒が社会に取り残されることがないように、地域や関係機関との連携も含め、児童・生徒が常にどこかとつながっている状況をつくっていただきたい。(R5・R6点検評価員会議)
- ・不登校児童・生徒数が全国的に増加傾向にある中、枚方市立小・中学校における増加率や新規発生件数の鈍化はこれまでの取り組みの成果であり、評価できる。(R7点検評価員会議)

関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち	達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明 令和6年度・7年度市政運営方針		
	実行計画	16_06不登校対策の強化	R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-		

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

基本方策8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取り組みが必要です。

学校施設のバリアフリー化については、「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づき、各校へのエレベーター整備を進めます。^①また、令和6年度末に策定する「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）」に基づき、学校施設の長寿命化の推進やトータルコストの縮減を図るため、計画的な保全改修に取り組むとともに、施設の省エネルギー化を推進するため、教室等の空調更新に加えて、照明設備のLED化によるZEB化に取り組むなど、良好な学習環境の整備を進めます。^①

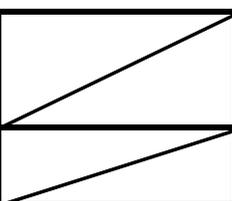
空調設備については、新たに学校体育館に整備した空調設備の効率的な維持管理を行うとともに、教室等の空調設備の更新等に向けて、より効果的・効率的な維持管理・更新に取り組みます。^②

学校規模等適正化に関しては、公共施設全体の適正配置のあり方を示す公共施設マネジメント推進計画の改訂等と整合を図りながら検討を行います。さらに、現状の学校施設の有効活用についても検討を行います。^③引き続き、ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業や、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、1人1台端末や周辺機器等の整備・更新に取り組みます。^④教育委員会と学校とが、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

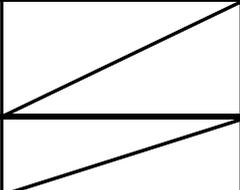
また、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し情報の一元管理や通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、今後より効果的・効率的な学校運営に向けた業務の見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の整備に取り組みます。また、個人情報等を含むデータをサーバにより管理し、枚方市立学校情報セキュリティポリシーに基づいた運用を徹底することで、データの機密性、完全性、可用性を担保し、学校内の情報セキュリティのさらなる向上を図ります。^⑤

衛生面に配慮した安全で安心な給食を安定的に提供する^⑥ため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な整備に向けた検討を進めます。

主要事業の状況

8-①	学校整備・保全事業	担当課	施設計画課・施設整備課・施設管理課	事業費（千円） ※人件費を除く	予算額	2,129,901 (内R6から繰越1,576,811)
					決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
<ul style="list-style-type: none"> 「枚方市学校整備計画」に基づき、学校施設の総合的かつ計画的な整備や保全を行う。 「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づき、5校の実施設計と6校の工事を進める。 直営作業による小中学校のグラウンド改修を行う。 「枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、学校施設のZEB化の達成に向け、CO2削減効果の高い照明設備のLED化を行う。 <p>※学校トイレのドライ化、洋式トイレへの改修、バリアフリートイレの整備は令和5年度に完了</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
（実績値の内容） 枚方市学校整備計画に基づき全小中学校の校舎及び体育館の照明器具をLED照明機器に更新した割合 【参考指標】 R5年度については、枚方市学校整備計画に基づく学校トイレの改修工事実施箇所（系列）数		実績値 [A] (%) 【参】 (件)	61.6 【参】 35	64.10	64.10	
（目標値の根拠） 枚方市学校整備計画に基づき全小中学校の校舎及び体育館の照明器具をLED照明機器に更新する割合 【参考指標】 R5年度については、枚方市学校整備計画に基づく学校トイレの計画対象箇所（系列）数		目標値 [B] (%) 【参】 (件)	61.6 【参】 35	64.10 【参】 令和5年度までに計画数達成のため設定なし	68.8 【参】 令和5年度までに計画数達成のため設定なし	
（めざすべき方向） 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [▽] なら C={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	93.17	
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
<ul style="list-style-type: none"> ◆「枚方市学校整備計画」に基づいた保全工事30件（エレベーター設置、LED化を含む）の内、8件の工事を完了している。 ◆エレベーター設置については「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」に基づいた6校の設置工事の内、3校の工事を完了している。 ◆LED化については計画通り進んでおり、今年度は4件工事発注し、全て契約を締結している。 ◆直営作業によるグラウンド改修については、10月からの作業着手に向けて建設機械等の賃貸借契約手続を実施している。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・学校トイレのドライ化と洋式化、及び多目的バリアフリートイレの整備を計画的に推進している。（R4点検評価員会議） 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明、令和6年度・7年度市政運営方針				
	実行計画	16_07教育環境の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	枚方市学校整備計画、枚方市地球温暖化対策実行計画				

主要事業の状況

8-②	学校空調設備整備・維持管理事業	担当課	施設計画課 施設整備課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額	1,559,265 (内R5から繰越1,285,104)
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の教室等の空調設備の点検・清掃・修理等の維持管理を実施する。 小中学校体育館63棟の点検・清掃・修理等の維持管理を実施する。 令和7年度から令和9年度に教室等を対象に約1800室の空調設備を更新する。 教室等の空調設備更新において令和7年度に更新対象となる空調設備の維持管理については、更新する事業者にて実施する。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 空調設備の維持管理室数に対するの実施室数	実績値[A] (室)	2,504	2,582	2,582		
(目標値の根拠) 小中学校における空調設備の維持管理室数	目標値[B] (室)	2,504	2,582	2,582		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	100.00		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校の教室等及び体育館の空調設備の維持管理を適切に実施している。 ◆小中学校の教室等の空調設備の更新については、令和7年3月に事業者と契約を締結し更新を進めている。令和7年度については約270室の空調設備を更新し、引渡し後、維持管理を実施する。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> 学校体育館を含めた空調設備が計画的に進められている。ともに、時代の変化に沿った先進的な取り組みであると評価できる。(R4点検評価員会議) 						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	16_07教育環境の充実			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	枚方市学校整備計画				

主要事業の状況

8-③	学校規模等適正化事業	担当課	新しい学校推進課 施設整備課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	2,784,854 (内R6から繰越238,054)
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・「枚方市学校規模等適正化基本方針(改定版)」に基づき、小規模校及び大規模校並びに過密校について、学校統合や通学区域の変更、増築等により、学校規模等の適正化に向けた取り組みを進める。</p> <p>なお、取り組みにあたっては、令和9年度に改訂を予定している「公共施設マネジメント推進計画」で示される将来ビジョンを踏まえた公共施設の適正配置の方針と整合を図りながら検討を進めることとしており、令和7年度については、将来の児童生徒数の減少に伴い、学校統合も困難な学校が出てくることを見据えた取り組みとして、小規模校における余裕教室を利用する等、施設の複合化による有効活用の手法について検証を進める。</p> <p>・「枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】」に基づき、旧高陵小学校と旧中宮北小学校を統合して誕生した禁野小学校の新校舎整備事業については、「設計施工一括デザインビルド(DB)方式」で実施しており、令和7年度は、令和6年度7月から着工している建設工事を令和8年度7月の完成に向けて着実に進める。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容)	学校統合や校舎の増築、校区変更等により学校規模等が適正化された学校、または、学校施設の有効活用に取り組んだ学校数	実績値[A] (校)	1	1	0	
(目標値の根拠)						
(めざすべき方向)		達成度[C] (%)	100.00	100.00	0.00	
		※ [☆] ならC=A÷B		※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆小規模校における余裕教室の有効活用の方策について、小規模校の小学校と協議を行った。</p> <p>◇小規模校における余裕教室の有効活用にあたっては、引き続き、学校や保護者、地域との意見交換を重ねながら、その方策を検討していく必要がある。</p> <p>◆禁野小学校の新校舎整備事業については、「設計施工一括デザインビルド(DB)方式」で実施しており、令和7年度は、令和6年度7月から着工している建設工事を引き続き進めている。【施設整備課】</p> <p>◇令和7年4月に事業者より労務単価や資材の高騰による2回目のインフレスライドの請求があり協議をしている。【施設整備課】</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・これまで、学校統合のほか大規模校での校舎の増築や過密校対策として通学区域変更など、学校規模適正化の取り組みを適宜行ってこられたことは評価できる。今後は長期的な人口減少も見据え、学校のあり方だけでなく、地域づくりやまちづくりといった視点をもった公共施設全体の運用と整合を図りながら検討することとであり、このことが将来にわたる良好な教育環境の維持につながることを期待する。(R6点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	16_07教育環境の充実			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				
8-④	学校ICT機器等整備業務【再掲】※基本方針1に記載			担当課	教育研修課	

主要事業の状況

8-⑤	校務の情報化推進事業	担当課	教育研修課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	22,962
					決算額	

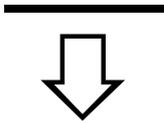
事業概要(令和7年度の取り組み内容)

・現行の校務支援システム(平成27年度導入・令和3年度更新)では、学校における児童・生徒の情報を自前のサーバで一元管理し、成績・保健管理等に活用することで、教職員の事務を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保と、よりきめ細かな指導による教育の質の向上を図っている。また、個人情報等を含むデータをサーバにより一元管理することで個人情報の持ち出しを防ぎ、校内の情報セキュリティの向上を図る。

・一方で、国が提唱する次世代の校務DXに伴い学習系・校務系ネットワークの統合と校務支援システムのクラウド化を進める必要があり、これらシステム更新に向けた計画を作成するとともに関係課でクラウド版校務支援システムの調査研究を進める。

・全中学校に採点支援システムを導入して、教職員の採点業務(採点、集計、転記)の効率化を図るとともに、分析機能を活用して生徒の弱点を把握し、個別最適な学びの充実につなげる。また、採点から成績処理の負担を軽減する。

・校務での生成AIの活用について実証及び検討を進め市内小中学校間で好事例を情報共有し事務の効率化を図り校務の負担軽減につなげる。

指標		R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 教員アンケートにおける「出席簿の学期ごとと年度末集計事務に要した平均時間(分)」	実績値 [A] (分)	53.40	56.40	(3月末実施)
(目標値の根拠) 90分以内(学校の放課後時間内(15:30~17:00))に完了することをめざすもの	目標値 [B] (分)	90.00	90.00	90.00
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [◇] なら $C=A \div B$ ※ [◇] なら $C=\{B+(B-A)\} \div B$ (小数第三位を四捨五入)	140.67	137.33	(3月末実施)

令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)

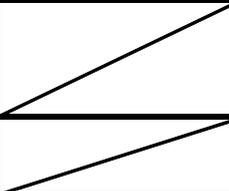
◆校務での生成AI活用集を小中学校へ電子媒体にて共有した。

◇校務支援システムの更新
現行システムは令和7年度末に契約終了するため、次期システムは、導入を1年後ろに伸ばし、令和10年度稼働をめざしパブリッククラウド上で運用できるシステムを前提とし、国の動向を注視し共同調達の仕組みを活用して円滑に更新できるよう、現行システムのリース延長やデータ移行を含め計画していく必要がある。

◇校務DXの推進
国が示す「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づき、教職員の働きやすさと教育活動の更なる高度化をめざし、業務のデジタル化と校務DX環境の整備を行っていく。

これまでの点検評価員等からの主な意見

・校務において生成AI活用を実証し、その成果を共有するなどの先進的な取り組みは他市の模範となる。今後も継続して取り組みを進められたい。(R7点検評価員会議)

関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち	達成度	
	市長公約	令和5年度所信表明		
	実行計画	-	R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-		

8-⑥	小学校給食充実事業【再掲】※基本方策2に記載	担当課	おいしい給食課
-----	------------------------	-----	---------

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題等、様々な課題に関する学びと、その成果を生かす機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組みます。^{①②}

図書館においては、令和3年に策定した「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」に基づき、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、市民ニーズに応じた資料や情報を提供する基本的な役割を果たすことで、誰もが読書に親しむことができる環境を整え、市民の学びを支えます。^{③④⑤⑥⑦⑧}また、いつでもどこでも図書に親しむことができる市民サービスとして開始した「電子図書館」についても、さらなる利用促進に努めます。^⑨

また、ICタグシステムの導入拡大や予約図書受取ロッカーの配置により、待たない貸出手続きや24時間いつでも借りられる環境を整え、誰もが利用しやすい快適な図書館サービスの提供を広げていきます。^⑦

読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館への支援・連携強化、学校司書の育成・支援など、学校教育と連携を図ることにより、生涯にわたる読書習慣を養えるよう子どもの読書活動を推進します。^⑩

主要事業の状況

9-①	社会教育活動推進事業	担当課	教育政策課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 6,590 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>「人生100年時代」においては、生涯自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の問題解決のための活動につなげていくことの必要性が高まっていく中、社会教育を推進するため、以下の事業を行う。</p> <p>社会教育基礎講座…人が地域で生活していくために必要な基礎的な知識や技術の習得の機会を提供する。</p> <p>家庭教育支援事業…家庭教育を支援する各種事業を行う。参加者同士の話し合いを通じて、自らの子育てを振り返る機会を提供し、子育てに関する“気づき”を促す講座や、親と子が協力し、一つのことを成し遂げたり、何かを作ったりする機会を提供することで、親子のコミュニケーションを促進する講座等を開催する。</p> <p>社会教育(人権)講座等…お互いの違いを理解し、尊重することの大切さについて考える機会の提供などを行う講座や、日本語の読み書きや話すことに支障があるため、日常生活に困難を有する人に対し、日本語の学習の場を提供することを目的とした、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」等を実施する。</p>					
指標			R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 社会教育活動推進事業への延べ参加者数		実績値 [A] (人)	3,686	3,543	1,927
(目標値の根拠) 新型コロナウイルス感染症の感染状況の動向が不透明であるものの、令和2年度に落ち込んだ実績を毎年730人ずつ増加させ、令和5年度までの3年間でこれまでの目標値を達成する。 【令和2年度までの目標値】「よみかき」等については平成27年度から令和元年度までの延べ参加者数の平均、その他の事業については募集人数の80%		目標値 [B] (人)	4,130	4,130	4,130
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	89.25	85.79	46.66
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆社会教育基礎講座は「老いに備える」をテーマとして、「将来のための相続準備～家族のために考えよう～」(35人参加)、「エンディングノートの書き方講座～最期の想いを1冊に～」(35人参加)、オンデマンド講座「加齢にともなう誤嚥のリスク～食事場面のポイントや対策について～」(127回再生)を開催した。また、家庭教育支援事業として、「親子で作ろう!ペットボトル地震計」(14組30人参加)を開催した。また、社会教育人権講座として、「高齢者虐待を防ぐ～わたしたちができることを考える」(18人参加)を開催した。また、枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」は、延べ1,054人の学習者が参加した。</p> <p>◇市民にニーズのある事業のテーマ設定や、開催日時・開催手法の設定、周知方法について課題があるため、これまでの講座アンケート結果や、社会教育委員からのご意見も参照しながら、目標の達成に向け改善を図る。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズを踏まえた講座を実施されており、参加者数が増加していることは評価できる。今後は、より多くの市民が講座に参加できるよう、オンライン講座の開催についても検討いただきたい。(R5点検評価員会議) ・大学が行う社会貢献活動とも連携を図るなど、今後も魅力ある講座の検討や講師の確保を期待したい。(R7点検評価員会議) 					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち	達成度		R6からR7の達成度の推移
	市長公約	-			
	実行計画	-			
	関連計画	-			

主要事業の状況

9-②	生涯学習事業	担当課	文化生涯学習課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	25,284
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>●生涯学習事業の推進 他部署との連携事業や美術関連事業等、各生涯学習市民センターを実施場所として各種事業を実施。また、生涯学習市民センターまつりなど実行委員会形式により、市民主体の事業を実施している。</p> <p>●生涯学習施設の運営 生涯学習市民センター(9施設)の利用運営を行い、生涯学習事業、活動委員会事業などの事業を実施している。</p> <p>●枚方市生涯学習推進審議会運営事務 市民や専門家の幅広い意見を聴きながら、生涯学習による市民との協働のまちづくりを進めるために、平成18年4月に枚方市生涯学習推進審議会を設置。現在、審議会は学識経験者、関係市民団体等、計10人の委員で構成している。</p> <p>●枚方市美術推進委員協議会運営事務 年3回協議会を開催し、御殿山生涯学習美術センター及び総合文化芸術センター美術ギャラリーにおける企画展及び公募展の企画運営等、美術事業の推進に関することについて、専門的な立場から意見をいただく。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
<p>(実績値の内容)</p> <p>生涯学習施策推進アンケートによる満足度の割合 (「満足」「概ね満足」「普通」と回答した設問数/総設問数) ※総設問数=アンケート回答者数×設問数</p>		実績値[A] (%)	43.48 (1851/4257)	44.15 (2583/5850)	年度末に集計予定	
<p>(目標値の根拠)</p> <p>総設問数に対して「満足」「概ね満足」「普通」と回答した設問数が80%</p>		目標値[B] (%)	80.00	80.00	80.00	
<p>(めざすべき方向)</p> 		<p>達成度[C] (%)</p> <p>※[□]ならC=A÷B ※[▽]ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)</p>	54.35	55.19	年度末に集計予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆生涯学習市民センター等で、講演会、講習会、映画会、コンサートなどをひらき、市民が自分からすすんで学習できる機会を提供するとともに、地域の特色を活かした生涯学習事業や交流の促進を行うため、市民と連携した活動員会による事業を開催している。</p> <p>◆人形劇関連事業や市民主体の実行委員会形式で生涯学習市民センター祭を開催するなど、学んだことを活用できる場の提供をおこなっている。</p> <p>◆市民や専門家の幅広い意見を聴きながら、生涯学習による市民との協働のまちづくりを進めるために、枚方市生涯学習推進審議会を令和8年2月に開催予定。</p> <p>◆市民・店・会社・大学・地域のつながりを支える取り組みとして、「職員による出前講座」、市内5大学との連携・協力による「市民大学講座」「子ども大学探検隊」などを実施している。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<p>・満足度が半数にも満たない状況を踏まえ、現状に甘んじることなく好事例を参考とするなど、市民ニーズ・満足度の向上を意識した事業展開に努められたい。(R6点検評価員会議)</p> <p>・大学が行う社会貢献活動とも連携を図るなど、今後も魅力ある講座の検討や講師の確保を期待したい。(R7点検評価員会議)</p>						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち		達成度		
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	17_01生涯学習の推進		R6からR7の達成度の推移		
	関連計画	-				

主要事業の状況

9-③	図書館資料購入事務	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	84,874
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>基本的な蔵書構成を維持しながら市民の多様なニーズに応えるため、雑誌・読み物から専門書に至るまで、幅広くバランスを意識し、あらゆる分野にわたり、正確で新しい情報を提供できるよう計画的に資料を購入する。また、貸出頻度の高い児童書のロングセラーや、情報が古く更新が必要な図書の買い替えを積極的に進め、蔵書のリフレッシュを昨年度に引き続き行う。なお、選書に際しては、より効果的に利用につながるよう、ICタグシステム導入後の蔵書分類ごとの利用状況をエビデンスにするなど留意する。</p>						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 市民一人あたりの貸出冊数		実績値 [A] (冊)	9.86	10.48	4.35	
(目標値の根拠) 直近3か年の平均値		目標値 [B] (冊)	8.68	9.73	10.00	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	113.59	107.71	43.50	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆選書に際しては、蔵書計画に定める収集方針を踏まえ、蔵書バランスを重視した。また、利用が多く劣化した本や情報の古い分野の蔵書の一部を更新した。 ◆図書館の蔵書となる図書を児童書6,227冊、一般書11,366冊、合計17,593冊購入した。 ◇利用統計を参考にした選書。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	/
	市長公約	令和7年度市政運営方針				
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			R6からR7の達成度の推移	/
	関連計画	枚方市立図書館第4次グランドビジョン				

主要事業の状況

9-④	図書館等巡回事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	15,466
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
各図書館・分室が所蔵している図書館資料を、市民が希望する図書館・分室で貸出・返却が出来るよう中央図書館を起点に各図書館・分室を巡回する図書館資料の運搬を業務委託により実施する。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 分館・分室の巡回日数	実績値[A] (件)	501	499	256		
(目標値の根拠) 年度当初に予定していた年間巡回日数	目標値[B] (件)	501	499	448		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [◇] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	57.14		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆図書館業務に必要な不可欠な図書館資料の配送のため、適切な巡回業務に努めた。 ◆中央図書館と各分館・分室間を巡回する図書館資料の運搬を委託により計画的に実施した。 ◆物量の増加が見込まれる市駅前図書館への巡回回数をもめにするなど巡回ルートを設定し、より迅速に予約図書を利用者へ渡すことができるよう対応を図った。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

主要事業の状況

9-⑤	中央図書館管理運営事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	73,284
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館政策の企画・立案・周知等を行う。 ・幅広い分野と難易度の図書館資料を所蔵し、各図書館、分室、自動車文庫における貸出を支援するとともに、他自治体の公共図書館との相互貸借、参考業務、児童サービスなどの拠点館として各種図書館サービスを行う。 ・ICタグシステム導入を機に、読書相談業務や蔵書管理業務などの充実を図る。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 中央図書館の貸出冊数		実績値 [A] (冊)	722,554	703,765	290,490	
(目標値の根拠) 直近3か年の平均値		目標値 [B] (冊)	661,718	736,219	715,942	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ ^① ならC=A÷B ※ ^② ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	109.19	95.59	40.57	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆開館日数：152日 貸出冊数(個人)：290,490冊 予約受付件数(個人)：30,820件 延べ利用者数：82,538人</p> <p>◆引き続き市内図書館ネットワークの拠点として図書館サービスを提供する。 ◆積極的にレファレンス(読書相談)や様々なイベントなど、利用者の増加が見込めるような取り組みを検討・実施している。 ◇ICタグシステムを導入したことによる貸出の自動化により、創出された時間を活用し、魅力的な棚づくり、レファレンス、読書相談等の専門的なサービスのさらなる充実を図っていく。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	/
	市長公約	-				
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			R6からR7の達成度の推移	/
	関連計画	枚方市立図書館第4次グランドビジョン				

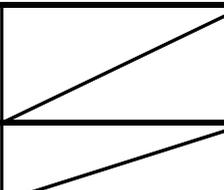
主要事業の状況

9-⑥	図書館分館管理運営事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 442,542 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>図書館サービスにおける地域の拠点として、中央図書館および図書館分室と連携しながら、図書館資料の貸出やレファレンスサービス等の図書館サービスを提供することを目的として、図書館資料の貸出や予約の受付、レファレンスサービス、各種行事等を行う。</p> <p>令和6年9月には新しい分館としてICタグシステム導入の市駅前図書館を開館した。令和7年度は市駅前図書館以外の7分館にもICタグシステムを導入していく。中央図書館は日常的に分館との連携を図るとともに、モニタリングなどを通じて、指定管理者による分館の管理・運営の充実を推進する。</p>					
指標			R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 全分館の貸出冊数	実績値 [A] (冊)		2,635,567	2,972,430	1,227,669
(目標値の根拠) 直近3か年の平均値	目標値 [B] (冊)		2,301,248	2,598,502	2,727,105
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)		114.53	114.39	45.02
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆開館日数 1381日/8館(1館平均約173日) 貸出冊数(個人): 1,227,669冊/8館 予約受付件数(個人): 378,509件/8館 延べ利用者数: 40,3254人/8館</p> <p>◆9月に楠葉・菅原・牧野・津田図書館にICタグシステムを導入したほか、利用者自身が自動貸出機で予約資料を借り受けられる予約図書受取コーナーを設置した。令和7年度中に香里ヶ丘、蹉跎、御殿山図書館にも導入予定。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・来年度にオープンする市駅前図書館については、指定管理者が運営される。蔵書規模は大きくないが、市駅前ということで、市民の皆さんはそのオープンをたいへん楽しみにしておられる。司書の皆さんが専門的なノウハウを活かして選定した魅力的な蔵書に加え、ICタグシステムや予約図書受取ロッカーをはじめとした、これまで本市では提供してこなかった新たなサービスの提供と、指定管理者による専門的なサービスにより、枚方市の顔である枚方市駅直結の図書館にふさわしい、魅力ある図書館にしていきたいと要望する。(議会)</p>					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち	達成度		R6からR7の達成度の推移
	市長公約	令和7年度市政運営方針			
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			
	関連計画	枚方市立図書館第4次グランドビジョン			

主要事業の状況

9-⑦	図書館オンラインシステム 運営事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 164,576 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>図書館コンピュータシステムにより中央図書館、分館、分室をオンラインで結び、蔵書管理、貸出返却業務、インターネットによる蔵書検索サービスや予約サービス等を行う。</p> <p>令和6年度に中央図書館と市駅前図書館にICタグシステム・自動貸出機・予約図書受取コーナー(中央図書館のみ)を導入し「待たない」貸出手続きを導入するとともに枚方市駅構内に予約図書受取ロッカーを設置した。</p> <p>令和7年度には、市駅前図書館以外の7分館にICタグシステムを導入し、自動貸出を行うことに加え、予約本をセルフで取り出せる「予約図書受取コーナー」を設置する。</p> <p>また、読書履歴記録用冊子「ひらかたブックダイアリー」をすべての分室にも導入を行い、インターネット上で利用者が自らの読書履歴を蓄積していくことが可能な「My本棚」とあわせて、読書意欲の喚起につながるよう取り組む。</p>					
指標		R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 図書館HPアクセス件数		実績値 [A] (件)	1,496,780	1,648,827	814,701
(目標値の根拠) 直近3年間の実績値の平均		目標値 [B] (件)	1,348,364	1,482,875	1,572,804
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ ^① ならC=A÷B ※ ^② ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	111.01	111.19	51.80
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆分館、分室をオンラインで結び、蔵書管理、貸出返却業務、インターネットによる蔵書検索サービスや予約サービス等を継続して行っている。</p> <p>◆9月に楠葉・菅原・牧野・津田図書館にICタグシステムの導入、予約図書受取コーナーの設置を行い、図書館の職員を介さずに利用者の操作のみで完結する自動貸出機を導入することで「待たない」貸出手続きを実現し、利用者の利便性の向上を図った。令和7年度中に香里ヶ丘、蹉跎、御殿山図書館にも導入予定。</p> <p>◆利用者が自身の読書履歴を記帳できる通帳型冊子「ひらかたブックダイアリー」の配布・販売、及び印字機を分室に設置し、10月から運用を開始した。これをもって全館への設置が完了した。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・市立図書館へのICタグシステムは、効率化につながるが、貸出データなどを蔵書購入の際にも活用していくのか、蔵書計画との整合性は?(議会)</p>					
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度
	市長公約	令和7年度市政運営方針			
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			R6からR7の 達成度の推移
	関連計画	-			

主要事業の状況

9-⑧	障害者利用促進事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	958
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>・障害のある利用者等の読書環境を整備し、障害者等の利用促進を図ることを目的として、録音・点字資料の貸し出し、製作、視覚障害者への対面読書、聴覚障害者向けおはなし会及び手話・字幕付映像資料の制作等を行うとともに音訳協力者等の養成を行う。</p> <p>・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)に基づき、視覚障害者等に対して、拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジブレイヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用に留意し、支援を行うとともに、様々な読書手段を紹介する。</p> <p>・読み上げ機能を備えた電子図書館システムを導入することにより、視覚障害者や学習障害者等の活字での読書が困難な方へのサービスを行う。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 点字・録音図書貸出タイトル数	実績値[A] (タイトル)	2,708	2,687	1,392		
(目標値の根拠) 直近3か年の平均値	目標値[B] (タイトル)	3,038	2,789	2,761		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)	89.14	96.34	50.42		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆視覚障害者等へのサービスとして対面読書を32回実施した。</p> <p>◆聴覚障害者へのサービスとして、手話で楽しむおはなし会を3回実施(参加延べ人数55人)した。</p> <p>◆デフリンピック開催を前にデフリンピック競技者による読書バリアフリー講演会を1回実施(参加29人)した。</p> <p>◆音訳協力者に対しては外部講師を招いての音訳講習を1回実施(参加延べ人数8人)した。(全4回予定)</p> <p>◇利用者の高齢化による利用の休止が増え、点字・録音図書の貸出は減少傾向にある。このため読書相談や資料案内などを通じて読書要求の拡大に務めている。また、加齢に伴い通常の活字による読書が困難になった高齢者の貸出に占める割合は、新規登録を含めて増える傾向にあり、これらの状況をふまえて引き続きサービスの周知に努める。</p> <p>◇諸サービスについて、利用者の拡大と、録音資料の製作や対面読書を担う音訳協力者の養成が課題である。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	枚方市立図書館第4次グランドビジョン				

主要事業の状況

9-⑨	電子図書館運営事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 1,056 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
ICTの進展及びコロナ禍における新しい生活様式にも対応した図書館サービスとして、令和3年7月より「ひらかた電子図書館」を導入している。ウェブ上で電子書籍が読めるサービスで、文字の大きさの変更が可能であり、音声読み上げ機能付きのものもあり、紙の本が読みづらい人でも読書が楽しめる。また、複数人数が同時に閲覧可能な児童書の「読み放題パック」を所蔵しており、今後、電子図書館の特性を活かした蔵書も収書していく。なお、「読み放題パック」の購入については、子どもに本を届ける基金の活用を予定している。					
指標			R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) ①電子書籍貸出冊数 ②閲覧回数(回)		実績値[A] (冊)	①39,410 ②96,891	①41,620 ②188,340	①14,941 ②97,380
(目標値の根拠) 【R5年度】直近2か年の平均値(R3を12か月換算) 【R6年度】直近3か年の平均値(R3を12か月換算) 【R7年度】直近3か年の平均値		目標値[B] (冊)	①27,818 ②65,686	①31,682 ②76,088	①37,618 ②121,593
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※△ならC=A÷B ※◇ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	①141.67 ②147.51	①131.37 ②247.53	①39.72 ②80.09
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
◆子どもに本を届ける基金を活用し、同時に複数人がひとつのタイトルに閲覧できる読み放題パックを151タイトル購入した。 ◆電子図書館利用統計 ログイン数: 38,489回 閲覧回数: 97,380回 貸出冊数: 14,941冊 予約件数: 4,968件 ◇電子図書館の蔵書冊数が少ない点と電子図書館の認知度を高める点が課題である。					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
・電子書籍貸出冊数が、さまざまな工夫により、目標値と比べて実績値がかなり大きくなったことは評価できる。更なる貸出冊数の増加に向けた取組みを進めていただきたい。(R4点検評価員会議) ・タブレット端末による「ひらかた電子図書館」利用が可能となり、さらに「読み放題パック」を導入して以降に、小学生の電子図書館利用が多くなったということがわかった。今後も、安定的に財源を確保しながら、電子図書館全体はもちろん、特に読み放題パック等児童書を充実させていただき、子どもの利用をさらに拡大するよう要望する。(議会)					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち		達成度	R6からR7の達成度の推移
	市長公約	令和6年度市政運営方針			
	実行計画	17_02図書館運営・機能の充実			
	関連計画	枚方市立図書館第4次ランドビジョン			

※指標が複数ある場合、点検評価に係る達成度は、上記の達成度の平均値を用いる。

主要事業の状況

9-⑩	学校図書館支援事業	担当課	中央図書館	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 14,119 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>・学校図書館の充実と市立図書館蔵書の効果的な活用を図ることで、子どもの読書活動を推進し、自ら学び考える力の育成を支援することを目的に、教育指導課の事業計画「読書活動推進事業」と連携し、中央図書館から配置した学校司書への人的・技術的支援及び学校図書館システムの管理・技術的支援を行うとともに、学校図書館の整備及び読書活動の支援や調べ学習などの授業支援を行う。</p> <p>・子どもの読書習慣の確立や情報活用力の育成をめざし、市立小学校に配置する学校司書と連携しながら、学校図書館機能の向上及び充実を図る。</p>					
指標			R5年度	R6年度	R7年度
(実績値の内容) 市内全小学校の学校図書館での児童一人当たり年間貸出冊数	実績値 [A] (冊)		21.84	22.27	10.86
(目標値の根拠) 直近3か年の平均値	目標値 [B] (冊)		22.68	22.53	22.04
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC={B+(B-A)}÷B (小数第三位を四捨五入)		96.30	98.85	49.27
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆令和7年度は全小学校44校に配置した学校司書25人(うち、2校兼務19人、1校専任6人)と連携しながら、学校図書館整備の支援や学校図書館システムの管理・技術的支援、授業で活用するための資料提供等を行っている。</p> <p>◆令和7年度の学校図書館における児童一人当たりの貸出冊数は、令和6年度と比較すると1.27冊増加している。</p> <p>◆令和6年度に引き続き、市立小学1年生をはじめ令和7年度新規の児童生徒タブレットの端末用アカウントを、ひらかた電子図書館に登録した。また7月より、学校での利用に適した複数人で同時に閲覧できる「児童書読み放題パック」を562タイトルから685タイトルに増やした。</p> <p>◇小学校での学校図書館機能の充実及び児童の読書活動推進のため、学校司書の知識・技術の向上を図る。</p> <p>◇小学校に配置した学校司書と連携しながら、中学校での学校図書館システムの管理・技術的支援を中学校の司書教諭及び図書担当教員に対して行う。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・子どもたちの1人1台端末への電子図書館のリンクアイコンの追加などは、学校と図書館が連携した子どもたちの読書活動推進の取り組みとして、他市にも誇れるものとする。(R7点検評価員会議)</p>					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち		達成度	R6からR7の 達成度の推移
	市長公約	令和6年度市政運営方針			
	実行計画	16_02 子どもたちの確かな学力の定着を図る			
	関連計画	枚方市立図書館第4次グランドビジョン			
9-⑪	読書活動推進事業【再掲】※基本方策1に記載			担当課	教育指導課

基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

「人生100年時代」においては、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍していくためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。さらに、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

こうしたことから、子どもの時から様々な体験活動や、子どもたちが安全で自由に過ごすことができる空間を提供するとともに、地域等とも連携しながら、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくことが求められています。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中での活動等、様々な体験ができる機会を確保します。^{①②}また、子どもたちの夢や将来の可能性を広げるため、地域の特色や活力を生かしながら、3季休業期などに児童の参加・体験型のプログラムを提供していきます。生涯学習市民センターや総合文化芸術センターなどを活用し、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。^③

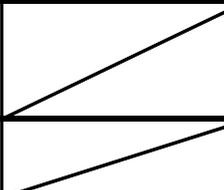
また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡等の貴重な歴史文化遺産について、多くの市民の理解と共感を得て、文化財に関する情報発信を行い、郷土愛が育まれ継承されるよう取り組みを進めます。^{④⑤⑥⑦}

また、各種スポーツ・レクリエーション活動については、プロスポーツに触れる機会の提供や、スポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組めます。^{⑧⑨}

令和7年3月に策定する「児童の放課後を豊かにする行動計画」に基づき、子どもの成長に必要な要素として、自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」の「3間（さんま）」を確保・充実し、遊びや豊かな体験等を通じて、家庭や学校以外の第3の児童の居場所として、全市立小学校で実施している留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の取り組みを一層強化します。また、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、児童と保護者のニーズを汲み取った施策についても充実を図ります。^{⑩⑪}

主要事業の状況

10-①	文化財活用事業【再掲】※基本方策2に記載	担当課	文化財課
10-②	野外活動センター利用促進事業【再掲】※基本方策2に記載	担当課	スポーツ振興課

10-③	文化芸術創造拠点形成事業	担当課	文化生涯学習課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	28,733
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
総合文化芸術センターなどを活用し、文化芸術に触れるきっかけづくりとなるような魅力的な事業を数多く展開していくことで、市民の文化芸術への興味や関心を育て、文化芸術の裾野を広げることを重点施策としている。特に文化芸術の裾野を広げるための子ども対象の事業については、連携協定を締結している文化芸術団体や劇作家・演出家で芸術文化観光専門職大学学長である平田オリザ氏、枚方ゆかりの若手アーティスト、市教育委員会と連携協力して、子どもたちが感受性の豊かな時期に、等しく文化芸術を体験できる機会や、興味や関心のある子どもたちを育成する事業を総合的に行っていく。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 文化事業の参加者へのアンケートによる満足度の割合 (「満足」「概ね満足」と回答したアンケート回答者数/アンケート回答者数)×1割 ※各事業のアンケート回答者数の約1割を抜粋したもの	実績値[A] (%)	91.4 (867/949)	96.6 (997/1,032)	年度末に集計予定		
(目標値の根拠) 総設問数に対して「満足」「概ね満足」と回答したアンケート回答者数が75%	目標値[B] (%)	75.00	75.00	75.00		
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [▽] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	121.87	128.80	年度末に集計予定		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆令和8年1月に枚方市文化芸術振興審議会を開催し、進捗を報告する予定である。 ◆市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実や主体的に文化芸術活動を行うことのできる環境整備のため、総合文化芸術センターにおいて、指定管理者との共催等により事業を実施している。 ◆劇作家・演出家で兵庫県立芸術文化観光専門職大学学長である平田オリザ氏との連携事業として、コミュニケーション事業を実施している。 ◆市立小学校5・6年生を対象に枚方市アーティストバンク登録アーティストを派遣する、アウトリーチ事業を実施している。 ◆連携協定を締結している、大阪フィルハーモニー交響楽団との連携事業中学校オーケストラ鑑賞事業を2月に実施する予定である。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に向いての生の音楽を鑑賞する機会や、中学1年生がオーケストラ演奏を鑑賞する機会を創出するなど、児童生徒の完成を高める様々な活動が行われており、とても素晴らしい事業だと考える。(R6点検評価員会議) ・小学校アウトリーチ事業や中学校オーケストラ鑑賞事業など、家庭の経済状況に関係なく児童・生徒が文化・芸術に触れる機会を創出していることは評価できる。今後も推進していただきたい。(R7点検評価員会議) 						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	17_04文化芸術の推進			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	枚方市文化芸術振興計画【改訂版】				

10-④	文化財保護管理事業	担当課	文化財課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	39,434
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 茄子作遺跡・藤田山遺跡・蹉跎東プレハブ文化財収蔵庫・伝王仁墓等の文化財用地の草刈り等を行い、保護管理する。 特別史跡百済寺跡のバス専用駐車場の管理委託の実施。 楠葉台場跡は、幕末の砲台場を保護している史跡であり、その維持のため草刈りや、清掃点検等保全管理する。 発掘調査により出土した木製の遺物の劣化を防止するための保存科学処理を行う。 						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 当該年度の遺物の保存科学処理事業進捗割合	実績値 [A] (%)	100.00	100.00	0.00		
(目標値の根拠) 当該年度の国庫補助金の費消率	目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	0.00		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財用地の草刈りを6月に実施。 ◆出土した木製品等の遺物について、保存科学処理の実施。 ◆百済寺跡見学者用バス駐車場の管理委託を実施。 ◆楠葉台場跡では、草刈り清掃の定期管理の他、住民からの要望に対応する等、日常管理を行っている。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	19_01歴史的文化遺産の活用と情報発信の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑤	市指定文化財補助事業	担当課	文化財課	事業費（千円） ※人件費を除く	予算額	340
					決算額	
事業概要（令和7年度の取り組み内容）						
建造物の所有者に40,000円、建造物を除く有形文化財又は記念物の所有者に20,000円の枚方市文化財保存事業補助金を交付し、市指定文化財の保存管理を支援する。						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 市指定文化財を管理・保存するために交付する補助金の件数		実績値 [A] (件)	14	14	0	
(目標値の根拠) 市指定文化財を管理・保存するために交付する補助金の申請件数		目標値 [B] (件)	14	14	14	
(めざすべき方向) 		達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	0	
令和7年度の取り組み実績（◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項）						
◆市指定文化財の保存管理を支援するため、建造物の所有者に40,000円（3件）、建造物を除く有形文化財又は記念物の所有者に20,000円（11件）の枚方市文化財保存事業補助金を交付予定。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑥	特別史跡百済寺跡再整備事業	担当課	文化財課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	6,179
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から令和6年度にかけて実施した再整備工事特別史跡百済寺跡の整備報告書を作成する。 創建当時の古代寺院を現地で体験できるAR映像を活用するなど観光資源としての魅力を高める。 						
		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 当該年度の事業進捗割合	実績値 [A] (%)	100.00	100.00	0.00		
(目標値の根拠) 当該年度の国庫補助金の費消率	目標値 [B] (%)	100.00	100.00	100.00		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	100.00	100.00	0.00		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ◆整備事業をまとめた報告書の作成のため、編集業務の委託を実施し、報告書作成に取り組んでいる。 ◆ARの運用を開始し、現地で見ることができるようになった。 						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち			達成度	
	市長公約	令和6年度市政運営方針				
	実行計画	19_01歴史的文化的文化遺産の活用と情報発信の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑦	市史編さん年報発行事務	担当課	文化財課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	1,062
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
歴史資料の収集・整理・保存ならびに市民の歴史に関する照会及び資料利用等の要望に応えるとともに、枚方市史年報を発行する。						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 市史関係の照会および市史資料の利用件数	実績値 [A] (件)	223.00	318.00	152.00		
(目標値の根拠) 直近10年間のうち、利用件数上位5年の平均値 R6年度以降は、第3期実行計画における施策指標	目標値 [B] (件)	300	250	260		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] なら C=A÷B ※ [□] なら C=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	74.33	127.20	58.46		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆市史関係の照会件数は順調に推移している。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち 施策目標19 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	19_01歴史的文化的文化遺産の活用と情報発信の充実			R6からR7の達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑧	各種スポーツ大会等開催事業	担当課	スポーツ振興課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額	41,758
					決算額	
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<ul style="list-style-type: none"> 各種競技大会(総合体育大会等)の運営を公益財団法人枚方市スポーツ協会に委託し、実施。 市内高校バレーボール大会を実施し、同競技の振興と青少年の健全育成を図る。 ラグビーカーニバルを公益財団法人枚方市スポーツ協会に委託して実施。 						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 各大会等の参加者数		実績値[A] (人)	18,031	19,163	年度末集計予定	
(目標値の根拠) 実行計画と同様に、R1実績22,560人を 目指して段階的に設置した数値		目標値[B] (人)	20,500	21,000	21,500	
(めざすべき方向) 		達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	87.95	91.25	年度末集計予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
<p>◆市民のスポーツ振興につながるよう、引き続き、各種スポーツ大会やレクリエーション事業を実施している。</p> <p>◇毎年屋外で実施する大会の開催について、開催時期をはじめ会場や人員の確保等の課題について前年度の実績等を踏まえ検討を行う。</p>						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち 施策目標6 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	17_04スポーツ活動の推進			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑨	スポーツ推進事業	担当課	スポーツ振興課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	10
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
策定されたスポーツ推進計画に基づき、「だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康を増進し、人と人との交流を深めることを支える」を基本理念として、関係部署と連携を図りながらスポーツ施策を推進していく。						
指標			R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) スポーツ施設利用者数	実績値[A] (人)		997,854	959,501	年度末集計予定	
(目標値の根拠) 実行計画同様に、R1実績1,061,879人を 目指して段階的に設置した数値	目標値[B] (人)		970,000	990,000	1,010,000	
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)		102.87	96.92	年度末集計予定	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◇「枚方市スポーツ推進計画(改訂版)」に基づき実施している事業の進捗管理を行い、今後の方向性について点検を行う。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次 総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	17_04スポーツ活動の推進			R6からR7の 達成度の推移	
	関連計画	-				

10-⑩	総合型放課後事業	担当課	放課後子ども課	事業費(千円) ※人件費を含む	予算額 1,722,026 決算額
事業概要(令和7年度の取り組み内容)					
<p>児童の放課後の安全な居場所づくりと子育てしやすい環境の整備として、保護者の就労等により保育を必要とする児童の適切な遊びや生活の場を提供する「留守家庭児童会室」とすべての児童が自由にかつ主体的に活動できる放課後の場所である「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する「総合型放課後事業」を全校(直営22校・委託22校)で実施している。</p> <p>令和7年度は、留守家庭児童会室に入室している児童の希望に応じて開室し、土曜日開室の利用実態を検証した上で、土曜日の総合型放課後事業のあり方について検討を進める。また、長期休業期における昼食提供サービスについて試行実施時のシステム活用のノウハウを活かし、弁当事業者の拡大を図り全校実施への取り組みを進める。</p>					
指標		R5年度	R6年度	R7年度	
(実績値の内容) 全児童に対する放課後の児童の居場所(放課後オープンスクエアの利用者及び留守家庭児童会入室児童)の割合	実績値[A] (%)	50.48	55.56	56.91	
(目標値の根拠) 前年度の総合型放課後事業の利用率	目標値[B] (%)	20.00	50.00	50.00	
(めざすべき方向) 	達成度[C] (%) ※ \uparrow なら $C=A \div B$ ※ \downarrow なら $C=(B+(B-A)) \div B$ (小数第三位を四捨五入)	252.40	111.12	113.82	
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)					
<p>◆長期休業期昼食サービスについて、夏季休業期に全44校で試行実施を行った。実施方法や継続可能性を検証するため冬季休業期、春季休業期においても全44校での実施を行っていく。</p> <p>◆令和7年7月から試行的に、留守家庭児童会室利用者の希望に応じて、土曜日の留守家庭児童会室を開室する取組を開始した。</p> <p>◆不審者の抑止や事件・事故の未然防止、児童の性被害防止等を目的とし、留守家庭児童会室施設に防犯カメラの設置を行い、令和7年度中に全44校に設置を行う。</p> <p>◆留守家庭児童会室の待機児童については、令和7年4月1日時点は7名の待機児童が発生していたが7月には解消した。</p> <p>【総合型放課後事業利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後オープンスクエア登録児童数(9月現在) 7,684人(登録率40%) 放課後オープンスクエア参加人数(1日平均) 1,346人 留守家庭児童会室入室児童数(9月現在) 4,186人 留守家・放課後OS併用利用児童数(9月現在) 969人 全児童数(9月1日現在) 19,154人 <p>◇留守家庭児童会室施設的环境改善として、和式トイレの洋式化や男女別トイレの設置等トイレの環境改善に取り組む。また、耐用年数を超えた留守家庭児童会室については、学校施設を最大限に活用することを前提として、今後の児童数等の推移を見極め、専用棟の建て替えも含めた検討を進め、個別の老朽化対策を策定する。</p>					
これまでの点検評価員等からの主な意見					
<p>・これまで期限内に入室申込みのあった全ての児童を受入れるという方針のもと、臨時定員等を設けて受け入れられてきたということであるが、今後も放課後オープンスクエアの拡充、職員体制や施設の整備、余裕教室の確保などを通じて、通年で待機児童0をめざして取組んでいただきたい。(R5点検評価員会議)</p> <p>・令和5年度の全校実施から実績値、登録児童数とも増えている。今後も、留守家庭児童会室の土曜開室、三季休業期昼食サービスの全校実施に向けた試行など保護者のニーズをとらえた取り組みと併せて、事業の充実に努めていただきたい。(R7点検評価員会議)</p>					
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち			達成度
	市長公約	令和7年度市政運営方針			
	実行計画	15_01子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくり			R6からR7の達成度の推移
	関連計画	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画			

10-⑪	枚方子どもいきいき広場補助事業	担当課	放課後子ども課	事業費(千円) ※人件費を除く	予算額 決算額	31,191
事業概要(令和7年度の取り組み内容)						
<p>これからの時代を生きる子どもの「生きる力」を育むことを目的として、市内44小学校区で、土曜日の学校休業日を基本に、地域の特色や多様性を活かしたプログラムを児童健全育成事業として実施する。地域団体やNPO等に対し支援・助成を行う。</p>						
指標		R5年度	R6年度	R7年度		
(実績値の内容) 参加した子どもにおける事業の満足度 (算出式: 満足度の高いアンケート回答者数/アンケート回答者数)	実績値 [A] (%)	88.9	94.1	令和7年11月把握予定		
(目標値の根拠) 参加した子どもにおける事業の満足度	目標値 [B] (%)	80.00	80.00	80.00		
(めざすべき方向) 	達成度 [C] (%) ※ [△] ならC=A÷B ※ [□] ならC=(B+(B-A))÷B (小数第三位を四捨五入)	111.12	117.63	令和7年11月実施予定		
令和7年度の取り組み実績(◆…事業の取り組み実績 ◇…事業の課題事項)						
◆枚方子どもいきいき広場事業の第1回活動団体代表者会議を7月に開催し、活動報告や取組みについて情報交換を行いました。また、第2回会議も11月に開催予定としています。						
これまでの点検評価員等からの主な意見						
関連計画	第5次総合計画	基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち 施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち			達成度	
	市長公約	-				
	実行計画	-				
	関連計画	枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画			R6からR7の達成度の推移	

枚方市立禁野小学校新校舎整備事業に係る備品整備について

総合教育部 新しい学校推進課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和8年度（2026年度）2学期に移転予定の枚方市立禁野小学校新校舎について、これまで新校舎の特徴や令和3年度（2021年度）に策定した「禁野小学校における新しい学校づくり」の方向性等を踏まえ、学校への意見聴取も行いながら備品整備の検討を進めてきました。

この度、新校舎で整備する備品の検討状況について、ご報告するものです。

2. 内容

(1) 新たに整備する備品の概要

児童の学習机や新校舎の特徴を踏まえた備品など、児童の学習環境の向上に繋がる備品を整備するとともに、収納家具などの学校運営に不可欠な備品についても、現校舎の備品の有効活用を図りながら整備を進めます。

① 児童が関わる教室の机や椅子等

普通教室や支援教室などの児童用の机や椅子については、森林環境譲与税を活用し、国産木材を使用した温かみのある物を整備します。

② 新校舎の仕様に合わせて必要となる備品

学校施設全体が学びの場となるように設計された新校舎の特徴の一つである学年ユニット（教室、オープンスペース、多目的教室等を学年ごとに集約して配置した設計）の機能を活かせる備品を導入するとともに、班活動の充実が可能となるデジタルディスプレイボードの

導入や全普通教室と特別教室にプロジェクターを備え付けるなど、ICTを活用した新しい学校教育を展開するための備品を整備します。

③新校舎への移動が困難な備品

既存の備品が校舎と一体となっており、新校舎への移動が困難な備品については、新たに整備を行います。

(2) 既存備品の有効活用について

バックヤードで使用する備品、体育用具や理科用具等の教具類等については、可能な限り既存の備品を有効活用します。

3. 実施時期等

令和7年(2025年)	1月	教育子育て委員協議会へ報告
	2月	定例月議会へ補正予算提出(債務負担行為)
令和8年(2026年)	1月～2月	仮契約(契約金額が2000万円以上の案件のみ)
	3月	定例月議会へ議案提出(契約金額が2000万円以上の案件のみ)
	3月	本契約(契約金額が2000万円以上の案件のみ)
	7月～8月	備品納品

4. 総合計画等における根拠・位置付け

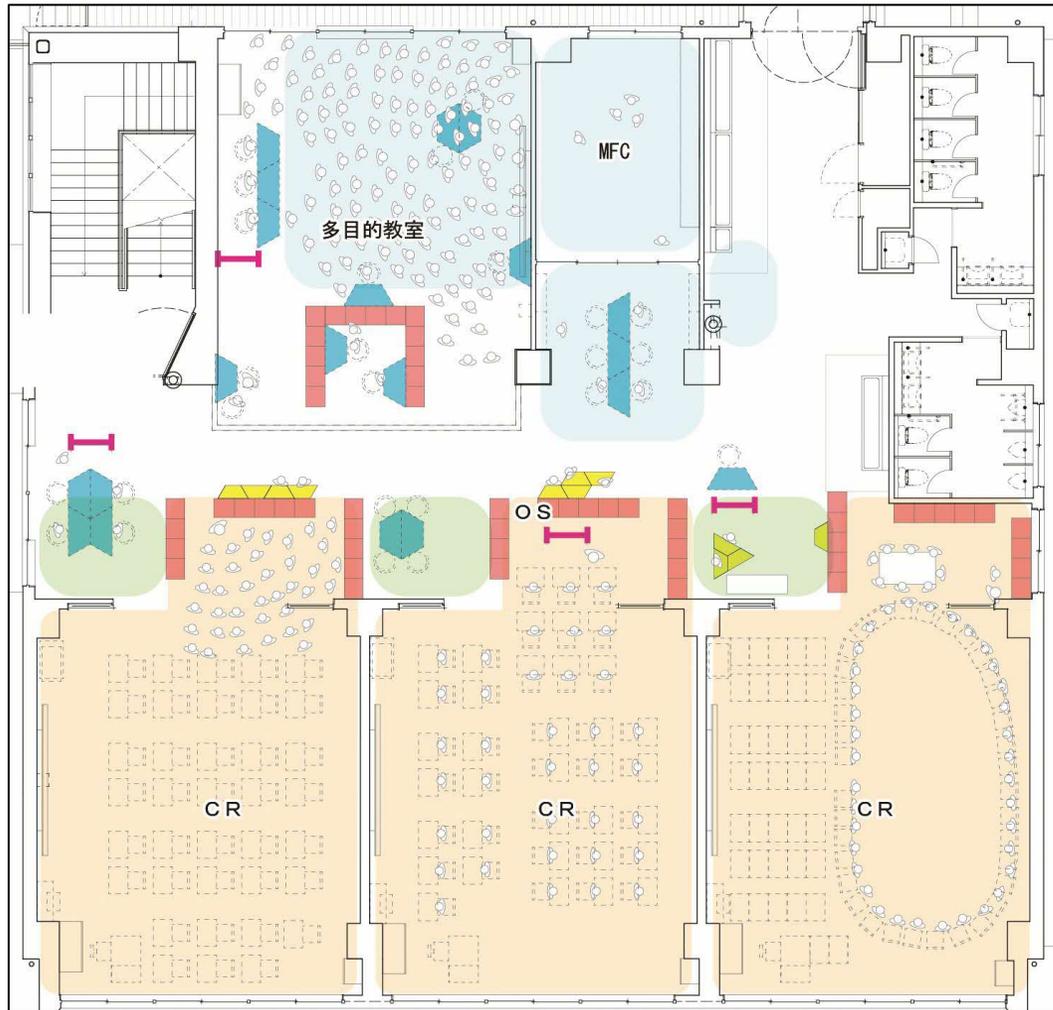
総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 事業費・財源及びコスト

《事業費》	令和8年度（2026年度）	99,533千円
《財 源》	一般財源	57,283千円
	森林環境基金繰入金	42,250千円

新校舎の特性を活かした特徴的な備品



「学校施設全体が学びの場」のコンセプトに応じた学習環境を構築

新校舎の大きな特徴の一つである学年ユニット（教室、オープンスペース、多目的教室、MFC）を活用し、例えば、普通教室を飛び越えて班活動を行う等、様々な授業形態に対応できる備品整備を行う



ICTを活用した備品で新しい学校教育を展開

新たにデジタルディスプレイボードを導入し、児童が持っている端末とリンクさせ、班活動を充実させるとともに、各教室や特別教室に超単焦点タイプのプロジェクターを配置する



※写真は全てイメージです

現在の教室



新校舎

※写真はイメージです



班活動等を充実させるディスプレイを配備



プレゼンに活用できるホワイトボード間仕切り

全教室にプロジェクタ配備

全教室にホワイトボード配備
(工事備品)



国産木材を使用したキャスター付机
※天板のサイズは現行品と同等になります

禁野小学校における 「新しい学校づくり」

この「新しい学校づくり」は、令和3年6月に策定した「枚方市のめざす学校像」を指針として、高陵小学校と中宮北小学校を統合して誕生する禁野小学校での特色ある教育の取り組みとそれを実現するための環境整備にかかる概要を示すものです。

枚方市教育委員会 作成

はじめに

文部科学省が示した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和3年8月中間報告)を踏まえて作成



1人1台端末環境に対応したゆとりのある教室の整備

多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

※イメージ図及び解説は「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」中間報告(概要)」より抜粋

「誰ひとり取り残さない」世界の実現をめざす SDGsの持続可能な達成目標を掲げ、未来に向かう新しい学校づくりを推進

「新しい学校づくり」に関連の深いゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsのロゴは、国際連合広報センターWEB サイトより転載

今後、これまでの高陵小学校、中宮北小学校両校での学びをさらに発展させ、児童の心身の健やかな成長のため、以下の4項目を基本的な方向性として、具体的な取り組みについての検討を進めていく。

1. 一人ひとりの子どもを大切にし、志を育む学校づくり
2. 枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進
3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり
4. 地域とともにある学校づくり

1. 一人ひとりの子どもを大切にし、志を育む学校づくり

「子どもを守る条例」の基本理念に則り、学校としての役割を十分に果たすための学校づくりを行うとともに、一人ひとりの子どもが多様性を大切にするに認めあい、尊重し合う学校づくりを行う。

(1) 誰一人取り残さない学校づくり

- ・障害その他の特性の有無にかかわらず、すべての児童、教職員が安全かつ快適に利用できるような施設・設備の整備
- ・外国籍の児童、性同一性障害や性的指向・性自認(性同一性)に悩みを抱える児童が安心して通える学校づくり

(2) 主体的・対話的で深い学びのための自由度の高い学習空間

- ・多様な教育方法・学習形態、発達段階の違いなどに応じた柔軟な教室まわり空間、多目的教室の整備
- ・外国語活動・外国語科における多様な学習活動に対応した空間の確保
- ・35人学級実施や支援学級在籍児童の増加などを見据えた施設・設備の整備

(3) グローバル社会に生きる力を育てる学校（夢のある英語教育）

- ・多様で多彩なアプローチにより、英語教育を通じた児童のコミュニケーション能力向上を図るため、関西外国語大学と連携した取り組みを推進
- ・海外を含めた他校との交流活動を通して、これからのグローバル社会で児童が夢を持って自らの可能性を伸ばす教育の推進

(4)多機能な学校図書館を設置する学校

- ・読書センター機能や学習・情報センター機能の役割を発揮できる学校図書館の整備

(5)「個」に応じた支援教育を進める学校

- ・インクルーシブ教育システムの構築など支援教育の体制整備に向けた取り組みを推進
- ・障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となるバリアフリーな環境整備
- ・児童の障害の内容や程度、種別に応じた適切な指導(通級指導など)が行える施設づくり

(6)新しい生活様式に対応した健康な学校

- ・新しい生活様式にも対応した、快適で衛生的な施設・設備の整備

(7)教員の働き方改革を進める学校

- ・教員の執務・協働・教材製作スペースの充実

新しい学校づくりにおける整備(案)

- 児童が教員や友達と少人数で相談できるスペースを確保
 - 多目的な活用ができるオープンスペースを設置
 - 学校図書館に読書センター、学習・情報センターとしての機能向上のため書庫作業スペースを設置し、就学前児童などが利用できるよう校門からの動線を配慮した部屋の配置
 - エレベーターの活用も含め児童の障害の状態に応じた適切な支援教室の配置
 - 支援教室は、普通教室の仕様として、防音効果のあるパーテーションを設置
 - トイレやシャワーのある肢体不自由児対応教室を普通教室規模で設置、動線における段差の解消、スロープの設置
 - 保健室内もしくは保健室周辺にバリアフリートイレ、シャワー室を設置
 - 教育環境の向上のため体育館にエアコンを設置
 - 音楽や映像で「食育や健康を学ぶ」ランチルーム等の配置
 - 乾式での洋式トイレ及び非接触手洗い設備の整備
 - 教材室と兼ねた教職員が学年ごと等に活用できるスペースを確保
- ※なお、プールは、設置しない。

2. 枚方版「ニュー・スマート・スクール」の推進

「1人1台タブレット活用」の先進都市として、枚方版 ICT 教育モデルによる学力向上の取り組みに加え、ICT 等を活用した様々な取り組みを進める。

(1) ICT の活用で、個別最適な学び、協働的な学びを多様に進められる学校

- ・オンラインによる授業配信(臨時休校時の活用や不登校児童への支援)、他校や地域とのオンライン交流などICTを活用した学びの充実
- ・1人1台タブレット端末を最大限活用できる Wi-Fi 環境の充実、モニターの設置等教室環境の整備

(2) ICT を活用した安全管理

- ・安全監視などの防犯対策
- ・情報セキュリティの確保

新しい学校づくりにおける整備(案)

- 日常的な ICT 機器の活用を可能とする普通教室の整備
- 外国語科・外国語活動をはじめ、多様な学習活動が行えるよう、大型スクリーンなどを備えた教室を整備
- 高速大容量通信ネットワーク環境の整備
- 児童の安全安心を確保するため、ICT を活用した防犯設備を設置
- 校内 LAN を活用した校内連絡・緊急通報システムの設置(平常時は校内業務連絡システムに活用)

3. 子どもの夢を育てる豊かな学校づくり

子どもの発達段階に応じて、豊かな心や夢や理想の実現に向かって生きる力、社会に貢献するという高い志を育むため、豊かな学習・生活空間の場となる学校づくりを行う。

(1) 子ども同士の交流を生み、だれにも居場所のある学校

- ・地域の景観や眺望をいかし、地域の良さを実感できる施設配置
- ・学校に愛着がわき、子どもたちが社会性、人間性を育む場であるとともに安心して過ごせる居場所として整備

(2) 安全・安心と夢のある生活を送れる学校

- ・学校事故防止のため、児童や教職員の学校生活での動線に配慮した教育環境を確保
- ・災害時の安全の確保、円滑な避難ができる施設設備

(3) 豊かな環境づくり

- ・木材利用による温かみのある空間整備(効果的な木材活用)

(4) 脱炭素をめざした学校づくり

- ・環境負荷の低減(2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言)や自然との共生を考慮した施設づくり

新しい学校づくりにおける整備(案)

- 淀川や北摂山系の眺望を活かした校舎づくり(展望スペースの設置や廊下の向きにも配慮)
- 木材を効果的に使用した、温かみのある生活空間の整備
- ZEB化に向けた取り組みや環境教育の充実のための施設整備(太陽光発電、高効率照明、建物断熱などの整備)

※ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。(参照:環境省ホームページより)

4. 地域とともにある学校づくり

学校を地域の貴重な財産としてとらえ、地域防災や子育て支援、生涯学習の拠点として広く地域住民から活用されるような学校づくりを行う。

(1) 地域の活動拠点となる学校

- ・地域のコミュニティ活動や読書活動の場となる施設機能を確保
- ・学校施設開放事業で地域住民等がスポーツ施設等として、活用することも考慮とした設備の整備
- ・多様な人々が利用することからユニバーサルデザインに配慮した整備

(2) 留守家庭児童会室機能を確保した学校

- ・校舎内に留守家庭児童会室を設置し、学校と一体的な施設管理を実施
- ・留守家庭児童会室と教室の相互利用が可能な施設整備

(3) 防災拠点となる学校

- ・地域の防災拠点としての役割を担うため、災害対応にも配慮した施設・設備
- ・災害時には児童の学校生活との動線を分離し、防災拠点としての機能を確保

新しい学校づくりにおける整備(案)

- 体育館に更衣室やバリアフリースイールの設置
- コミュニティ・スクールの核となる学校運営協議会の活動拠点室を整備し、協働の取り組み成果を発信する機能や図書館機能などを確保
- 就学前児童等の利用にも配慮した新たな遊具の設置
- 地域の歴史遺産である「禁野火薬庫跡地」、「禁野本町遺跡」の資料などが展示でき、地域住民も利用可能なコーナーを設置
- 留守家庭児童会室機能が制限されないように、児童の活動や保護者の送迎の動線に配慮した配置
- 留守家庭児童会室入室児童の増加への対応や児童の居場所としても活用できるよう、一部の教室に電気・給排水設備などを設置
- 体育館の防災設備機能の充実(防災備蓄倉庫の設置、Wi-Fiの設置、非常用電源の整備、給排水設備の整備など)
- 災害用マンホールトイレの設置

枚方市の支援教育について

学校教育部 支援教育課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市では、支援の必要な児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めています。

これまで本市が進めてきた支援教育について現状や課題等を総括の上、支援教育の質の向上方策を含めた今後の枚方市の支援教育の在り方について、令和5年度（2023年度）に枚方市支援教育充実審議会を設置し、議論いただいてまいりました。このたび答申を受けましたので、ご報告いたします。

また、本答申を踏まえ（仮称）「枚方市の支援教育の在り方」を策定するにあたり素案をまとめましたので、その内容をご報告するものです。

2. 内容

(1) 枚方市支援教育充実審議会答申について

これまで本市が進めてきた支援教育について現状や課題等を総括の上、支援教育の質の向上方策を含めた今後の枚方市の支援教育の在り方について以下の項目について答申を受けました。

- ① とともに学び、ともに育つ教育について (P. 6)
- ② 子どもたち一人ひとりの特性の理解について (P. 9)
- ③ 通常の学級での支援・配慮の充実について (P. 13)
- ④ 通級指導教室(通級)での支援の充実について (P. 15)
- ⑤ 支援学級での支援の充実について (P. 16)
- ⑥ 子どもたちの『自立(社会的自立)に向けて』について (P. 17)
- ⑦ 関係機関との連携について (P. 19)
- ⑧ 特別支援教室構想について (P. 22)

※詳細は資料1のとおり

(2) (仮称) 枚方市の支援教育の在り方策定について

枚方市支援教育充実審議会の答申を受け、(仮称)「枚方市の支援教育の在り方」を策定し、本市の支援教育の在り方、具体的方策としてさらなる充実にむけた取り組みについて定めます。

※詳細は資料2のとおり

(3) 資料について

資料1 枚方市支援教育充実審議会答申

資料2 (仮称) 枚方市の支援教育の在り方(素案)

3. 実施時期等（今後のスケジュール）



令和7年（2025年）11月 教育子育て委員協議会に枚方市支援教育充実審議会答申及び

（仮称）枚方市の支援教育の在り方（素案）について報告

12月 パブリックコメント実施

令和8年（2026年）2月 教育子育て委員協議会に（仮称）枚方市の支援教育の在り方（案）

について報告

3月 （仮称）枚方市の支援教育の在り方策定・公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

SDGsとの関連



5. 関係法令・条例等

学校教育法

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

学習指導要領

障害者の権利に関する条約

子どもを守る条例

枚方市支援教育充実審議会 答申
「今後の枚方市の支援教育の在り方について」

令和7年(2025年)10月

枚方市支援教育充実審議会

答申にあたって

枚方市支援教育充実審議会（以下：本審議会）は、令和5年7月から枚方市教育委員会より

- ・枚方市が進めてきた支援教育の現状及び課題等を総括すること
- ・今後の枚方市の支援教育の充実に向けた指針を示すこと

の諮問を受けました。

本審議会は、医学、法律、心理、福祉、教育の専門家に加え、市民や保護者の方にも委員としてご参加いただき、2年半にわたり審議を重ねてまいりました。

本答申は、その審議を経て作成したものです。枚方市の支援教育をより良い方向に進めたいとの願いが礎になっております。

その一方で、枚方市の支援教育についての現状や課題等を総括する上では、我が国の教育関係法規及び、文部科学省の特別支援教育に関するガイドラインや指針、そして大阪府の支援教育に関する考え方等を知っていただくことも、大切な観点であるにとらえ審議を行ってきました。

別紙に上記の参考資料を掲載しておりますので、答申と併せぜひご覧ください。

令和7年(2025年)10月29日

枚方市支援教育充実審議会

会長 相澤 雅文

目次

1.	審議会設置の背景とこれまでの経緯	……3ページ
2.	審議会における審議経過	……4ページ
3.	答申事項1	
	「ともに学び、ともに育つ教育について」	……6ページ
4.	答申事項2	
	「子どもたち一人ひとりの特性の理解について」	……9ページ
5.	答申事項3	
	「通常の学級での支援・配慮の充実について」	……13ページ
6.	答申事項4	
	「通級指導教室(通級)での支援の充実について」	……15ページ
7.	答申事項5	
	「支援学級での支援の充実について」	……16ページ
8.	答申事項6	
	「子どもたちの『自立(社会的自立)に向けて』について」	……17ページ
9.	答申事項7	
	「関係機関との連携について」	……19ページ
10.	答申事項8	
	「特別支援教室構想について」	……22ページ

《別冊》 参考資料集

1. 審議会設置の背景とこれまでの経緯

令和4年4月27日に文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について※」(文科初第375号。以下「4.27通知」)の通知を受け、令和4年5月11日に枚方市教育委員会より「今後の枚方市の支援教育について」及び「令和5年度支援学級在籍児童・生徒見込み数及び通級指導教室の新設に関する調査について」が各学校に通知され、保護者への十分な説明がなされないままに、支援学級の利用時間(支援学級で1日の半分以上過ごすこと)を基準とした在籍及び通級指導教室利用の意向調査が行われました。支援を必要としている子どもたちの次年度の学びの場についてわずかな期間で決めなければならない状況となったことから、教職員、保護者、市民から「文科省通知は、「枚方市のインクルーシブ教育から逆行している。」「障害があっても一緒に過ごすことができているのに、子どもにどう説明すればいいのか分からない。」等、不安や疑問の声が上がりました。

これを受け、枚方市教育委員会による保護者や市民への説明会が複数回実施されましたが、その際の説明内容においても「時数だけで画一的に学びの場を決定させていること」「通級指導教室が設置されることで少人数学級編制事業(ダブルカウント)の必要性が薄くなるという発言は納得できない」「少人数学級編制事業(ダブルカウント)がなくなれば、支援学級を利用すると通常の学級の一員ではなくなるということに不安がある」「通級指導教室の全校設置をめざすとしているが段階的であること」などの意見があり、保護者や市民の不安や疑問を払拭することができず、保護者、市民及び市議会議員からも通知撤回の要望を受けました。

令和4年9月、同年5月11日に示された「今後の枚方市の支援教育について」における支援学級の利用時間(時数)を基準とした学びの場の選択は撤回となり、今後の枚方市の支援教育の在り方については専門家や保護者、市民を含む委員で構成される審議会を設置し、これまでの本市の支援教育の現状や課題等を総括の上、一人ひとりに応じた指導方法や関係機関との連携など、支援教育の質の向上方策を含めた議論を行い、その方向性を示すこととなりました。

※文部科学省資料抜粋等を掲載(参考資料p1)

2. 審議会における審議経過

学識経験者、学校関係者、保護者を交え、25回にわたって慎重に審議を重ね、得られた意見をふまえ、このたびの答申にいたったものです。

◇枚方市支援教育充実審議会の開催状況

令和5年度

日付	内容
令和5年7月7日	第1回: 諮問/今後の議論のテーマ 諮問内容: 今後の枚方市の支援教育の在り方について
令和5年9月7日	学校見学(枚方市立香里小学校、枚方市立第四中学校)
令和5年9月12日	第2回: (1) 第1回枚方市支援教育充実審議会での意見をふまえた論点について (2) 学校見学の様子について
令和5年11月9日	第3回: (1) これまでの枚方市の支援教育について (2) 支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて (就学相談の在り方・学級編制・途中入級の状況)
令和5年12月6日	第4回: (1) 支援学級在籍まで、及びアセスメントの流れについて (就学相談の在り方・学級編制・途中入級の状況) (2) 支援学級入級について(就学及び途中入級)
令和6年1月10日	第5回: 日本におけるインクルーシブ教育について
令和6年1月30日	第6回: アンケート調査について
令和6年2月20日	第7回: これまでの議論の振り返り
令和6年3月19日	第8回: (1) 今後の議論に向けた論点の確認 (2) 令和6年度に向けたスケジュールの確認 (3) 通常の学級の充実について意見交流

令和6年度

日付	内容
令和6年5月22日	第1回: 通常の学級における支援の充実について
令和6年7月10日	第2回: 通級指導教室で行う指導について
令和6年9月5日	第3回: 支援学級で行う自立活動について
令和6年9月19日	第4回: (1) 将来的な学びの選択について (2) 支援学級からの退級、卒業後の進路等について
令和6年10月24日	第5回: 中間報告について
令和6年11月21日	第6回: 中間報告について
令和6年12月25日	第7回: (1) 個別の教育支援計画、個別の指導計画について (2) 個別の教育的ニーズに応じた指導方法について
令和7年1月15日	第8回: (1) 保護者説明会の質問項目について (2) 個別の教育的ニーズに応じた指導について
令和7年2月19日	第9回: 支援教育に係る教員研修について
令和7年3月26日	第10回: (1) 中間報告に係るアンケート結果の共有 (2) 今年度の振り返り (3) 次年度のスケジュールの確認

令和7年度

日付	内容
令和7年4月30日	第1回 答申にむけて①
令和7年5月29日	第2回 答申にむけて②
令和7年6月19日	第3回 答申にむけて③
令和7年7月30日	第4回 答申の内容確認について①
令和7年8月27日	第5回 答申の内容確認について②
令和7年9月24日	第6回 答申の内容確認について③
令和7年10月29日	第7回 答申について

3. 答申事項1 「ともに学び、ともに育つ教育について」※

(1) 「ともに学び、ともに育つ」教育の理念

大阪の教育現場においては、1950～1960年代頃より人権教育に基づいた原学級保障の考えがあり、「入り込み指導」等個別の教育的ニーズに対して様々な環境を整え、障害のある子どもたちが通常の学級の一員として学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと、将来、自らの選択に基づき地域社会と関わりながら、ともに自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを大切に進めてきました。

「ともに学び、ともに育つ」教育の理念とは、障害の有無に関わらず、生活を通して仲間とつながり、互いを認め合い、支え合い、高め合いながら、ともに育ち合うインクルーシブな社会の実現をめざすものです。

枚方市においても、この理念を大切にした上で、障害の有無に関わらず、同じ場で全ての子どもたちが一緒に学んできました。

そのため、枚方市では、国がインクルーシブ教育の考えを取り入れる以前から、支援学級に在籍する子どもたちも、通常の学級の一員として名簿に名前があり、学校生活を送り、全ての学校行事にも参加するという教育を当たり前に行っていました。

文部科学省は、インクルーシブ教育(システム)において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確かなる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとしています。

しかしながら、本審議会は、学びの場の選択によって分離されない、誰もが「ともに学び、ともに育つ」の理念に基づいた取組をさらに充実させ、多様な子どもたちがいることを前提とし、全ての子どもが互いの強みや困り感も認め合うことができる学級経営・授業づくりを進展させることが重要であると考えます。

※関連文書を掲載(参考資料p2)

(2) 枚方市独自の少人数学級編制(ダブルカウント)の制度は継続

枚方市独自の「少人数学級編制の制度(以下「ダブルカウント」)」は、2012年度(平成24年度)より「枚方市少人数学級充実事業」として始まりました。これは、枚方市立小学校において「きめ細やかな指導の実施による基礎基本の確実な定着」「学習に取り組む意欲・態度の育成」、そして、「支援学級在籍児童との交流・共同学習の充実及び相互理解の推進」といった目的のもと、支援学級在籍児童数を含んだ上で、国や府に先駆けて35人学級の実現を図った制度になります。

この制度では、支援学級に在籍する子ども達を通常の学級の児童数にも数えるため、「ダブルカウント」は、支援学級に在籍する子ども達もより通常の学級の一員として認識でき、インクルーシブ教育の推進にも寄与するものです。また、通常の学級で学びながらも支援が必要な場合には支援学級での学習を行うという柔軟な対応をすること(「支援学級に在籍=通常の学級で学ぶことができない」ということではない)も可能とします。

これらのことをふまえ、全ての子どもを通常の学級の一員としてとらえる考え方の根幹を支え、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するために「ダブルカウント」は必要不可欠なものです。

しかしながら、昨今の教員不足等の課題により、令和6年度は9学年、令和7年度は16学年で未実施と

なっている現状であり、「ダブルカウント」が実施できなくなることの不安や心配の声が、教員や保護者から多くあがっています。

本審議会としては、この「ダブルカウント」の継続と確実な実施及びより一層の充実にに向けた人材確保等の課題解決を図り、個に応じた教育的ニーズへの支援の充実に繋げる必要があると考えます。

(3) 障害者の権利に関する条約、障害の社会モデルと人権モデル

2006年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」は、障害のある人たちの人権や尊厳を守り、社会で平等に暮らせるようにするための国際的なルールです。

障害者権利条約では、「障害があることを理由に、不当な扱いや差別を禁止すること」「障害のある人に対して合理的配慮を提供すること」「教育、仕事、医療、社会保障、文化活動、政治への参加等、障害のある人が他の人と平等に権利を行使できるように国が努力すること」と併せて、「社会モデル」の考え方も提唱されています。

「社会モデル」とは、障害を個人の問題としてとらえるのではなく、社会の側にある障壁、バリア（段差、制度、人々の意識など）を取り除き、誰もが平等に活動できる社会をめざす考え方です。（例：車いすの人がビルに入ることができないのは、車いすに乗っていることが悪いのではなく、ビルに段差があることに問題があるとする。）

また、「社会モデル」をさらに発展させ、障害者自身が社会参加のあり方を決定する権利を有するとする考え方が「人権モデル」です。この考え方は、障害者の自己決定権やインクルージョン、合理的配慮の実現等を支える基盤となっています。

日本では2014年に「障害者権利条約」を批准し、国内で具体的にその理念を実現するための重要な手段の一つとして、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が施行されました。この法律は、障害を理由とする差別を禁止し、教育においても障害のある人に対しての合理的配慮を提供することを義務づけ、障害のある子どもが社会とつながり、主体的に学べる環境を保障するための枠組みを提供しています。

本審議会は、「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」の理念が、これまで枚方が大切にしてきた「ともに学び、ともに育つ」教育にもつながるものとし、学校現場において、より一層の障害者理解の推進と合理的配慮及び基礎的環境整備の具体的な実践及び改善を求めるとともに、「社会モデル」さらには「人権モデル」の考え方が、教育に関わる人だけでなく保護者、地域も包み込み全ての人に理解が深まることを望みます。

(4) 子どもの自己決定権を大切にした支援に向けて

①子どもの意見表明権

子どもの自己決定権を考えるにあたっては、子どもの意見表明権の理解が欠かせません。子どもの意見表明権とは、子どもが自分に関係する事柄について自由に意見を述べ、その意見が正当に尊重される権利のことです。これは、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」）」第12条に明記されています。子どもの意見表明権の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・子どもは「保護の対象」であると同時に、「権利の主体」として扱われるべき存在である。
- ・子どもが自分の意見を述べることは、自己決定や尊厳の尊重につながる。
- ・子どもの意見は年齢や成熟度に応じて考慮されるべきとされる。

このような考え方のもと、学校生活においては、学校行事・活動への参画、学習・進路に関する意見表明の際に、家庭生活においては、進学や習い事の選択、生活スタイルの相談といった際に、子どもの意見表明

権は保障されなければなりません。また、意見表明権は、子どもが自分の意見を「聴いてもらう権利」でもあります。

子どもの意見表明権を尊重することは、単なる権利の保障にとどまらず、子どもの自己肯定感や主体性を育むうえで極めて重要なことです。だからこそ、障害の有無に関わらず、子どもは自分の意見を持ち、それを表現する力をもっているという「権利の主体」として認識することや、子どもにとって何が最も良いかをともに考える「最善の利益」の視点で、支援をすすめていくことが大切であると考えます。

②支援教育における子どもの意見表明権の保障

支援教育においては、子どもの意見表明権については「子どもの権利条約」だけでなく「障害者の権利条約」でも明記されています。

支援を必要とする子どもの意見表明権を保障するためには、子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援体制や環境づくりが必要です。

例として、日常の学校生活の中では、給食や休み時間の過ごし方等、日常的な選択の場面を増やしたり、教員が決めるのではなく「どっちがいい?」「どう思う?」など、子どもに問いかけたりすることを習慣化します。また、個別の教育支援計画・指導計画においても、本人の希望や思いを聞き取って計画に反映したり、事前に内容を説明したりしながら作成することなどが考えられます。

そして、意見表明の際には、本人が選びやすいように選択肢を提示したり、表面的な言葉だけでなく背景や感情も読み取り、時には本人をよく知る家族や専門家と連携したりすることも大切です。

しかしながら、こういった支援体制や環境が整備されたとしても、全ての子どもたちがすぐに意見表明ができるようになるわけではありません。

そのため、本審議会は、まずは、教職員や保護者等、大人が子どもの意見を真摯に受け止める姿勢を養っていくことや、小学校の段階から自己決定の経験を積み重ね、将来の自身の進路選択につなげていくことが重要であると考えます。

4. 答申事項2 「子どもたち一人ひとりの特性の理解について」

(1) 多様な教育的ニーズの広がり

今日、ダイバーシティ(多様性)の時代と呼ばれ、学校においては、多様な子どもたちの教育的ニーズを理解し支援を行い、ともに認め合いながら学ぶことが求められています。そのため、学校では、生活環境(人的・物的)の整備や学校風土づくり、ユニバーサルデザイン(UDL)の視点からの授業づくり等による「インクルーシブ教育」の構築が進められています。多様な教育的ニーズを抱える子ども、保護者に対して、学級担任や教科担任を一人にしない支援の基盤となる「アセスメント」の方法、就学相談・校内支援体制の構築が不可欠になっています。

これからの学校教育において重要であると考えられるのは以下の3点です。

- ・子どもの多様性に配慮した教育を行うこと
- ・子どもたちに多様性に関する気付きを与えること
- ・集団の中でお互いを尊重し合う心情や行動を育むこと

(2) 就学相談・相談体制

就学相談は、特別な支援が必要な子どもの就学先(たとえば通常の学級、支援学級、府立支援学校など)を決定・検討するための場です。保護者や関係者、学校、専門家が連携して、その子どもに最も適した学びの場を見つけることを目的としています。文部科学省は、その場として「教育支援委員会」を位置づけることとしています。

文部科学省資料抜粋等を掲載(参考資料p3~p6)

枚方市においては、障害のある子どもも「地域の学校でともに育つ」考え方を大切にして就学相談が実施されてきました。

審議会としては、引き続きこの考え方のもと、さらには以下の5点に留意しながら、就学に関する事前の相談・支援を実施し、本人の特性や生活環境、得意・不得意等に鑑み、就学先を柔軟に考えていくことが必要であると考えます。

【早期の情報提供と周知】

市のホームページや関係機関を通して、就学までのながれや就学先の決定の仕組み等、就学相談・支援に関する情報を就学前の教育諸機関、医療・相談機関などと十分に連携をとりながら、本人や保護者に対して早期にかつ広く周知すること。

【子どものニーズに合わせた丁寧な説明】

子ども一人ひとりの教育的ニーズを最優先に考え、保護者が就学先を検討する際に、十分に理解できるよう、丁寧な説明を行うこと。

【本人・保護者の意向の尊重】

就学先の検討プロセスでは、本人と保護者の意向を最大限に尊重し、保護者が安心して相談できる環境を整えること。

【正確な情報提供】

適切なタイミングで正確な情報を提供し、就学先決定後も状況に応じて転学や学びの場の変更が可能であることを伝えること。

【寄り添いながらの検討】

本人の希望はもちろん、保護者の希望や不安に寄り添い、専門的な視点もふまえながら、納得のいく就学先と一緒に検討すること。

(3) 教育支援ソフトの導入による「支援の質の向上」

「教育支援ソフトの導入による支援計画の充実」は、枚方市が進めている、個別の教育的ニーズに合わせた支援の仕組み化の一環です。教育ソフトの導入により、経験の浅い教員や初めて支援を担当する教員の一助になるだけでなく、「見える化」「共有化」「継続性ある支援」へとつなげることができます。

主な機能としては以下のものがあります。

- ・ 個別の教育支援計画の作成支援
- ・ 子どもの特性を可視化するアセスメントツール
- ・ 指導・支援記録の蓄積と共有
- ・ 教職員・保護者との情報連携の円滑化

教育支援ソフトの導入により、教員の経験値だけでなく、客観的なツールで子どもの成長・発達に合わせて支援方法を見直し、個別の教育的ニーズに即した支援を行うことができるという「支援の質の向上」や、複数の教員・支援員・専門職（スクールカウンセラーなど）の一元的な情報の共有を可能にし、学校全体による支援体制づくり、転校・進学の際の情報の引き継ぎなどがスムーズにできるという利点があります。

また、視覚的に整理された支援計画を通して、保護者と共通理解を得るためのツールとして活用することもできます。子どもの強みや困り感を家庭と学校で共有、理解し、一体的にサポートできることは支援の充実につながり、個別の教育的ニーズに応じた学びと支援の具現化となります。

一方で、教育支援ソフトに頼りきりにならず、実際に子どもたちに関わる教員の「感覚・経験」を大切に、子ども一人ひとりの個性を尊重することも忘れてはなりません。

(4) 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」

両計画の作成にあたっては、子どもの障害の状況をアセスメントした上で、本人や保護者の意向を最大限尊重しながら、必要な合理的配慮を明記し、指導や支援に反映させながら、本人の成長に応じて定期的に見直しをすることが重要です。

本審議会では、枚方市において両計画が、通級指導教室や支援学級との連携に使われているものの、「子どもの特性を理解し、個々の特性に応じた支援の方法が実施できているか」「子ども本人の気持ちを聞いたうえで、個別の教育的ニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮について保護者との合意形成はできているか」といった観点で議論しました。

本審議会としては、本人の願いや思いを聞き、子どもの主体性を大切にした個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するためのガイドラインの必要性を説き、支援を必要とする子どもたちへの指導内容や支援内容等の共有化が常時できるように、学校全体の連携をより深めるよう両計画の活用を求めることになりました。

(5) 通級指導教室利用及び支援学級への途中入級に向けた相談

通級指導教室及び支援学級への途中入級について、枚方市においては、学校は必ずしも専門機関の診断書を必要とせず、本人のつまずきや、困り感、個別の教育的ニーズ、本人の特性に応じた個別の相談、保護者の悩みに寄り添った個別の相談を実施してきました。

その上で、学校は、通常の学級の担任と通級指導教室担当教員や支援学級の担任が連携しながら、アセスメントの実施や通常の学級における基礎的環境整備及び合理的配慮の説明・実施・継続、本人・保護者の意向を最大限尊重し、通級指導教室の利用・支援学級への途中入級の判断をしてきました。

しかしながら、通常の学級での困難さ、とりわけ国語や算数、数学を中心とした学習指導の困難さから入級につながったり、支援学級在籍・通級指導教室利用について、保護者への説明が十分ではなかったりするなど、本人や保護者の合意形成がとられていない場合も残念ながらあったとされています。

このようなことから、以下の2点を審議会として求めることとしました。

1 点目は、本人や保護者の思いを最大限尊重したうえで、入級しようとする子どもの特性や困り感がどこからきているのかを複数の視点、客観的根拠を取り入れて十分なアセスメントに努めること。

2 点目は、保護者への説明の際には、まず通常の学級において、どの子どもも理解ができるような授業づくりをすることや、学習活動においてどのような合理的配慮ができるのかについて明確な説明を行うこと。また、その上で、特性、困り感に応じて、通級指導教室の利用開始時や支援学級への途中入級時には「特別の教育課程」の編成を行い、自立活動とともに、どのような支援・指導を行うのか、その内容について合意形成を図ること。このような順序を大切に、通級指導教室の利用及び支援学級への在籍に関して、よりよく理解を深めていただくための適切な説明に努めること。

(6) 学びの場の移行のあり方

学びの場の移行にあたっては、学力面や行動面、対人関係、生活スキル等、子どもの発達の全体像を多面的に把握しておくことが重要です。医師の診断や専門機関の判断も参考にしつつ、学校内での観察や支援等の記録をもとに、以下の5点をふまえ検討することが大切です。

① 子どもの教育的ニーズを最大限尊重した上での学びの場の検討について

【通常の学級】

通常の学級の担任の支援・指導や合理的配慮のもと、基本的には全体と同じカリキュラムで学ぶ。

【通級指導教室】

通常の学級に在籍しつつ、特定の時間に個別の支援・指導（言語・心理的安定・コミュニケーションスキルトレーニングなど）を受ける。

【支援学級】

障害や特性等に応じて、少人数でよりきめ細やかな支援・指導を受ける。

② 段階的な就学先移行の検討について

通常の学級に在籍している子どもは、まず通級指導教室による指導への移行を検討します。通級指導教室による指導に移行した場合は、その経過を観察し、支援学級への移行が必要か否か検討を行うなど、段階的に学びの場の移行を検討する必要があります。

③ 保護者との丁寧な連携について

学びの場の移行は、子ども本人だけでなく保護者にとっても大きな決断となります。学校は丁寧に情報提供し、不安や疑問に寄り添いながら話し合いを重ねることが重要です。

④ 校内支援委員会等での協議について

校内支援委員会やケース会議等で、関係教職員と保護者、必要に応じて専門機関が協議し、支援の在り方や学びの場について合意形成を図ります。

⑤ 移行後の支援体制について

学びの場が決まった後も、移行がスムーズに行えるように、教職員による引き継ぎの会議や子どもの見守り、教職員間の情報共有の時間を設けることが必要です。移行後も継続的に支援の状況を確認し、必要に応じて柔軟に支援内容の見直しや移行先の再変更を行います。「個別の指導計画」の作成については、支援学級の担任が中心となり行いますが、通常の学級における学びの視点、合理的配慮の視点から、通常の学級の担任が十分に関わり、支援学級の担任と通常の学級の担任両者の協議が行われることが必要です。特に、支援学級や通級指導教室で実施される自立活動等の学びや成長を評価する場合は通常の学級も含まれていることを明確に意識する必要があります。

「支援が必要な子どもは支援学級の担任におまかせ」ではなく、通常の学級の担任は合理的配慮をふま

えた授業づくりや、人間関係づくりを行い、助け合いや学び合いが自然に創生するような学級風土づくりに取り組むことが前提となります。学校が生活しやすく、安心して過ごせる場所となるよう、校内の連携体制を充実させることが支援教育の充実には欠かせません。

5. 答申事項 3 「通常の学級での支援・配慮の充実について」

現在の教育現場では、多様な子ども一人ひとりを大切に、インクルーシブ教育を実現することが求められています。

枚方市が取り組んできた「ともに学び、ともに育つ」教育では、障害を理由に排除されず、通常の学級の一員であることが当たり前であり、通常の学級で子どもが互いに学び合い関わり合い理解し合う取組を行ってきました。これは多様な子どもがいることを前提としたインクルーシブ教育と同じです。

しかしながら、通常の学級でただ一緒にいるだけの状況や、現在、支援学級を利用している子どもでも教室環境整備によって通常の学級で過ごすことができるのではないかといったことも、審議会の中で話し合いました。

通常の学級における支援・配慮の充実は、ともに学び、ともに育つための基盤となるものです。全ての子どもが通常の学級で自分らしく学び、成長できる環境をつくるため、今の学校教育の枠組みにとらわれずに、環境整備、教職員の資質向上が喫緊の課題と考えられます。以下に、通常の学級での支援・配慮の充実において大切にしたいことを示します。

(1) 安心できる環境づくり

- ・教室には多様な子どもがいることが前提であると、子ども全員が認識できる学級をめざす。
- ・「まちがっても、失敗しても大丈夫」というメッセージを普段から伝えるとともに、まちがいや失敗があるからこそ学ぶ機会があるという価値を、日々の学習活動等を通じて伝えながら、集団づくりを行う。
- ・見通しが持てるスケジュール提示(1日や授業の流れを視覚的に示す等)を行う。
- ・静かで気持ちのクールダウンができる場所を用意して、気持ちを落ち着かせる時間・空間を確保する。
- ・支援教育支援・介助員等の人的な配置の条件等についても、「子どもが安心して学校生活を過ごすことができる」といった観点のもと見直し、検討する。

上記のほか、通常の学級での支援の充実に向けた基礎的環境整備をはじめとする教育諸条件の整備を進める。

(2) 仲間とともに、いきいきと学ぶ授業づくり

- ・「どの子も安心して過ごせる学級づくりを基盤とし、「わからない」「教えて」と安心して言い合い、仲間とともに協力しあって学習を進める授業を行う。
- ・教職員が一方向的に説明するのではなく、子どもどうしてより理解が深められる授業を行う。
- ・子どもどうしが、互いの「よさ」や「ちがい」「もちあじ」を理解し合い、自分の考えと異なる意見も受け入れ、互いに納得しながら学習できる授業づくりを行う。
- ・支援学級に在籍する子どもが、個別の教育的ニーズに基づいて、支援学級で学んだ知識や培った技能等を、通常の学級でも活かすことができる授業づくりを行う。(通級指導教室に通う子どもについても同様)

(3) 具体的な指示とフィードバック

- ・曖昧な言葉を避けて、わかりやすく、具体的に段階をふんだ指示や説明を行う。
- ・小さな頑張りにもポジティブなフィードバックを行い、成功体験を積み重ねていく。

(4) ソーシャルスキル支援

- ・小グループでの活動やロールプレイなどを通して、コミュニケーションや対人スキルを学ぶことができる場をつくる。
- ・子どもどうしを支援し合う、ピアサポート体制(仲間どうしの助け合い)ができる学級風土を構築する。

(5) 教職員・保護者との連携

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を有効に活用しながら、支援の工夫や合理的配慮等について、支援・指導による成果や課題等について、教職員間で共有し、組織的な対応を行う。
- ・保護者と日々の支援・指導における成果や課題等を適時共有し、学校と家庭で連携した支援・指導を行う。

(6) 合理的配慮と一人ひとりを大切にしたい学びと支援の実現

- ・合理的配慮については、教職員や保護者の中で適切に理解が深まっていないと感じられるケースがあることから、合理的配慮や基礎的環境整備の実践事例や具体例を事例集としてまとめる等、市全体で共有できるような仕組みを構築する。
- ・子ども一人ひとりの特性（発達段階、得意・不得意、興味関心）を把握して、必要に応じた配慮を行う。
- ・通常の学級で学ぶ全ての子どもが主体的に学習に取り組めるよう学習内容や方法を工夫するなどの合理的配慮を行い、子ども一人ひとりが自立した学習者となることをめざす。
- ・ペア学習やグループ学習等、発達段階に応じて子どもどうして学び合う時間と場を設定する。
- ・「テストの時間延長」や「プリントの文字を大きくする」「タブレット(ICT)の活用」など、必要に応じた個別対応（合理的配慮）を検討し実施する。
- ・「自分自身の良さ」や「十分に力を発揮するために必要なサポート」などについて、本人の自己理解を促し、他者に意思表示できるようにする。
- ・全ての子どもにとって自分らしく学び、成長できる環境づくりを実現する。

(7) 教職員の実践・交流、研修体制の構築

- ・通常の学級での支援、配慮の充実、子どもどうしが関わり合える授業づくりや互いを認め合える学級づくりの推進に向け、役職別や教職員経験年数等に応じた研修を行う。これまで以上に教職員の支援教育に係る見識の向上や授業改善を図ることを目的とした研修を行う。
- ・通常の学級での好事例や実践を共有できるような場や体制の構築を行う。

(8) 「個別の指導計画」の活用

- ・学期ごとに、子どもの特性や困り感に応じた自立活動及び教科指導の目標、子どもの成長や課題を「個別の指導計画」に明文化し、その子どもに関わる全ての教職員がその内容を把握しながら、日々の教育活動に活用していく。

6. 答申事項 4 「通級指導教室(通級)での支援の充実について」

(1) 通級指導教室の指導の基準及び特別の教育課程について

学校教育法第81条第1項では、幼・小・中・高等学校において障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを定めており、全ての学校において特別支援教育が実施されることとされています。

その上で、通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条等に基づき行われています。**文部科学省資料抜粋等を掲載(参考資料p7~p10)**

(2) 自立活動について

自立活動とは、特別支援教育の中で、「障害のある子どもたちが、よりよく自分らしく生きていくために必要な力を育てる活動」のことを言い、その活動内容は、学校の教育活動全体を通じて行わなければならない、通級指導教室や特別支援学級だけでなく、通常の学級においても、個別の指導計画に基づいた自立活動の目標を念頭に置き実施されなければなりません。**文部科学省資料抜粋等を掲載(参考資料p11~p12)**

本審議会としては子ども自身が、自立活動の時間に「嫌なことや困っていること、自分で取り組めることを表明する力」「自分にとって必要な合理的配慮は何かを学ぶこと」も非常に大切だと考えます。少なくとも小学校高学年や中学校に入った段階では、「意思表明の力」を身につけ、「自分にとって必要な合理的配慮」について知る必要があると考えます。

それは、将来、社会に出た際に、合理的配慮の意思表示は自分で行う必要があるからです。重度の障害のある子どもであっても、自分自身に合った形で、合理的配慮を選択したり決定したりすることができるようになることを自立活動の指針として大切にしたいと考えます。

自立活動は、将来の自分自身の自立に向けた取組であることを子ども自身が、早い段階から意識して行っていくことが重要であると本審議会ではとらえます。

(3) 枚方市における通級指導教室の状況

枚方市は、1993年(平成5年)に国が通級指導教室を制度化する前から、「ことばの教室」「きこえの教室」といった形をとりながら専門的な知識を持つ教職員により、障害をもった子どもたちも地域で学び過ごすことができるように、個別の教育的ニーズ、特性や困り感の状況に応じた指導を大切にしてきました。

枚方市の通級指導教室は、2025年度(令和7年度)現在、小学校は31校で設置し、中学校では全校設置を実現しています。また、2024年度(令和6年度)からは、通級指導教室担当教員の研鑽をより深めるため、市内を4ブロックに分けて連携会議を定期的に行うなどの教員研修を実施しています。

しかしながら、通級指導教室が全ての学校に設置されていないことは、子どもにとって平等ではない環境と考えます。また、通級指導教室において単なる教科学習の補充が行われ、自立活動を実施していない学校もあることから、本審議会としては、「ともに学び、ともに育つ」教育をめざすための一手段として通級指導教室の全校設置を進め、通常の学級と通級指導教室、そして支援学級が連携しながら、子どもの個別の教育的ニーズに応える学び場の選択と自立活動が実施できるよう整備することが大切であると考えます。

7. 答申事項 5 「支援学級での支援の充実について」

(1) 支援学級とは ※文部科学省では特別支援学級と称しています

特別支援学級については、学校教育法施行規則第138条、第140条に定められています。

特別支援学級の教育は、通常の学級での学習が困難な児童生徒に対して、個々の障害特性や学習ニーズに応じた支援を行うことを目的としています。「特別な支援を必要とする児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばすこと」が基本的な理念です。 **文部科学省資料抜粋等を掲載(参考資料p14~p16)**

(2) 枚方市における支援学級の状況

先にも述べたように、枚方市では支援学級に在籍する子どもも含めて障害の有無に限らず、すべての子どもが通常の学級で過ごす「ともに学び、ともに育つ」教育を推進してきました。これは、将来、地域でともに生きるための土台にもなっています。

そして、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」とリンクした個に応じた支援、個別の教育的ニーズに応じた学習活動の実施、子どもに必要な自立活動に取り組むことができる環境を設定しながら指導・支援を行っています。

しかしながら、全国的に言われているように、枚方市でも支援学級を利用する子どもが増え続けています。また、学習面のつまずきが見られた際に、適切なアセスメントを経ず支援学級への入級の提案がされたケースがあるのではとの課題があったことや、現在支援学級に在籍している子どもについても、通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮の実施により、通常の学級に在籍し、ともに学ぶことができる可能性があるという状況もあります。

本審議会においては、支援学級に在籍する子どもの教育課程の編成において、通常の学級での学習の時間数について、障害者差別解消法に規定される合理的配慮に鑑み、子どもの特性や困り感の状態や教育的ニーズに応じて柔軟に対応することが求められると考えています。文部科学省の通知等では具体的な時間数の目安として「週の半分以上」や「週15時間以上」と示されていますが、個々の子どもの実態に応じて設定することが重要であると考えます。また、前述したように個別の教育的ニーズに応じて、週15時間以上を支援学級で過ごすことがあっても、その子どもの本来の居場所は、通常の学級であり、教職員はこの子どもを含めたすべての子どもの「つながり」を大切に学級経営や授業づくりを行うことが重要です。

現在、支援学級に在籍している子どもに対して、個々の子どもの実態の変化に伴い、本人・保護者と十分な話し合いを行いながら、通常の学級へ学びの場を移行することも、インクルーシブ教育を推進する上で重要なことととらえています。

以下、その他に審議会として大切にしている視点を記載します。

- ・子どもの特性(発達面、心理面、学習面、行動面)のアセスメントに基づく、自立活動の実施
- ・子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施
- ・通常の学級との情報共有(合理的配慮、個別の教育支援計画、個別の指導計画等)の充実
- ・特別の教育課程の編成、個別の教育的ニーズに応じた学習支援
- ・支援学級で身につけた力を通常の学級で発揮できるための基礎的環境整備と合理的配慮の実施
- ・通常の学級におけるさらなる障害理解教育の推進
- ・支援学級の担任等の研修、連携が取れる体制整備

8. 答申事項 6 「子どもたちの『自立(社会的自立)に向けて』について」

(1) 子どもたちの「自立(社会的自立)」に向けて周りの大人が大切したい視点

① 小学校高学年における将来的な学びの場の選択に関する説明

小学校高学年は、思考力や判断力が大きく伸びる時期です。将来に関する話題や自分の進路について、ある程度の抽象的な思考や見通しを持って考える力が育ち始めます。この時期に、障害の有無に関係なく、やりたいことは、何でもチャレンジできることや将来の学びの場についての説明を通して、子ども自身が自分の進路を「自分のこと」としてとらえられるようになることが大切です。

② 見通しを持たせることによる安心感の形成

学校を卒業した後の環境の変化は、子どもにとって大きな不安要素となり得ます。卒業生のその後の様子を聞く場を設けるなど、子どもたちが卒業後の様々な様子について事前に視覚的に説明を受けることで、「何がどう変わるのか」「自分にはどんな選択肢があるのか」「選択肢はたくさんある」などの見通しを持つことにより、精神的な安定が保たれ、新たな環境への適応もスムーズになると考えられます。

③ 本人の意思を尊重する

自立に向けての様々な選択の場面では、保護者や学校、支援機関が中心となって検討されることが多いのですが、最も重要なのは本人の理解と納得です。本人が説明を受け、自らの気持ちや考えを話す機会を持つことで、選択への納得感が高まり、選択後の適応や意欲にもよい影響を与えると考えられます。発達段階や障害の状況も考慮しながら、子どもの意見を可能な限り取り入れることが大切です。

④ 自己理解と自己決定の力を育てる機会

自立に向けては、子どもたちが「自分が何をしたいか」「自分はどんなことに困るのか」「自分は何を学びたいのか」など、自分を知ることが必要です。それが「自分にとってどんな環境が合っているのか」「自分はどんな学び方で力を伸ばしていきたいのか」といった自己理解につながります。加えて、自分の将来に関する選択肢も含め、選ぶという経験を通じて、自己決定の力を育む機会を設けていくことが大切です。

⑤ 説明の際に求められる配慮

子どもに説明を行う際には、発達段階に応じたわかりやすい表現方法を用いることが重要です。具体的な活動の例を写真やパンフレット等を活用しながら、イメージが持てるような工夫をすることが有効です。また、子どもの状況に対応し、丁寧に説明することが必要です。加えて、一方的に伝えるのではなく、子どもの意見や気持ちを丁寧に聞き取る対話的な関わりを心がけることも重要です。

⑥ 個々の課題の共通理解

学年会などに支援学級の担任が入って情報共有や授業づくりを行うなど、教職員が情報共有できる時間を物理的に生み出す方策が必要となります。例えば、子どもたちの下校時間の変更、チーム担任制の導入等、全国で様々な取組が試行されています。その上で、子どもが頑張っていることや成長が感じられたこと、対応や評価で気付いたこと等、教職員がともに子どもの成長を喜び合える環境を整備することが大切です。

⑦ 広い視点や可能性をふまえ接する

合理的配慮の理解浸透と近年の科学技術の向上により、様々な働き方が可能となっています。例えば、寝たきりの方が、遠隔ロボットを使って働いている事例もあります。社会的自立を考える際に、今の働き方に合うか合わないかということだけで考えるのではなく、「こういう合理的配慮を受けたらこんな働き方も可能かもしれない。」といったように、既存の枠組みに加え、合理的配慮などもふまえ、様々な働き方が可能になるという広い視点を持つ必要があります。

(2)進路選択への情報提供

進路選択は、単に進学や就職先を決めるという枠を超え、将来の生活の在り方や社会的自立に直結する重要なプロセスです。だからこそ、子ども一人ひとりの思いや考えを確認することを忘れてはなりません。特に支援が必要な子どもにとっては、「どのような環境で、どのように働き、どのように暮らしていくか」という視点で、早い段階から色々な情報を得て、挑戦するなど将来の可能性を広げていくことも大切です。

そのためには、学校や家庭、関係支援機関が連携し、本人の希望を十分にふまえた上で、具体的な情報を丁寧に提供することが必要になります。

【進学先・学習支援に関する情報】

高等学校(全日制高校、定時制高校、単位制高校、通信制高校、特別支援学校の高等部等)や高等専修学校、福祉系機関等、それぞれの進路先における学習環境、学習内容及びこれらの学校等を卒業した後の進路状況、就職状況について説明し、オープンスクール等の際に、実際にその学校を訪れる機会がもてるような情報提供が大切です。

【職業・就労に関する情報】

どのような職種があり、どのような能力や適性が求められるか、また、実際の職場の環境や支援体制の有無について、具体的な情報を提供するため、他の支援機関との連携が大切です。

【体験的な学びの場の提供】

職場体験やインターンシップ、生活訓練などを通じて、本人が将来の姿をイメージしやすくなる支援を行います。

進路選択は一度きりのものではなく、状況や成長に応じて柔軟に見直していくことも必要です。子ども自身が「自分らしく生きる」ための選択を主体的に行えるよう、継続的かつ個別的な情報提供と支援を行うことが、社会的自立を支える鍵となります。

(3)校内支援委員会の役割(自立(社会的自立)を視点として)

校内支援委員会は、個別の教育的ニーズを把握し、支援体制を整え、教職員間の共通理解の促進、組織的な対応の遂行を目的として開催されます。また、保護者や関係機関との連携協力を推進する役割もあります。構成メンバーは、校長・教頭、支援教育コーディネーター(中心的役割)、学年主任、通常の学級や支援学級の担任教員、通級指導教室担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員など、必要に応じて関係機関の職員等です。

校内支援委員会の重要な役割として明確に位置付けたいことは、学びの場の最終的な決定機関ではなく、変更・調整等を検討・協議する場であることです。学びの場の変更の検討が必要な子どもへのアセスメントに基づいて把握された個別のニーズに対する支援方針や支援目標を明確にし、本人・保護者の声を最大限尊重しながら、個別の教育的ニーズに応じた学びの場の提供について話し合う場としての機能を校内支援委員会は担います。支援が必要な子どもを一人の教員だけが抱え込まない体制づくりの礎として校内支援委員会がありますので、全教職員で子どもたちの「ともに学び、ともに育つ」教育を支えることが大切です。

9. 答申事項 7 「関係機関との連携について」

(1) 本人と保護者を対象とした就学前の学校見学(地域の小学校、府立支援学校など)

枚方市では、「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと「どの子どもも地域の学校で育つ」考え方を大切しているので、子どもに合った生活環境・学習環境を選択したいという本人と保護者の意向に応えるために、学校も事前の見学の機会や説明体制の積極的な構築を求めます。

① 子どもにとってよりよい就学先の選定

保護者が実際に学校の様子を見て、教育内容や支援体制を理解することで、子どもにとってよりよい学びの場を選択する判断材料になります。特に通常の学級・通級指導教室・支援学級等、複数の選択肢がある場合、実際の教育の場を見学することが大切です。

② 学校への安心感と信頼の形成

保護者自身が校内の雰囲気、教職員の対応、子どもの様子などを直接見学することで、学校への安心感や信頼感が育まれます。これは就学後の連携をスムーズにする礎になります。

③ 支援体制や教育方針の理解

支援教育に関わる支援体制(「支援教育コーディネーター」「個別の教育支援計画等」)について、学校見学時に説明を受けることで、保護者が学校の教育方針や具体的な支援の在り方の理解につながります。

④ 不安や疑問の解消

就学に対して不安を感じている保護者も多いため、学校見学の際に直接質問や相談ができることは、保護者の心理的負担を和らげるにつながります。

⑤ 早期の連携・支援に向けた第一歩

見学の機会は、保護者と学校との信頼関係のスタート地点でもあります。早期の情報共有が、就学後の個別対応や支援体制の準備に役立ちます。

(2) 小学校による幼稚園・保育所等の訪問の意義

小学校による幼稚園・保育所等の訪問は、「就学のための引き継ぎ」だけでなく、「子どもを中心とした継続期の支援」を実現する重要な取組です。制度的な連携ではなく、人と人とのつながりを大切にし、継続的な協力体制を構築することが求められます。訪問時は、個別に関わるだけでなく、集団生活や友達との関りも観察することや、守秘義務を守りながら観察内容を記録し、校内で共有すること等も検討してほしいことです。また、就学前施設の方も小学校を訪問し、小学校 1 年生の生活を知ること、就学前にどのような力が必要なのかを知ることができ、保育や指導の中に取り入れることが可能となります。

① 子どもの就学支援のための情報把握

小学校が入学予定児の在籍する幼稚園や保育園所、認定こども園等を訪問することで、子どもの特性、生活習慣、発達の様子、配慮すべき点などを直接把握できます。これにより、入学後の支援や学級経営に活かすことができます。

② 幼保こ小の接続を円滑にする

幼児教育・保育と小学校教育は連続したものであり、訪問を通じて両者の接続(カリキュラムや生活習慣の違いの理解)を深め、段差の少ないスムーズな就学を実現することができます。

③ 教職員間の連携強化

通常の学級の担任や支援学級の担任を予定している者と、幼稚園・保育園所、認定こども園等の担当者が直接対話することで、より具体的に的確な引き継ぎが可能となります。特に配慮が必要な子どもについて

は、支援の継続性が確保されます。

④ 保護者の安心感につながる

幼児期の様子が小学校に明確に伝わることは、保護者にとっても大きな安心感につながります。家庭・就学前施設・小学校がつながり、協力体制の土台を築くことが大切です。

(3)療育機関(放課後デイサービス等)との情報共有の必要性とあり方

子どもにとっては学校と療育機関(放課後デイサービス等)のどちらも大切な生活の場となっています。「子どものよりよい育ちと学び」のためには情報共有が必要であると考えます。(電話・書面・ICT ツールなども活用)

① 共通理解による一貫した支援のため

学校と療育機関が情報を共有することで、子どもの特性や支援の方向性について共通理解が生まれ、家庭・学校・療育機関が一体となった一貫性のある支援が可能になります。

② 支援を補完し合う

学校と療育機関の支援が互いに補完し合うためには、支援内容や対応方針についてのすり合わせが必要です。そのためには情報共有が大切です。

③ 保護者を通じた連携の推進

個人情報保護の観点から、学校と療育機関が直接情報交換を行うには本人・保護者の同意が必要です。まずは保護者と連携し、同意を得たうえで、情報の共有体制を構築します。

④ 情報共有の方法

必要に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画の共有を行い、保護者が同意した場合、療育機関のスタッフが学校で行われるケース会議に参加したりします。

⑤ 共有する情報の内容(例)

子どもの特性や配慮すべき事項、学校や療育機関での行動、課題や支援方法、新たに気づいた支援ニーズやその変化等について共有します。

(4)医療・心理的等専門家との連携の必要性とあり方

① 子どもの実態を多角的に把握する

医師や公認心理師、作業療法士等の専門家の見立てや所見は、学校では把握しにくい子どもの特性や困り感を理解する上で大きな助けとなり、多面的、多角的な視点で支援の方向性を検討することが可能になります。

② 教育と医療・福祉の役割分担と連携

学校は「教育」、医療は「診断・治療」、福祉は「支援」の立場で関わっています。それぞれの専門性を尊重しながら、役割を分担し、子どもにとって最も適切な支援が行えるように連携します。

③ 保護者の同意を前提とした連携

個人情報や医療情報を共有するには本人・保護者の同意が必要です。学校は保護者と丁寧に話し合い、同意を得たうえで専門家との情報共有やケース会議を進めます。保護者の「個別の教育支援計画」への参画は情報共有・情報の引き継ぎのため必須となります。

④ 連携の方法と実際の取組例

- ・診断書や意見書の共有(支援の根拠として活用)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員などを通じた連携
- ・専門家の面談や電話相談、訪問支援

- ・校内支援委員会や個別のケース会議への専門家の参加
- ・医療的ケアが必要な子どもへの看護師や医療機関との連携

⑤ 教職員の理解と研修機会の提供

専門家との関わりを通じて、教職員の理解を深めることも重要です。必要に応じて専門家による校内研修を企画するなど、学校全体の支援力向上にもつながります。

10. 答申事項 8 「特別支援教室構想について」

「特別支援教室構想」とは、原則通常の学級に全ての子どもが在籍しながら、必要な時間に特別の指導を受ける教室として、文部科学省にて平成15年の有識者会議の提言を受け、平成17年の中教審答申において構想として示されたものです。具体的な形態として、以下の3パターンが例示されています。

○特別支援教室Ⅰ ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

○特別支援教室Ⅱ 比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

○特別支援教室Ⅲ 一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

その際、いかなる形態の特別支援教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の子どもの障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要。

その後、令和2年の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」には「特別支援教室構想について、具体化に向けた検討を引き続き進める必要がある」と記載がなされています。具体的には、「その対象となる子どもの指導の形態の決定方法や教育課程編成上の考え方、教員配置を含む指導体制等」について今後検討する必要がある、と指摘されています。

文部科学省資料等を掲載(参考資料p15)

枚方市においては、支援学級に在籍する子どもも通常の学級で学ぶ実践を長年にわたり積み重ねてきました。支援学級に在籍する子どもも通常の学級の子どもとして共に過ごし、通常の学級の人数に含めた形で独自の人員配置もなされてきました(いわゆるダブルカウント)。このような枚方市の実践は、原則すべての子どもが通常の学級に在籍し、必要な時間数を別の場で学ぶ特別支援教室構想に向けて、一つのモデルとなりうる可能性があります。

本答申においては、国に先駆けて、枚方市において、現在支援学級に在籍する子どもも含めた全員の在籍を通常の学級とし、必要な時間数を別の方法で学ぶ特別支援教室構想のモデル校を作ることに関し、

- ・全ての子どもの通常の学級における学びの保障
- ・モデル校を実施するための人的配慮
- ・取組をイメージしやすいネーミング(例:「ともに学び、ともに育つ学校」等)

等の様々な検討を、教育課程の編成に係る課題及び文部科学省の研究協力(特例校)等との関連を含め、今後の動向をふまえながら慎重に進めていただくことを提案します。

枚方市支援教育充実審議会委員名簿

氏名	推薦団体・所属
会長 相澤 雅文	京都教育大学
副会長 山下 敦子	神戸常盤大学
野口 晃菜	一般社団法人 UNIVA
柏木 充	市立ひらかた病院
小寺 鐵也	種智院大学
渡邊 かおり	大阪弁護士会
奥出 久実	大阪心理カウンセリングセンター ※令和5年5月1日～令和7年3月31日
菅 寿恵	子ども発達スクールかすたねっと ※令和7年5月1日～
武田 正道	枚方市立小学校長会 ※令和5年5月1日～令和7年3月31日
大泉 エリ子	枚方市立小学校長会 ※令和7年5月1日～
椋山 佐由里	枚方市立中学校長会 ※令和5年5月1日～令和6年5月21日
村上 徹	枚方市立中学校長会 ※令和6年5月22日～
内田 順子	枚方市立小学校支援教育コーディネーター ※令和5年5月1日～令和6年5月21日
奥野 睦美	枚方市立小学校支援教育コーディネーター ※令和6年5月22日～
東野 恵子	枚方市立中学校支援教育コーディネーター
牧村 剛	枚方市PTA協議会
小出 伶奈	枚方市立小学校保護者
廣井 理恵	枚方市立中学校保護者
井村 恵美	市民

參考資料集

【1章 参考資料】(答申p3)

(文科初375号)「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)(令和4年4月27日)

※本通知の概要は以下の通り

- 1.特別支援学級または通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
- 2.特別支援学級に在籍する児童生徒の交流および共同学習の時数について
- 3.特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について
- 4.通級による指導の更なる活用について



出典:特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

1. 市教委の基本方針

養護教育の進め方

昭和 53 年 9 月
枚方市教育委員会

障害児の問題は、教育にたずさわるすべての者が、十分な理解と認識をもって積極的に取り組まなければならない課題であり、すべての子どもが共に学び、共に生活する場を設定することで、共に育っていく教育を創り上げることが大切な課題であると考えます。

本市教育委員会はこうした考え方に基づいて、次のような施策で養護教育を進める。

1. 障害児の就学と教育内容の充実のために、教育諸条件の整備をはかる。
2. 就学前の教育諸機関及び医療・相談機関と十分な連絡をとりながら、就学の促進をはかる。
3. 公立幼稚園における障害児の教育のための条件整備について配慮する。
4. 障害児の教育は、基本的には、校区の学校で行われるのが望ましい。しかし、肢体不自由や難聴・弱視・病虚弱・言語障害の中に、実際の指導に当たって子どもの状態に応じた施設整備や、特別な訓練・治療を必要とする場合がある。そのために、現時点では、集中的に肢体不自由学級等を設置する。
5. すべての学校に養護学級を設置することで、普通学級での取り組みとともに養護教育の充実をはかる。

なお、養護教育の推進のため、公立高校に養護学級を設置して障害児の受け入れをはかるよう、大阪府教育委員会に要望する。また、障害児にとって必要な治療・訓練・教育相談や必要に応じた障害児の生活を支える活動を容易にするための有効な施設の拡充に努力しなければならないと考える。

出典：宮崎隆太郎.障害児がいて見えてきた.三一書房,1980,45-46

【4章 参考資料】(答申p9~p12)

《就学相談・相談体制》

文部科学省は、図のように「教育支援委員会」を位置づけ、その機能を次のようにしています。

- ・ 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握する。
- ・ 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行う。
- ・ 特別な教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行う。
- ・ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- ・ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- ・ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行う。
- ・ 「合理的配慮」の提供の妥当性についての評価や、「合理的配慮」に関し、本人・保護者、設置者・学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行う。
- ・ 教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することに加え、本人・保護者の意向を聴取する。
- ・ 学校や市町村教育委員会が、保護者の「伴走者」として親身になって相談相手となる。
- ・ 子どもの健康、学習、発達、成長という観点を大切にして就学相談・就学先決定に臨むよう働きかけを行う。
- ・ 就学にあたっては、本人・保護者の意向を可能な限り尊重する。

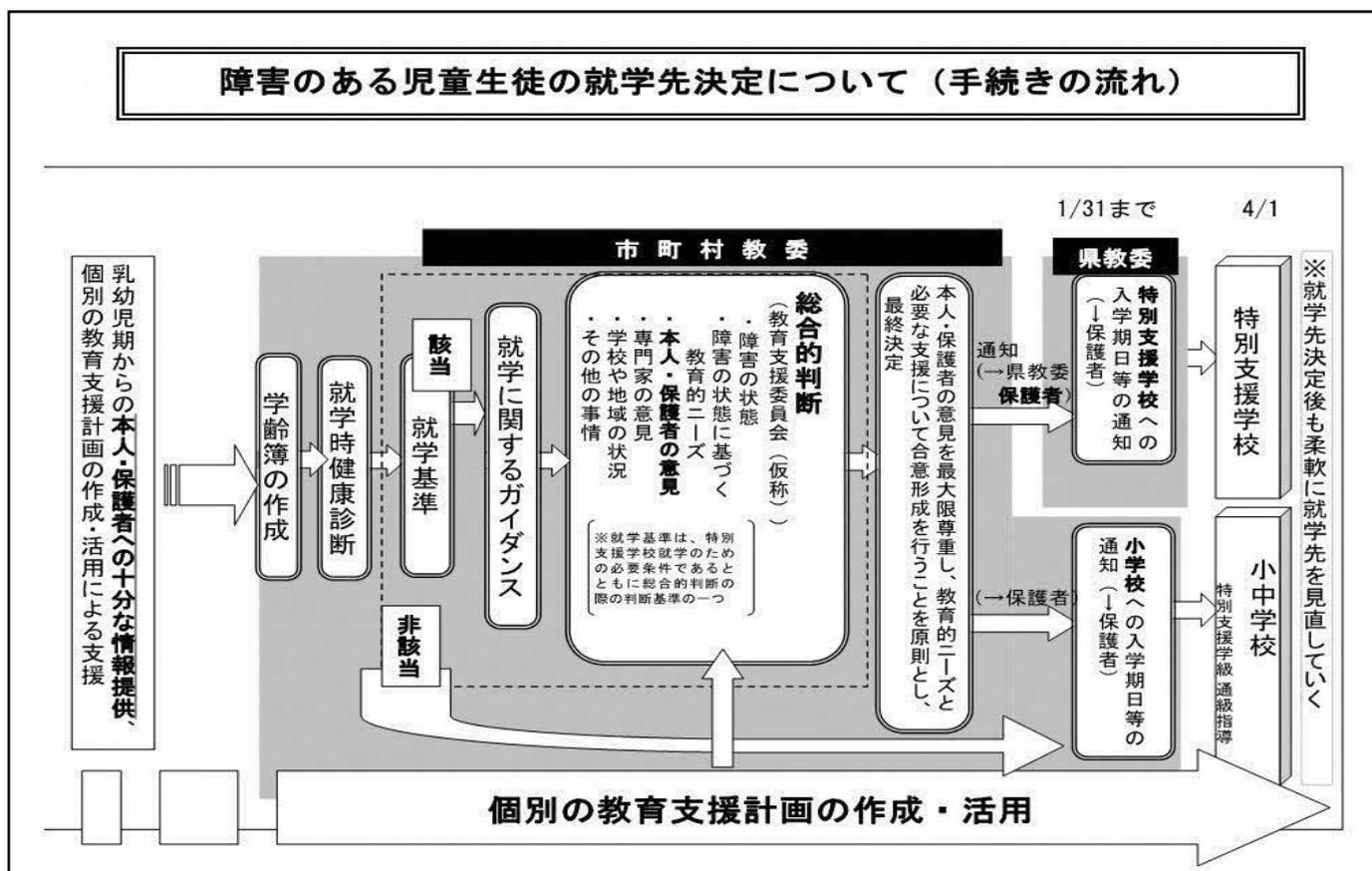


図1 就学先決定に関する模式図



出典：「障害のある子どもの就学先の決定について」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234.htm



参考文献：「障害のある子どもの教育支援の手引」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf

《支援体制の整備と充実》

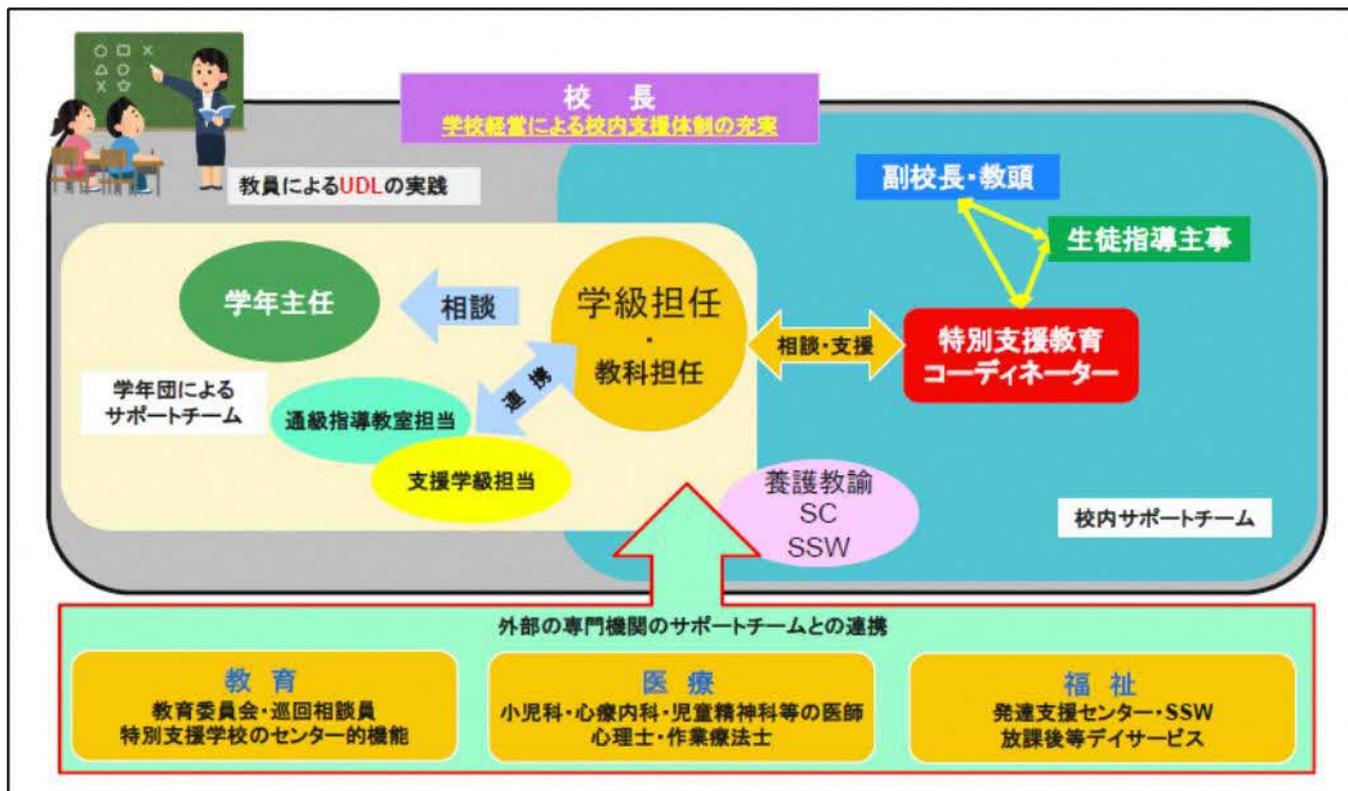


図2 支援体制構築の例



参考文献:「すべての子どもを対象とした校内支援体制整備の在り方」(宮崎県教育委員会)

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/64571/64571_20230328153358-1.pdf

① 校内支援体制における管理職の役割

支援教育の推進について学校経営に明確に位置づけ、組織として学級担任や教科担任を支援することや、特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援することを打ち出し、学校がひとつのチームとして取り組むことができるリーダーシップを発揮することが求められます。

【学校経営方針(学校経営案)への位置づけ】

学校経営方針(学校経営案)の中に、支援教育に関する方針を明確に示すこと、学校経営方針(学校経営案)を実現するための校務分掌や教職員の役割について、教職員に対し具体的に説明し、校内支援体制を組織的に機能させることが必要です。

【校内支援体制づくり】

適任者を支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に位置づけることや、支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を組織的に展開するために、校内支援委員会等を設置するなど校内支援体制を整備します。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成及び確認と、効果的活用を促します。

【教職員の理解促進と資質向上】

支援教育の研修会に教職員を計画的に参加させることや、校長自らも特別支援教育の研修会に積極的に参加し、特別支援教育に関する情報を教職員に周知します。

【保護者、地域への理解啓発】

学校便り等を活用して、特別支援教育の取組を保護者や地域に発信し、理解の促進を図ることや、学校

運営協議会を通じて地域の中でのインクルーシブ教育に関する理解を構築していきます。

②市内の支援ネットワークの形成

各学校の単体だけでは、多様な幼児児童生徒の特別な教育ニーズに対応することは難しいことから、市内の教員それぞれの得意分野を統合する、スクールクラスターによる教育資源のネットワークにより、それぞれの特別な教育ニーズに応えることができるような組織作りも重要です。

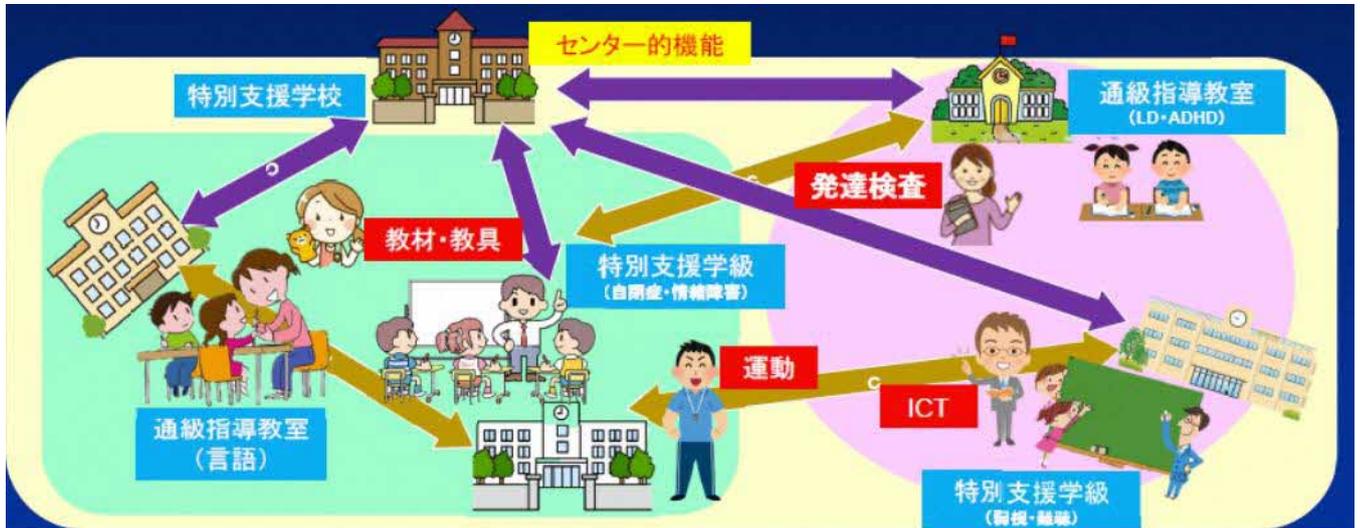


図3 インクルーシブ教育システムの構築イメージ



参考文献:「インクルーシブ教育システム構築モデル地域(スクールクラスター)のイメージ」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h25/_icsFiles/afieldfile/2013/09/27/1339872_1.pdf

《個別の教育支援計画及び個別の指導計画》

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、学校教育法施行規則第139条の2及び第141条の2において、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒に対しての作成についてふれられ、学習指導要領では作成と活用が義務付けられています。

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、教育・福祉・医療などの関係機関と連携しながら、長期的・包括的な支援を行うための計画です。学校は、本人や保護者の意向を踏まえ、合理的配慮や支援内容を記録し、学校内外の関係者が共通理解を持つためのツールとして活用されます。

一方、個別の指導計画は、児童生徒の実態に応じて、教科や自立活動等の具体的な目標や内容を定める短期的・実践的な計画です。教員が中心となって作成し、日々の指導や評価、保護者との共有、引継ぎに用いられます。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
視点	長期的・包括的	短期的・具体的
作成者	学校及び関係機関	担任・教科担当等
目的	支援の方向性を示す	指導の具体化
関連性	個別の指導計画の土台になる	個別の教育支援計画を踏まえ作成する

図3 個別の教育支援計画と個別の指導計画の違いと関係性

両計画の作成にあたっては、児童生徒の障害の状況をしっかりとアセスメントした上で、本人や保護者の意向を最大限尊重しながら、必要な合理的配慮を明記し、指導や支援に反映させ、本人の成長に応じて定期的に見直しをすることが重要です。

【6章 参考資料】(答申p15)

《通級指導教室の指導基準》

学校教育法第81条第1項においては、幼・小・中・高等学校において障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを定めており、すべての学校において特別支援教育が実施されることがされています。

その上で、通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき行われています。

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

また、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）により、通級指導教室の標準指導時数が定められています。

高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

また、通級指導教室の就学基準として文部科学省は以下の表のような基準を示しています。

区 分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂, 構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字, 図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、 病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

表1:通級指導教室への就学基準(文部科学省)

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第一章第三款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の 4、5 及び 6 並びに同章第七款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に該当する児童又は生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とする。



参考文献：「通級による指導の制度的位置づけ」

（障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A（改訂第 3 版）抜粋）（文部科学省）

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/institutional/index.html>

《通級指導教室における特別の教育課程について》

通級による指導に係る特別な教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとされています。教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について指導を実施するというものです。この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増加することとなります。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の児童生徒が他の授業を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について通級による指導を実施するというものです。この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増えません。通級による指導の時間を全部放課後の時間に設定すると、児童生徒の負担が過重になる場合があります。したがって、通級による指導時数が多くなる場合には、一部の授業に替えて通級による指導の時間を組み込んで、児童生徒の負担の軽減を図ることで、より効果的な指導を行うことができると考えられます。

通級による指導における「特別の教育課程」とは、通常学級に在籍する児童生徒が、障害に応じた特別の指導を受けるために、通常の教育課程に加えたり、一部を替えたりして編成される教育課程のことです。これは、児童生徒の個別の教育的ニーズに合わせて、学習や生活上の困難を改善・克服するための指導を行うためのものです。表1に示されるとおり、通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が対象です。

障害に応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とされています。これは、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動の目標とするところであり、通級による指導とは、特別支援学校の自立活動に相当する指導とされています。

なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされています。ただし、この場合も、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。

《自立活動について》

文部科学省が定める自立活動の学習内容を、より具体的に整理したものととして、以下の表のように6区分27項目を提示しています。これは、特別支援学校学習指導要領解説に示されているもので、児童生徒の障害の状態や実態に応じて、指導すべき項目を選び、個別の指導計画などに活用されます。以下にその内容を記載します。

<p>【1. 健康の保持(4項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康の状態の把握 ● 生活リズムの形成 ● 身体各部の状態や変化の把握 ● 疾病・障害の理解と対応 	<p>【2. 心理的な安定(4項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情緒の安定 ● 自己の理解 ● 欲求の調整 ● 安心感の形成 	<p>【3. 人間関係の形成(5項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他者とのかかわりの理解 ● 対人関係の形成 ● 集団への参加 ● 社会性の理解 ● 対人行動の調整
<p>【4. 環境の把握(4項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時間や空間の認識 ● 位置や方向の理解 ● 対象物の認識 ● 状況の把握と予測 	<p>【5. 身体の動き(5項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本的運動機能 ● 姿勢の保持 ● 運動の協応 ● 巧緻性の向上 ● 身体のイメージの形成 	<p>【6. コミュニケーション(5項目)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 言語・非言語による表現 ● 相手の意図の理解 ● 意思の伝達 ● 言語の理解と活用 ● コミュニケーション手段の活用

図4 自立活動の6区分27項目

この27項目は、障害の種類や程度によって指導内容が異なるため、すべてを指導するわけではなく、必要に応じて選択的・重点的に指導されます。

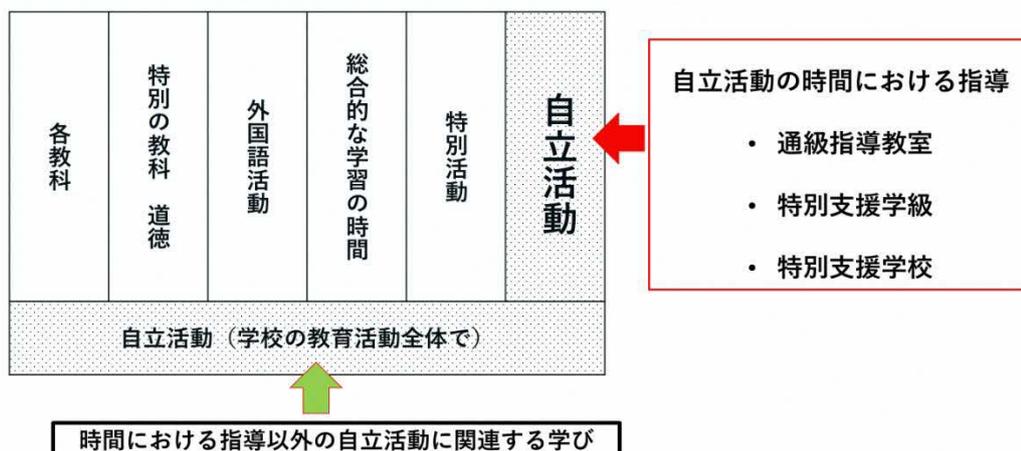
《通常の学級(在籍学級)と「自立活動」の関係について》

『特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』(文部科学省, 2017)において、「自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」とことや「自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。」と明記されています。

すなわち、特別支援学級や通級指導教室において指導を受けている児童生徒に対しては、自立活動の内容を、学校の教育活動全体を通じて行わなければならないということです。通級による指導を受けている児童生徒には個別の指導計画に基づく指導が行われています。

このことから、通常の学級においても、その個別の指導計画に基づく指導に基づいた自立活動の目標を念頭に置き、通級指導教室の指導と密接な関連を保ち、整合性をもった指導が行われなければなりません。

自立活動の展開



自立活動は、特設された自立活動（自立活動の時間における指導）と、他の各教科・領域等の学校の教育活動全体を通して適切に行うものがあります。すなわち、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通して行うものであり、「自立活動の時間における指導」はその一部ととらえる必要があります。



文献：「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf

【7章 参考資料】(答申p16)

《特別支援学級の規定》

特別支援学級の規定は、学校教育法施行規則第139条、第140条に定められている。以下が、その内容です。

第139条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第56条の5の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第34条第2項又は第3項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第139条の二 第134条の2の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の三、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

《特別支援学級への就学基準》

文部科学省は、特別支援学級への就学基準として、以下の表のとおり規定している。

区分	障害の程度
視覚障害者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・身体虚弱者	<ul style="list-style-type: none"> 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る)で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 主として心理的な要因による選択的かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級の教育は、通常の学級での学習が困難な児童生徒に対して、個々の障害特性や学習ニーズに応じた支援を行うことを目的としています。「特別な支援を必要とする児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばすこと」が基本的な理念です。「特別支援教育に係る教育課程について」(文部科学省,2015)では、「特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成される。特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要がある」とされています。すなわち、特別支援学級(支援学級)で指導をうけている児童生徒には、児童生徒の必要に応じて「自立活動」の内容を取り入れることとされています。特別支援学校の指導内容を参考にしつつ、通常の学級と連携しながら支援をおこなう必要があるのです。このことから、「交流および共同学習」を行う通常の学級(ダブルカウントで在籍している学級)においても、特別支援学級(支援学級)で作成された個別の指導計画に基づいた学習指導及び自立活動の目標を念頭に置き、特別支援学級(支援学級)の指導と密接な関連を保ち、整合性をもった指導が行われなければなりません。



文献:「(文科初第 291 号)障害のある児童生徒の就学について(通知)」(国立特別支援教育総合研究所 HP)
https://www.nise.go.jp/blog/2000/05/c1_h140527_01.html



文献:「特別支援教育に係る教育課程について」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryu/_icsFiles/afieldfile/2015/12/07/1364742_02.pdf



文献:「特別支援学級及び通級指導に関する規定」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryu/attach/1285860.htm

《特別支援学級と通常の学級の学習時間の割合》

文部科学省は、特別支援学級と協力学級（通常の学級）における学習時間の割合について、明確な数値での「推奨割合」は示していません。

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」（文部科学省,2012）では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とし、合理的配慮のあり方を方向づけています。また、「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、『合理的配慮』を提供する」ともしています。

一方、文部科学省は、令和4年（2022年）4月27日に発出した通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（文科初第375号）において、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成に関する基本的な考え方を示しています。この通知では、特別支援学級に在籍する児童生徒について、原則として週の授業時数の半分以上を特別支援学級において過ごすことを目安とするよう求めています。例えば、週30時間の授業がある場合、15時間以上を特別支援学級で過ごすことが想定されます。この考え方は、特別支援学級に在籍する児童生徒が、個々の障害の状態や特性、心身の発達の段階等に応じた授業を受けることを目的としています。一方で、通常の学級での交流及び共同学習も重要であり、児童生徒の実態に応じて柔軟に対応することが求められています。

なお、この通知に関しては、教育現場や保護者からさまざまな意見が寄せられており、文部科学省は通知の趣旨や運用についてのQ&Aを作成し、理解の促進を図っています。



文献：「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf



文献：「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」Q&A（文部科学省）

https://www.mext.go.jp//content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf

【10章 参考資料】（答申p22）

《特別支援教室構想について》



文献：「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/09/22/1212704_001.pdf



文献：「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告【概要】」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_1.pdf

(仮称)枚方市の支援教育の在り方(素案)



仮イラスト

枚方市教育委員会 令和8年3月

教育長あいさつ(案)

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

目次

- 1.ともに学び、ともに育つ教育について
- 2.インクルーシブ教育における国際的な流れについて
- 3.子どもの権利に関する条約
- 4.こども基本法
- 5.子どもたちの自立(社会的自立)に向けて
- 6.子どもたち一人ひとりの特性理解について
- 7.就学相談と支援体制の充実
- 8.通常の学級での支援・配慮の充実
- 9.通級指導教室での支援の充実
- 10.支援学級での支援の充実
- 11.自立活動について
- 12.関係機関との連携の大切さ
- 13.用語集

1

ともに学び、ともに育つ教育について

大阪府では、「ともに学び ともに育つ教育」を大切にしています。これは、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていくことをめざす教育のあり方です。子どもたち一人ひとりの違いや個性を尊重し、互いに認め合いながら、ともに成長していくことを大切に考える考え方は、

かつては、重度の障害がある子どもが地域の学校では十分な支援を受けられないという理由から、特別支援学校への進学が「排除」のように受け止められることもありました。保護者の方々の中には、「うちの子は地域の学校では受け入れてもらえないのでは」と不安を感じた方の声もあります。

しかし現在では、教育現場の考え方も大きく変わりつつあります。大阪府では、子どもの状態やニーズに応じて、最も適した学びの場を選び、必要な支援を提供することを重視しています。特別支援学校は「排除の場」ではなく、『その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢のひとつ”』と捉えています。また、地域の学校でも、通級指導教室や支援学級、個別の教育支援計画などを活用しながら、支援が必要な子どもが安心して学べるように工夫が進められています。

さらに、医療的ケアが必要な子どもへの支援も進んでいます。たとえば、人工呼吸器を使用している児童生徒が地域の学校に通う場合、学校看護師が学校に配置され、教職員と連携して安全な環境を整えています。吸引や経管栄養などのケアが必要な場合でも、医療と教育が連携することで、子どもが地域の友達とともに学ぶことが可能になります。こうした取り組みは、子ども自身の社会的なつながりを広げるだけでなく、周囲の子どもたちにも「違いを受け入れる力」や「思いやりの心」を育む機会となっています。

ある小学校では、通常の学級に在籍する児童が、朝の会で不安を感じやすいことがわかりました。そこで、担任の先生はその子のために「安心カード」を作り、気持ちを伝えられるようにしました。さらに、クラスの友達にも「〇〇さんはこういうときに不安になることがあるよ」と説明し、みんなで支え合う雰囲気を作りました。その結果、子どもは安心して登校できるようになり、友達との関係も深まりました。

また、集中力に困難さがあり授業に集中しづらい場合、静かなスペースで学べるようにしたり、視覚的なスケジュールを使って見通しを持てるようにしたりします。言葉でのやりとりが難しい子には、絵カードやジェスチャーを使ってコミュニケーションをとる工夫をします。こうした支援は「合理的配慮」と呼ばれ、子どもが自分らしく学べるようにするための大切な取り組みです。

「ともに学び ともに育つ教育」は、すべての子どもが自分らしく成長できるように、その子にとって最適な環境を柔軟に選び、支援を組み合わせていくことを大切にしています。それは、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって「多様性を認め合う力」「協力する力」「社会で生きていく力」を育む、豊かな学びの土台となります。そして、学校は「みんなが安心して過ごせる場所」になっていきます。

保護者の皆さんには、子どもたちの多様性を受け入れ、学校と連携しながら、子どもの成長を一緒に支えていただきたいと考えています。ともに学び、ともに育つことは、未来の社会をより豊かにする第一歩です。

参考文献：大阪府教育委員会「ともに学び、ともに育つ」支援教育の更なる充実のために」

平成 25 年 3 月



2

インクルーシブ教育における国際的な流れ

すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学び、育ち合うこと。これは、教育の理想であると同時に、国際的にも大切にされてきた理念です。

1994年の特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明を皮切りに、障害者の権利に関する条約(CRPD)や持続可能な開発目標(SDGs)、国連・障害者権利委員会による総括所見など、インクルーシブ教育の重要性は世界的な共通認識となってきました。日本でも、法制度の整備が進み、教育現場では合理的配慮の提供や支援体制の充実が図られています。

インクルーシブ教育は、すべての子どもが安心して学べる環境をつくるための社会全体の取り組みです。多様な背景やニーズを持つ子どもたちが、互いを認め合いながら共に学ぶことは、未来の共生社会を築く第一歩でもあります。

1994年

特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明

スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」で採択されたこの声明は、インクルーシブ教育の理念を世界に広めるきっかけとなりました。声明では、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学ぶことが基本であると強調されています。教育制度は、子どもの多様なニーズに応じて柔軟に対応すべきであり、特別支援教育は分離ではなく、共生の中で行われるべきだとしています。



- 障害のある子どもも地域の学校で学ぶ権利がある
- 教育制度は多様なニーズに対応する柔軟性が必要
- インクルーシブ教育の国際的な出発点

2006年

障害者の権利に関する条約

この条約は、障害のある人が他の人と同じように人権を享受し、社会のあらゆる場面で平等に参加できるようにすることを目的としています。教育に関しては、障害のある子どもが、他の子どもと同じ学校で学ぶ権利を保障し、特別支援教育が分離ではなく、共に学ぶ形で提供されるべきであるとしています。また、合理的配慮の提供が義務づけられており、教育現場でもその実践が求められています。



- 障害者は「権利の主体」として尊重される
- 教育を受ける権利はすべての子どもに保障される
- 合理的配慮の提供が法的に義務づけられている

2015年

持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs は、国連が定めた 2030 年までの持続可能な開発目標であり、「誰ひとり取り残さない」社会の実現をめざしています。障害のある人の教育や社会参加は、特に「目標 4(質の高い教育)」と「目標 10(不平等の解消)」に深く関係しています。インクルーシブ教育の推進は、教育の質を高めるだけでなく、社会全体の包摂性を高める重要な取り組みです。



- 障害のある人も含めた教育の質の向上が求められる
- 社会の不平等をなくすことが SDGs の目標
- インクルーシブ教育は SDGs 達成の鍵となる

2022年

国連・障害者権利委員会による総括所見

2022 年、国連の障害者権利委員会は、日本政府が提出した障害者政策に関する報告書に対し、90 項目以上の改善勧告を出しました。中でも教育分野では、分離型の特別支援教育から、インクルーシブ教育への転換を強く求めています。また、合理的配慮の法的義務化、障害者団体との協働による政策形成、地域生活への移行支援など、包括的な改革が求められています。



- 分離教育からインクルーシブ教育への転換が必要
- 合理的配慮の法的義務化が求められている
- 障害者団体との協働が政策形成に不可欠

ともに学び、ともに育つ教育の実現に向けたインクルージョンイラストイメージ

分類	イラストイメージ	わかりやすい説明
排除(Exclusion) エクスクルージョン		教育の場、学びの場がない状態であり、教育の権利が保障されていません。学びの機会がなく、孤立しやすい状態です。
分離(Segregation) セグレゲーション		支援学級の子どもたちだけが集まる場で学ぶ。個別支援はあるが、交流が少ない状態です。
統合(Integration) インテグレーション		障害のある子どもが、通常の学校に通っているが、その子に合わせた支援が十分に行われていない状態です。見た目は「一緒にいる」けれど、実際には孤立していることもあります。「場を共有する」だけでは、本当の意味での共生にはなりません。
包含(Inclusion) インクルージョン		障害のある子もない子も、同じ場で、互いに認め合い、支え合いながら学ぶ状態です。必要な支援(合理的配慮)を受けながら、安心して学べる環境が整っています。すべての子どもが「自分らしく」学び、育ち合える教育の形です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



インクルーシブ教育は、「障害のある子どもを特別扱いする」ものではありません。

それは、すべての子どもが違いを認め合い、共に育つことを大切にする教育のあり方です。

学校や地域がインクルージョンの実現に向けて取り組んでいる中で、保護者の皆さんには、学校との協力や理解を通じて、子どもたちの学びを支えていただければと思います。

国内法の整備

日本では、障害者差別解消法(2013年)や障害者基本法(1970年制定、2011年改正)などが整備され、障害のある人への差別をなくすための法的枠組みが構築されています。教育分野では、学校教育法の改正により、特別支援教育の充実とともに、通常学級での支援体制の強化が進められています。今後は、合理的配慮の提供をより実効性のあるものにするための制度整備が求められています。



- 障害者差別解消法により差別の禁止が明文化
- 教育現場での合理的配慮の提供が進んでいる
- インクルーシブ教育の制度的基盤が整いつつある

障害のモデル

障害の捉え方には、時代とともに変化してきた複数のモデルがあります。医学モデルでは、障害は個人の心身機能に原因があるとされ、治療や矯正の対象とされてきました。社会モデルでは、障害は社会の側にある「障壁」によって生じると考えられ、環境や制度の改善が必要とされます。現在の教育政策は、障害者を「権利の主体」として位置づける人権モデル(CRPDモデル)に基づいており、社会全体で支える姿勢が求められています。

医学モデル



医学モデルとは、障害による困りごとを個人の身体的・精神的な問題として捉え、診断や治療によって改善をめざす考え方

社会モデル



社会モデルとは、障害による困りごとを個人の問題ではなく、社会の側にある環境や制度の問題として捉える考え方

人権モデル



人権モデルとは、障害の有無に関わらず、すべての人が平等に尊重されるべき存在であるという考え方



- ・ 医学モデル:障害=個人の身体的・精神的な課題
- ・ 社会モデル:障害=社会の障壁
- ・ 人権モデル:障害者=権利の主体として尊重される

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある人が他の人と同じように生活・学習・参加できるように、その人の状況に応じて必要な変更や調整を行うことです。これは「特別扱い」ではなく、「公平にするための工夫」であり、教育現場では個別の支援や教材の工夫などが行われています。すべての要求が実現できるとは限りませんが、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められていますので、十分な情報提供を丁寧に行うとともに、本人に十分な教育を提供する観点から、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていきます。



- ・ 障害のある人が平等に参加できるようにする工夫
- ・ 提供しないことは差別に該当する可能性がある
- ・ 教育現場では個別支援や教材の工夫などが例

✓ 法的根拠

- ・ 障害者権利条約(国際法):合理的配慮の否定は差別にあたると明記(第2条)。
- ・ 障害者差別解消法(国内法):行政機関・事業者に合理的配慮の提供を義務づけ(第7条)。
- ・ 文部科学省通知:教育現場でも、合理的配慮の提供が求められています。

基礎的環境整備とは

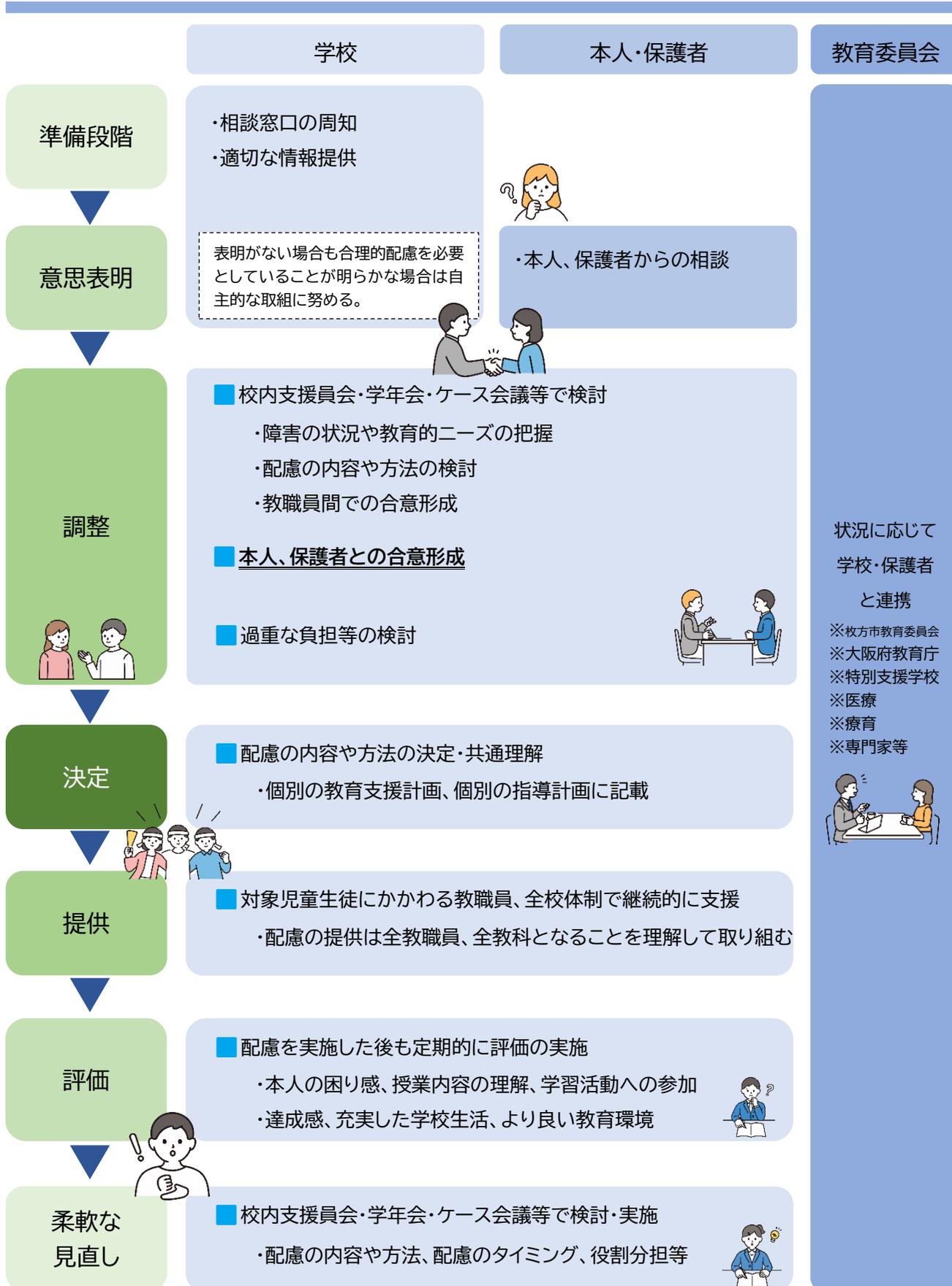
合理的配慮を実現するためには、その土台となる環境が整っていることが必要です。これが「基礎的環境整備」です。

これは、すべての子どもが安心して学べるように、学校や地域があらかじめ整えておくべき基本的な支援環境のことです。

🧠 神経発達症(ADHD・ASD・SLD など)における具体例

神経発達症の状況	基礎的環境整備(全体)	合理的配慮(個別)
ADHD (注意欠如・多動症) 	教職員への研修、支援員の配置	静かな学習スペースの確保、短く区切った課題の提示
ASD (自閉スペクトラム症) 	視覚支援ツールの整備、構造化された教室環境	視覚的スケジュールの提示、予告・見通しのある活動
SLD (限局性学習症 読み書き・計算の困難) 	ICT 機器の整備(タブレット・音声読み上げなど)	読み上げ機能付き教材の使用、評価方法の工夫(口頭での回答など)

合理的配慮の提供までのプロセス



合理的配慮の事例①「医療的ケアが必要な子どもについて」

■ 本人の困り感

- ・酸素投与が必要
- ・痰の吸引が必要
- ・歩行に困難



■ 入学時に保護者から校長への相談

- ・就学前施設からの情報に基づき保護者と就学相談の実施。
- ・医療的ケアの必要性について情報共有。
- ・バギー利用と医療的ケアの実施のお願い。



■ 合理的配慮の提供

- ・バギーの導線について学校における段差のバリアフリー化。(スロープ化を含む)
- ・医療的ケアを行う教室、時間帯等を確認し、教職員へ情報共有しました。
- ・医療的ケアを行うため学校看護師を配置。

※学校における医療ケアの実施には学校看護師の配置が必要ですが、安定的な確保には課題があるため、配置時間等の相談をさせていただくことがあります。

合理的配慮の事例②「補聴器等が必要な子どもについて」

■ 本人の困り感

- ・音の聞こえが困難。
- ・日常生活において補聴器を使用。
- ・大人数の中では特定(先生)の音が聞き取れない。



■ 入学時に保護者から校長への相談

- ・就学前施設からの情報に基づき保護者と教育相談等の実施。
- ・補聴器の必要性について情報共有。
- ・授業を行う先生には、補聴器に音声を届けられる補聴援助システム活用をお願い。



■ 合理的配慮の提供

- ・音の聞こえに困難がある児童への支援について教職員へ情報共有。
- ・授業はもちろん、集会や行事でも補聴援助システムを活用。
- ・教室の机やいすの脚にテニスボールをはめて、引きずる音などの雑音を低減。

■ 合理的配慮と基礎的環境整備:両者の関係性と必要性

合理的配慮は「個別の支援」、基礎的環境整備は「全体の土台」です。両者はセットで考える必要があり、どちらか一方では不十分です。

- ・ 基礎的環境整備があるからこそ、合理的配慮がスムーズに提供できる。
- ・ 合理的配慮が必要な場面では、基礎的環境整備が不足していると対応が難しくなる。

✿ たとえばこんな協力が大切です

- ・ 「この子にはこういう困り感があります」と伝えたいうえで、「学校ではどんな支援が可能ですか?」と相談する。
- ・ 学校側の説明を聞きながら、「家庭ではこういう工夫をしています」と情報を共有する。
- ・ 支援の内容がうまくいかないときも、「どうすればよくなるか」を一緒に考える。

合理的配慮は、子ども・保護者・学校が三者で協力しながらつくっていく支援です。そのためには、互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねることが何よりも大切です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



合理的配慮と基礎的環境整備は、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって「多様性を認め合う教育環境」をつくるための柱であり、すべての子どもが安心して学び、自分らしく成長するための大切な仕組みです。そして、それを支えるのは、保護者・市民・学校・行政がともに歩む姿勢です。

特に神経発達症(ADHD・ASD・SLD など)のある子どもたちは、見た目ではわかりにくい困難を抱えていることも多く、周囲の理解と支援が欠かせません。

その一方で、学校現場には限られた人員や設備の中で、すべての子どもに対応しようと努力している現状があります。合理的配慮は「できる限りの工夫」であり、過度な要求や一方的な要望ではなく、学校と保護者が協力して“できること”を一緒に考える姿勢が大切です。

『子どもの声に耳を傾ける/子どもが自分らしく生きるための長期的な視点を踏まえる/できることを一緒に考える』

そんな関係づくりが、子どもたちの未来をより豊かにしていきます。

3

子どもの権利に関する条約

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての子どもを「保護の対象」ではなく「権利をもつ主体」として位置づけ、子どもにも大人と同じように人権があることを国際的に認めた条約です。日本は1994年に批准しました。

この条約は、子どもが健やかに育つために必要な権利を幅広く定めており、特に以下の「4つの原則」が重要とされています。

子どもの権利条約の4つの原則

1. 差別のないこと

すべての子どもは、性別、国籍、障害、家庭の状況などに関係なく、平等に権利が保障されます。

2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関わるすべての判断や行動は、その子にとって最も良いことを第一に考えます。

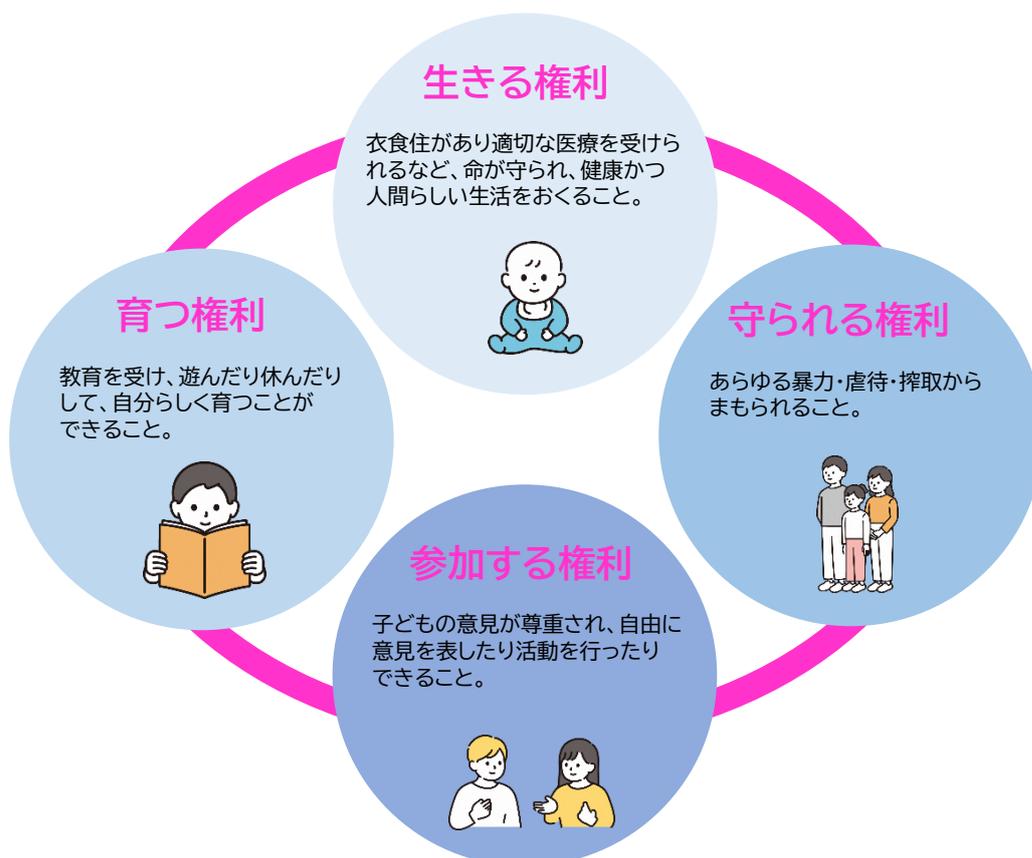
3. 命を守られ成長できること

すべての子どもが命を守られ、成長できるように支援を受ける権利があります。

4. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関わることについて意見を言うことができ、大人はそれを尊重しなければなりません。

子どもの4つの権利



4

こども基本法

2023年4月に施行された「こども基本法」は、子どもの権利条約の精神を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす法律です。この法律は、子どもを「権利の主体」として明確に位置づけ、国や自治体に対して、子どもの意見を聴き、施策に反映することを義務づけています。

こども基本法の6つの基本理念(条約の4原則を含む)

1. すべての子どもが個人として尊重され、差別されないこと
2. 安心して育ち、教育や医療などの支援を受けられること
3. 子どもの意見が尊重され、社会に参加できること
4. 子どもの最善の利益が最優先されること
5. 家庭を基本とした養育が支援されること
6. 子育てに喜びを感じられる社会環境の整備

■ 子どもの権利条約とこども基本法のつながり

こども基本法は、子どもの権利条約の理念を国内で具体化するための法律です。条約で定められた「子どもを権利の主体とする考え方」や「4つの原則」は、こども基本法の基本理念や施策の根幹に組み込まれています。

つまり、「国際的な約束(条約)を、国内で実現するための仕組み(法律)」がこども基本法です



なぜ「こども基本法」が必要だったのでしょうか？

日本では長らく、子どもに関する法律(児童福祉法、教育基本法など)は個別に存在していましたが、子どもの権利を総合的に保障する「基本法」は存在していませんでした。そのため、子ども施策が省庁ごとに分断され、子どもの声が政策に反映されにくいという課題がありました。

また、国連の子どもの権利委員会からも「包括的な国内法の整備が必要」との勧告を受けていました。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもの権利は、特別なものではなく、すべての子どもが持っている「当たり前の権利」です。

こども基本法は、子どもたちが安心して育ち、自分の意見を伝え、社会の一員として尊重されるための土台です。

保護者や地域の大人がこの考え方を理解し、子どもとともに考え、支えていくことが、子どもたちの未来をより良いものにしていきます。

5

子どもたちの「自立(社会的自立)」に向けて

～子どもにかかわるすべてのみなさまとともに考える～

1. 自立に向けて、今できること



子どもたちが将来、自分らしく社会の中で生きていくためには、「自立(社会的自立)」に向けた準備がとて大切です。特に小学校高学年の時期は、思考力や判断力が育ち、自分の将来について考え始める大切なタイミングです。「やってみたい！」という気持ちを応援し、将来の学びの場についての話をすることで、自身の未来を自分ごととして捉える力が育ちます。

▶ 子どもの意思を尊重する

自立に向けての様々な選択は、保護者や学校等が決めるものではなく、子ども自身が納得して選ぶことが選択後の学びへの意欲や適応力につながります。子ども自身の気持ちや理解が何より大切ですので、子どもが自分の考えを話す機会を持ち、対話を通して納得した選択となるよう支えていきましょう。

▶ 見通しがあることで安心につながる

見通しがあることで、子どもたちは安心して新しい環境に向かうことができます。学校見学やオープンスクールへの参加や卒業生の話聞く機会などを通して、「どんな選択肢があるのか」「今と何がどう変わるのか」を知ることで、安心して次のステップに進むことができます。

▶ 子どもたちがやりたいことにチャレンジできる環境を大切に

障害の有無に関わらず、「やってみたい！」という気持ちを大切に、どんなことにも挑戦できることを伝えましょう。将来の話をするとは、子どもが自分の未来を「自分のこと」として考える第一歩になります。

2. 「自分らしく生きる力」を育てる



子どもたちが自分らしく生きていくために、自分を知り、自分で選ぶ力を育てながら、保護者と教員が連携してわかりやすく伝えること、話し合うことを大切にします。

▶ 自己理解と自己決定の力を育む

「自分は何が好きか」「どんな環境が合っているか」など、自分自身を知ることは、自立への第一歩です。選択肢を提示し、自分で選ぶ経験を通して、自己決定の力も育っていきます。

▶ わかりやすい説明と対話を大切に

説明の際は、子どもの発達段階に合わせて、写真やパンフレットなどを使いながら、イメージしやすく伝える工夫が必要です。また、子どもの気持ちを丁寧に聞き取る「対話」も大切です。

▶ 教職員の連携と共通理解

子ども一人ひとりの課題や成長を、教職員全体で共有し、支え合う体制づくりが必要です。学年会に支援学級担任が加わるなど、情報共有の時間を確保する工夫も進められており、子どもたちの「ともに学び、ともに育つ」教育を実現していきます。

3. 広い視点で未来を見つめる



子どもたちが歩む未来は、これまでの社会や常識にとらわれることなく広がっていきます。自分らしく豊かに生きていくための未来志向を大切にします。

▶ 働き方の可能性は広がっている

科学技術の進歩や合理的配慮の広がりにより、働き方の選択肢は多様化しています。たとえば、寝たきりの方が遠隔ロボットを使って働く事例もあります。今ある枠組みにとらわれず、「こんな働き方もあるかもしれない」と広い視点で未来を考えることが大切です。

4. 進路選択を支える情報提供



進路選択は、進学や就職だけでなく、「自分がどう生きていくか」「どんなふうに暮らしていくか」という人生の選択でもあり、「自分らしく生きる」ための大切なプロセスです。特に支援が必要な子どもたちには、学校・家庭・支援機関が連携し、継続的かつ個別的な情報提供と支援を行うことが、社会的自立への鍵となります。

▶ 学びの場に関する情報

高等学校(全日制・定時制・単位制、通信制)、特別支援学校、専門学校など、それぞれの学習環境や卒業後の進路について、具体的な情報を提供します。進路選択については本人の意思が大切となることから、ご家庭で得られた情報も含め、学校との連携を進めてまいります。

▶ 職業・就労に関する情報

どんな職種があり、どんな力が求められるのか、社会に出た際の支援体制などについて、中学校卒業後の進路を見通した現実的な情報に基づいて進路選択ができるよう支援します。

▶ 体験的な学びの場の提供

職業に関する学習やインターンシップ、生活訓練などを通じて、子どもが将来の姿をイメージしやすくなるよう支援します。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが「自分らしく生きる」ために、私たち大人ができることはたくさんあります。

一人ひとりの子どもに寄り添い、未来への一歩を一緒に踏み出せるよう温かく見守り支えていきましょう。

～すべての子どもが安心して学べる環境づくりをめざして～

1. 多様な子どもたちとともに学ぶ時代へ

今、学校にはさまざまな背景や特性を持つ子どもたちが通っています。

「ダイバーシティ(多様性)」という言葉が広がる中で、教育の場でも、すべての子どもが安心して学べる環境づくりが求められています。

▶ 多様な教育的ニーズとは？

発達特性、学習の困難さ、コミュニケーションの課題など、子どもによって必要な支援は異なります。こうした「多様な教育的ニーズ」を理解し、支えることが、今の学校教育の大きなテーマです。

▶ インクルーシブ教育の推進

すべての子どもがともに学び合えるよう、学校では以下のような取り組みが進められています。

- ・ 学校環境の整備(人的・物的支援)
- ・ お互いを尊重し合う態度や行動を育む集団づくり
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
- ・ 教職員・保護者・関係機関が連携する支援体制の構築

2. 教育支援ソフトによる支援の質の向上

枚方市では、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境の実現をめざしています。特に、支援を必要とする子どもたちに対しては、一人ひとりの困り感に寄り添い、適切な支援を届けることが重要です。そのために、教育支援ソフトを導入し、支援の「見える化」「共有化」「継続性」を実現しています。

▶ 主な機能

- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成支援
- ・ 子どもの特性と成長をアンケート形式で可視化するアセスメントツール
- ・ 指導・支援記録の蓄積と共有
- ・ 教職員・保護者との情報連携の円滑化

教育支援ソフトの導入により、教員の経験だけでなく、客観的な視点から支援を見直すことや個の教育的ニーズに即した支援を行うことができ、保護者との共通理解も深まります。ICTツールを活用することで、より多くの子どもたちに、より良い学びの場を届けることができます。日々、子どもたちに関わる教員の「感覚・経験」や関わりも大切にします。

3. 個別の教育支援計画と指導計画

▶ それぞれの役割

- ・ 教育支援計画：長期的・包括的な支援を行うための計画。保護者、関係機関と連携し、合理的配慮を記録。
- ・ 指導計画：日々の授業や活動に活かす短期的な計画。教員が中心となって作成し、保護者との共有にも活用。

両計画は、子どもの特性や希望を踏まえ、定期的に見直しながらか活用されます。

枚方市では、これらの計画をもとに、学校全体で支援の共有化を進めています。

個別の教育支援計画の一例

個別の教育支援計画		学校名	枚方市立		学校
児童生徒名		性別	生年月日	平成 年 月 日	年 組
保護者名		記載者			
住所	枚方市	担任名			
緊急連絡先	(自宅) ()	作成日	年 月 日		
		更新日	年 月 日		
家庭環境 (家族構成等)		手続			
障害(課題) の状況 (診断名等)		種類	等級	期限	
		服薬			
生育歴 教育歴		興味 関心			
児童・生徒の 発達の 背景	学習 活動面	行動面			
	社会性	その他			

個別の指導計画の一例

個別の指導計画【1学期】				作成者：青柳健人
支援の目標				作成日：
長期目標				
短期目標				
↓				
教科/領域別の目標・指導内容				
教科・領域	今学期の目標	指導場面	指導内容・手立て	
備考				

4. 学びの場の移行について

枚方市では、診断書がなくても、子どもの困り感や保護者の悩みに寄り添った相談を行い、通級指導教室の利用や途中入級を柔軟に対応しています。子どもたち一人ひとりの特性理解に努めるため、医療や関係機関と連携しアセスメントを行い適切な学びの場について柔軟に検討します。

▶ 主な学びの場の選択肢

- ・ 通常の学級：基本的なカリキュラムで学ぶ
- ・ 通級指導教室：通常の学級に在籍しながら、特定の支援を受ける
- ・ 支援学級：少人数でよりきめ細やかな支援を受ける

▶ 移行の流れと支援

- ・ 段階的な移行を検討し、保護者と丁寧に話し合いながら進めます
- ・ 校内支援委員会などで協議し、合意形成を図ります
- ・ 移行後も継続的な支援を行い、必要に応じて見直しを行います

通常の学級の担任も、合理的配慮を踏まえた授業づくりや人間関係づくりに積極的に関わり、学びの場の移行後も子どもが安心して過ごすことができるよう学校全体で子どもを支える体制づくりが求められます。

5. 校内支援委員会の役割

校内支援委員会は、子どもたちの教育的ニーズを把握し、支援体制を整えるための大切な場です。保護者や関係機関との連携も進めながら、子ども一人ひとりに合った学びの場を検討・協議します。

この委員会は、学びの場の「最終決定機関」ではなく、本人・保護者の声を最大限尊重しながら、支援方針や目標を話し合う場です。教職員が一人で抱え込まず、みんなで支える体制づくりの要となります。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



すべての子どもが安心して学べるために、子どもたち一人ひとりの特性を理解し、寄り添いながら支援することは、保護者・学校・地域がともに取り組む大切な課題です。

「支援が必要な子ども」ではなく、「支援を受けながら自分らしく育つ子ども」として、すべての子どもが安心して学べる環境を、みんなでつくります。

お子様のよりよい学びの場に向けて(在校生用リーフレット)

学校にある多様な学びの場について

通常の学級

通常の学級で教科等の学習をします。何らかの困り感を抱えるお子さまに対しては、学級担任、支援教育コーディネーターが本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫など必要な配慮(合理的配慮)を行い、お子さまが持てる力を十分に発揮できるようにします。

通級指導教室

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)の指導・支援を行います。友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話し方など言葉に関する学習を行います。お子さまが、通級による指導により力をつけて、通常の学級で学習にその力を発揮できることをめざします。

支援学級

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)や教科学習等を行います。支援学級では、小集団の中で生活・学習や個別の指導など、お子さま一人ひとりの障害の状態・特性に応じた指導・支援を行います。

※通級指導教室は年度途中の利用が可能です。※支援学級は1年単位での設置となりますので、スケジュール例を参考に記載しております。

支援学級入級までのスケジュール例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	次年度以降
保護者	学びの場設計・学校へ相談	意向確認	学びの場設計・学校へ相談	意向確認	次年度に向けた連携	個別の教育支援計画							
学校	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別	学習者個人別
教育委員会	学びの場の確認		学びの場の確認		学びの場の確認		学びの場の確認		学びの場の確認		学びの場の確認		学びの場の確認

ご質問の例～Q&A～

Q1: 支援学級在籍を検討する場合、申し込みの締め切り等はありませんか。
A1: 支援学級は1年単位での設置となることから、次年度から在籍となることを検討する場合は、各学校で7月上旬頃に実施される個人懇談等で意向の確認を行うので、それまでに支援学級に在籍を検討している旨を学校にお伝えください。なお、11月下旬に実施される個人懇談等で最終意向の確認を行いますので、改めて学校にお伝えください。

Q2: 通級指導教室の利用を希望する場合、申し込みの締め切り等はありませんか。
A2: 通級指導教室は、年度内のいつでも利用が可能です。随時学校にご相談ください。ただし、その段階での利用者数や担当の時間調整の必要があることから、まずは学校、担当の先生にご相談ください。

Q3: 通級指導教室や支援学級で遅れている学習の補充をしてもよろしいですか。
A3: 通級指導教室は、障害による学習や生活の困り感に合った学習(自立活動)を中心に行うこと、支援学級は、障害による学習や生活の困り感に合った学習(自立活動や教科学習)等を行うことを目的としていることから、いずれの学びの場においても単に各教科の内容を補充に指導することはありません。まずはお子さまの困り感について学校にご相談ください。

Q4: 学びの場の変更をした場合、次年度以降に学びの場の変更は可能ですか。
A4: 毎年、学びの場を変更することは、児童・生徒にとって望ましいとは考えませんが、障害による学習上又は生活上の困難を克服又は軽減するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である場合、障害の状態の変化に応じて、一度、通級し、再度、支援学級に入籍することも可能として想定されます。なお、通級指導教室については、年度内の途中利用も可能ですので、学校にご相談ください。

Q5: 中学校への進学時、支援学級や通級指導教室の利用を検討するために中学校の情報を得たいのですがどこで聞けますか。
A5: 小学校は校区の中学校と連携していますので、小学校を窓口としてご相談ください。なお、学校における合理的配慮や教室環境などについても、小学校を通じて、進先の中学校へご相談ください。

担当課：枚方市教育委員会／学校教育部／支援教育課 TEL050-7105-8048 (代表)

お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用)

枚方市では、すべての子どもたちが、地域でともに育ち合うよう『ともに学び、ともに育つ』教育の充実に努めています。

現在、校区の学校に通学されているお子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありましたら、学校へご相談ください。お子さまの困り感を見取るため、感覚や運動面、学習の状況、行動面、スキルの状況などを学校と保護者が協力してアセスメントを行い、現在のお子さまの状況について共通理解を図ります。

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。そのうえで、学校はお子さまと保護者のご意向を伺いながら通常の学級における合理的配慮について検討してまいります。

教室環境における基本的な環境整備及び合理的配慮を踏まえたうえで、『通常の学級でともに学び、ともに育つ』ことを大切にしながら、個に応じて、通級指導教室や支援学級で障害による学習や生活の困り感に合った学習(自立活動)等を行います。

お子さまの様子で気になることはありませんか？

学校に相談してください

学校での相談窓口

- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭

お子さまの学校生活や学習の困り感について気づかれたことを具体的に相談ください。

一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、お話をさせていただきます。

通常の学級における環境整備と合理的配慮の提供について

枚方市では、『ともに学び、ともに育つ』教育を推進しています。配慮が必要なお子さまが、可能な限り通常の学級で『ともに学び、ともに育つ』ために、教室の環境を整え、合理的配慮を検討します。障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください。

合理的配慮の一例(障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください)

- 読むことに困難さがみられる場合 → タブレットによる読み上げ機能の活用
- 気持ちの切り替えに困難さがみられる場合 → 別室などのクールダウンスペースの活用
- 大きな音が苦手な場合 → イヤーマフ(耳栓)の活用

お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用)

学校と保護者がお子さまの様子を共有

・おとまたちのトラブルが多い気がする…
 ・気持ちが言葉にするのが苦手なかも…
 ・少し落ち着きがないように思うけど…
 ・話す言葉が一方的に感じるけど…
 ・言葉が幼いように感じるけど…
 ・発音が聞き取れにくく感じるかも…
 ・少し怒りっぽい気がするけど…
 ・気持ちの切り替えが苦手なかも…

そんなときは…

お子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありましたら、学校へご相談ください。

学校での相談窓口

- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭

アセスメントの実施

～子どもの困り感を見取る～

アセスメントについて

様々な観点からアンケート等を用いて困り感の見取り(アセスメント)を行います。

- ・感覚や運動面
- ・学習の状況
- ・行動面
- ・スキルの状況

通常の学級での基本的な取組をもとに、お子さまの困り感に寄り添って通常の学級における教室の環境を見直します。

必要に応じて

各関係機関や専門家と連携を図ります。
 病院・大学・心理・支援学校 教育など

お子さまの意見と納得感を大切に

通常の学級での配慮

学校での情報共有について

アセスメント内容を学校内で情報共有し、お子さまに関わるすべての教員がお子さまの対応について共通理解を図ります。

通常の学級での配慮について

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。

たとえば…

合理的配慮の一例

- 読むことに困難さがみられる場合 → タブレットによる読み上げ機能の活用
- 気持ちの切り替えに困難さがみられる場合 → 別室などのクールダウンスペースの活用
- 大きな音が苦手な場合 → イヤーマフ(耳栓)等の活用

通級指導教室

通級指導教室について

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室に通って障害による学習や生活の困り感に合った学習(自立活動)を行います。

計画の作成・確認

- ・個別の教育支援計画
- ・個別の指導計画

お子さまの教育的ニーズを的確に把握し、教育の観点から適切に対応していくための資料となります。

困り感の解消

たとえば…

- 障害の状況を理解 困り感の対応を習得 自分に合った学び方を習得 合理的配慮を理解

・通級指導教室を退室 すべての時間をともに学ぶために通常の学級へ

支援学級

支援学級について

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習や生活の困り感に合った学習(自立活動や教科学習)等を行います。

困り感の改善

たとえば…

- 障害の状況を理解 困り感の対応を習得 自分に合った学び方を習得 合理的配慮を理解

・支援学級を退級
 ・通級指導教室や通常の学級で実践

通常の学級での過ごし方をイメージし、通常の学級でより多くの時間をともに学ぶために通級指導教室へ

学びの場の再検討について

お子さまの発達状況に応じて、学びの場の検討が必要になった場合は、学校に相談していただきます。適切なアセスメントを行ってまいります。

通常の学級での基本的な取組とは？

教室は…	先生は…	授業は…
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン たとえば… 整理整頓が基本 学びやすい環境づくり 集中できる環境づくり 黒板の周りはスッキリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の理解と対応 ・認め合える人間関係づくり ・スケジュールを見える化 ・ポジティブな声掛け ・家庭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・タブレットを効果的に活用 ・個別最適な学び ・協働的な学び ・思考力、表現力の育成

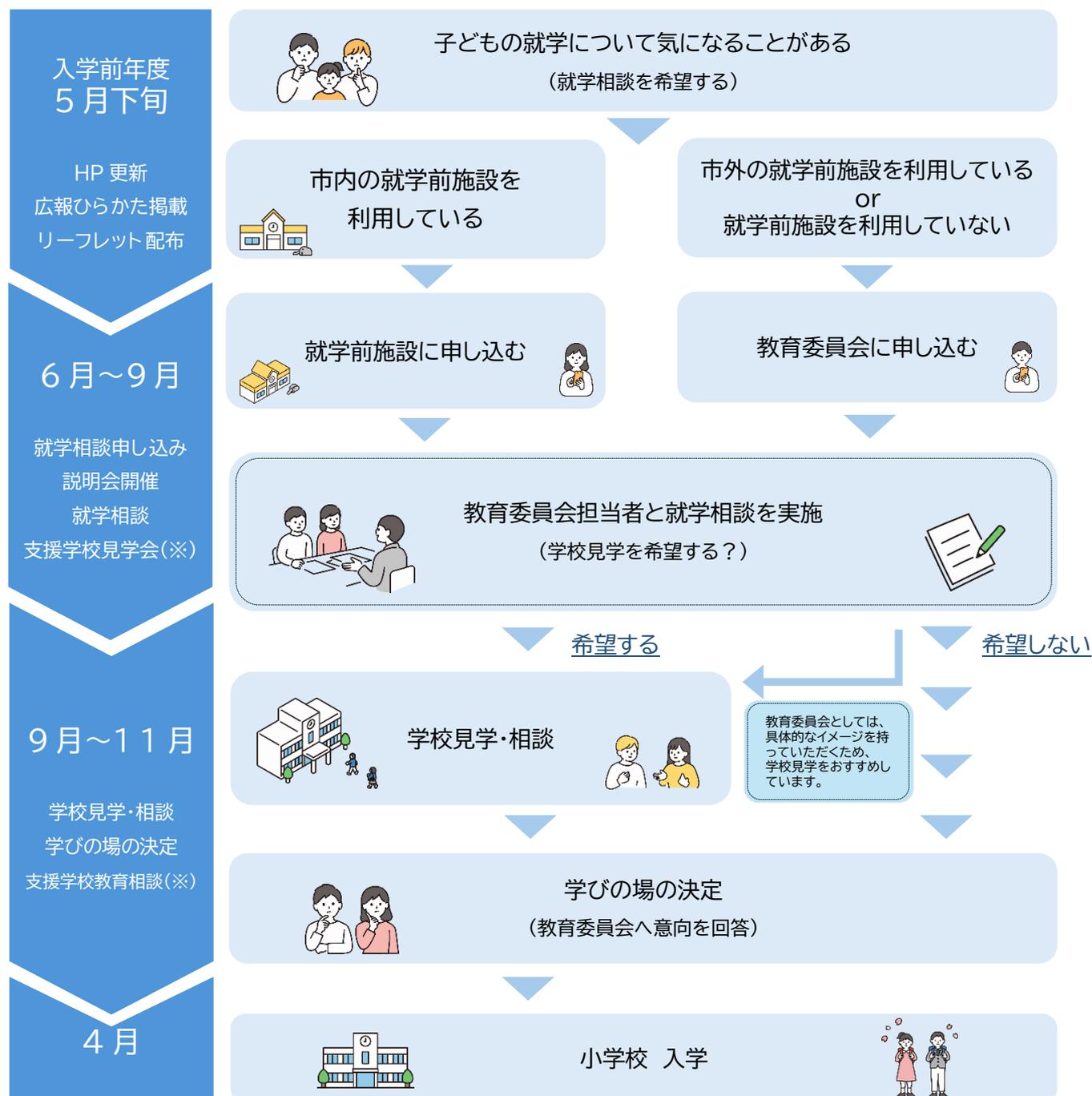
7

就学相談と支援体制の充実

就学相談とは？

就学相談は、多様な支援が必要な子どもにとって、どの学びの場が最も適しているかを一緒に考える場です。保護者・学校・専門家が連携し、子どもの特性や希望を踏まえて、通常の学級・支援学級・支援学校などを検討します。

就学相談 フローチャート



※府立支援学校への就学を検討している場合は、教育委員会の「就学相談」と、府立支援学校の「見学会」・「教育相談」への参加が必要です。

就学前の学校見学のすすめ

～納得して選ぶために、見て・聞いて・感じる～

就学前の学校見学は、保護者とお子さんが「この学校で学びたい」と納得して選ぶための大切な機会です。学校側も、見学の受け入れや丁寧な説明を通して、安心して就学を迎えられるよう支援しています。

▶ よりよい就学先を選ぶために

実際に学校を見学することで、教育内容や支援体制を理解し、複数の選択肢(通常の学級・通級指導教室・支援学級など)の中から、子どもにとってよりよい学びの場を選ぶ判断材料になります。

▶ 学校への安心感と信頼感

校内の雰囲気や教職員の対応、子どもたちの様子を直接見ることで、保護者の不安が和らぎ、学校との信頼関係が築くことができます。

▶ 支援体制の理解と不安の解消

支援教育コーディネーターや個別の教育支援計画など、学校の支援体制について説明を受けることで、保護者の疑問や不安が解消され、安心して就学を迎えることができます。

▶ 早期の連携・支援の第一歩

見学の機会は、保護者と学校との信頼関係のスタート地点でもあります。早期の情報共有が、就学後の個別対応や支援体制の準備に役立ちます。

リーフレット(表面)

学校にある多様な学びの場について

お父さまのよりよい就学にむけて

令和7年度(2025年)6月4日に、小学校1年生ともなるまで、心身の発達に遅れや育が早いお子さまに対しては教育内容の調整を必要としているお子さまの保護者の方を対象に説明会を行います。

説明会では、それぞれの子どもたちが、地域でもっと学びたいと希望する場や、地域の状況に合わせて、適切な支援体制を整えています。

お父さまの様子で気になることはありませんか？

就学相談を受けませんか？

就学相談では、一人ひとりの状況や特性等に即して、その個性や能力が1歩1歩で伸びるお子さまの発達段階、生活の場や状況について、教育内容や支援体制の調整について相談をさせていただきます。

就学までのスケジュール

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 入学式

説明会(6月) 就学相談(7月) 入学式(4月)

枚方市教育委員会

リーフレット(裏面)

入学までのスケジュール

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 入学式

お父さまの様子を共有

就学相談

小学校見学相談等

就学先(学びの場)の決定

入学式

入学式(4月) 入学式(4月)

枚方市教育委員会



枚方市
就学相談のHP

POINT 枚方市での取り組み

- ・ 早期の情報提供:市のホームページなどで就学までの流れをわかりやすく案内
- ・ 丁寧な説明:保護者が安心して選択できるよう、個別のニーズに応じた説明
- ・ 意向の尊重:本人・保護者の思いを大切に相談体制
- ・ 柔軟な対応:就学後も必要に応じて学びの場の変更が可能
- ・ 寄り添う姿勢:不安や悩みに寄り添いながら、納得のいく選択を支援

～すべての子どもが安心して学べる教室づくり～

教室には、様々な背景や特性をもつ子どもたちがいます。だからこそ、「まちがっても大丈夫」「自分らしくていいよ」と伝えることが大切です。安心できる環境が、子どもたちの学びと成長の土台になります。

1.安心できる環境づくり

工夫の例	目的
スケジュールを視覚的に提示	見通しを持ち、安心して過ごせる
クールダウンスペースの設置	気持ちを落ち着ける時間を確保
「失敗しても大丈夫」のメッセージ	自信をもって挑戦できる雰囲気づくり

2.仲間とともに学ぶ授業づくり

取組の例	目的
個々の「わからない」を共有し合う	仲間と協力し合う学習の実施
意図的に意見交換の機会やルールを設ける	子どもどうしで理解を深めていく
それぞれが得意な学習スタイルを活かす場の設定	支援学級で学んだ力を通常の学級で発揮する

3.わかりやすい指示とフィードバック

工夫の例	目的
段階的で明確な指示	迷わず行動できる
小さな頑張りへの声かけ	自信と意欲を育てる

4.ソーシャルスキル支援

取組の例	目的
小グループ活動でロールプレイを行う	自然なコミュニケーションの育成
ピアサポート(仲間どうしの助け合い)の実施	社会的スキルの習得

5.教職員・保護者との連携

取組の例	目的
必要に応じた面談・懇談会の実施	学校と家庭が連携して子どもを支える
「個別の教育支援計画」等作成時の保護者の参画	学校と家庭の一貫した支援の基礎づくり

6.合理的配慮と一人ひとりを大切にしたい学びと支援

配慮の例	目的
テストの時間延長	落ち着いて取り組めるようにする
プリントの文字を大きくする	読みやすく、理解しやすくなる
ペア・グループ学習	子ども同士の助け合いを促す

7.教職員の学び合いと研修

- ・支援教育に関する実践交流や研修を充実
- ・教職員全体で支援の質を高める

対象	研修名	研修の内容とねらい
支援教育 コーディネーター	支援教育 コーディネーター研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援教育コーディネーターの役割 ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活 ・ 関係諸機関との連携 ・ 各学校園の支援体制の充実 ・ 幼児・児童・生徒のアセスメントについて理解 ・ 支援教育コーディネーターを中心とした学校全体の支援体制の充実
通級指導教室 担当者	通級指導教室 担当者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通級による指導（自立活動）の理解 ・ 多様な背景をもつ児童・生徒への支援体制の充実 ・ 通級指導教室の充実 ・ 吃音などの言語障害についての理解 ・ 実践的指導力の向上
支援学級担任 及び希望者	支援教育研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育についての理念を理解 ・ 支援教育について理解 ・ 各学校園の支援体制の充実 ・ 子どもの見取りや適切な支援のあり方 ・ 授業づくりの実践指導力の向上 ・ 愛着障害を抱える子どもたちへの理解 ・ 支援教育の実践的指導力の向上
府費講師 市費講師	府費講師研修 市費講師研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実 ・ インクルーシブ教育の理念や合理的配慮についての理解
小中学校初任者 小中学校教員	小中学校初任者研修 (1年目) 小中学校年次研修 (2・3・4・5・6・7・8・ 9・10年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育の理念を踏まえた「ともに学び、ともに育つ」教育 ・ 支援教育に関する基礎的な知識と理解（通級指導教室を含む） ・ 人権教育の現状と課題について ・ 人権尊重の精神に徹した教育の推進 ・ 子どもの人権を保障 ・ 豊かな人権感覚を育むための集団づくりにおける具体的方策 ・ インクルーシブ教育の理念を理解 ・ 「ともに学び、ともに育つ」教育の実践 ・ インクルーシブ教育の理念を踏まえた教育活動について理解 ・ 子どもたち一人ひとりが大切にされた教育の推進

安心して
学べる
集団づくり

家庭学習
との
つながり

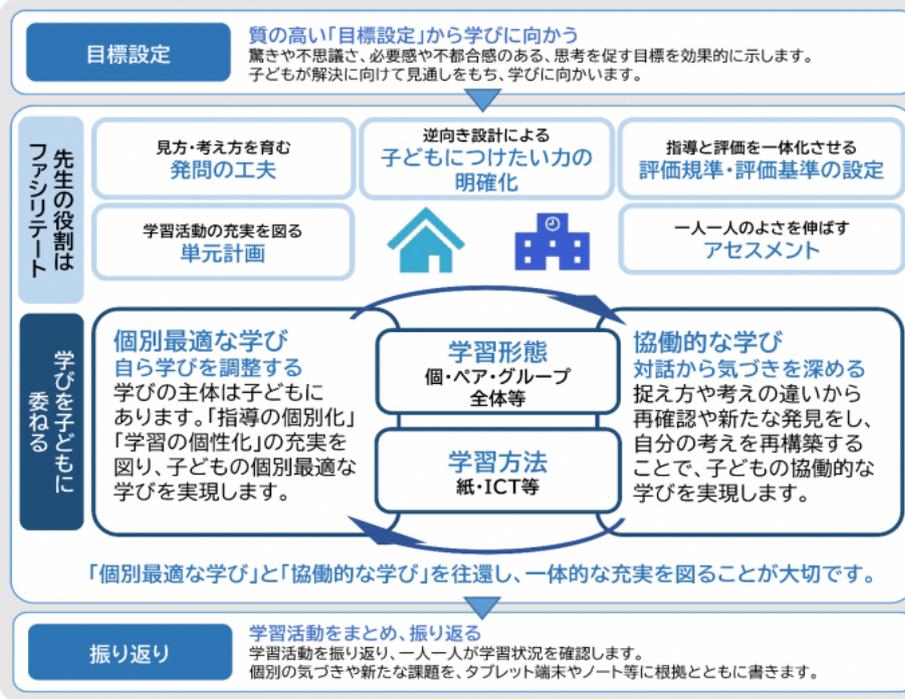
Hirakata 授業スタンダード

子どもが主体の学びへ

学習指導要領
の理解

教材研究
指導スキル
の向上

ICTの効果的活用 自己選択・自己決定・自己調整 合理的配慮 基礎的環境整備



授業で大切にしたい
5つのCの視点

Challenge チャレンジ・挑戦
学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication コミュニケーション・意思伝達
相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration コラボレーション・協働
課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人とを尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity クリエイティビティ・創造
課題や目的を解決するための柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking クリティカルシンキング・思考判断
物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実と矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。



通級指導教室はこんなところです！

通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、週に数時間だけ特別な支援を行う場所です。子どもたちが自分らしく学び、成長するための「もうひとつの学びの場」として、診断や障害名にとらわれず、その子の「今の困り感」に寄り添う支援を大切にしています。今の困り感に向き合えることで自分自身と向き合う時間となり、「こうすればできる」「自分の学び方はこれだ」という学びを大切にしながら、身につけた力を学級で活かせるように、通級指導教室と通常の学級が連携して支援しています。

■ こんな“困り感”はありませんか？

困り感の例	通級での支援内容	期待される変化
授業中にずっと座っているのが難しい。	行動の見通しを立てる練習 感情のコントロール	落ち着いて授業に参加できるようになる。
読み書きが苦手で、勉強がつらく感じる。	タブレットや視覚支援を使った学習	「できた！」という経験が増え、学習意欲が高まる。
自分の気持ちをうまく言葉にできず、友だちとの関係がうまくいかない。	コミュニケーションの練習 ロールプレイ	相手の気持ちを考えられるようになり、友だちとの関係が良くなる。

■ 具体的な指導事例

事例①：小学校低学年(学習困難)

- ・ 課題：読み書きに困難があり、学習意欲が低下していた。
- ・ 指導内容：タブレット教材や視覚支援を活用し、「できた！」という経験を積み重ねる。
- ・ 成果：自己肯定感が高まり、学習への前向きな姿勢が育まれた。

事例②：小学3年生(ADHD 傾向)

- ・ 授業中に立ち歩きが多く、注意がそれやすい。
- ・ 通級では「見通しを持つ練習」や「感情の整理」を行い、授業中の集中力が向上。

事例③：中学2年生(情緒面の課題)

- ・ 課題：他者の気持ちを考えることが苦手で、攻撃的な言動が見られる。
- ・ 指導内容：双六ゲームを通じて、学校生活で起こりうるトラブルに対する対応を考える活動。
- ・ 成果：自己中心的な行動から、協調性のある行動へと変容が見られた。

事例④: 中学1年生(社会性の課題)

- ・ 課題: 相手の立場を想像することが難しく、感情的な発言が多い。
- ・ 指導内容: アンガーマネジメントや自己理解を深める活動を通じて、感情のコントロールを学ぶ。
- ・ 成果: 通常学級でも落ち着いて授業を受けられるようになり、周囲との関係性が改善された。

■ 保護者の声

- ▶ 「最初は不安でしたが、先生が丁寧に説明してくれて安心しました。子どもが“通級の日が楽しみ!”とってくれるようになりました。」
- ▶ 「通級で学んだことを家でも話してくれるようになり、成長を感じています。」

■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や専門機関とも連携

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



～子どもたちの「困り感」に寄り添う支援教育のかたち～

子どもたちはそれぞれ、得意なこともあれば、苦手なこともあります。

「みんなと同じようにできない…」そんな思いを抱えている子どもたちに、そっと手を差し伸べるのが通級指導教室です。この教室では、子どもたちが自分らしく学び、成長できるように、担当の先生が一人ひとりに合わせた支援を行います。「できた!」という小さな成功体験が、子どもたちの自信につながり、やがて社会の中で自立していく力になります。

通級指導教室は、特別な場所ではありません。それは、子どもたちが「自分らしく生きる力」を育む、もうひとつの学びの場です。子どもたちの困り感に寄り添い、一緒に悩み、一緒に考え、一緒に歩んでいきます。どうぞ、気軽にご相談ください。

支援学級はこんなところですよ！

支援学級は、通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、子どもの特性に発達段階に応じた成長と自立をめざして、通級指導教室よりも多い時間を要して、きめ細やかな特別な支援を行う学びの場です。

支援学級の最大の目的は、お子さんが持つ障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、「自分らしく生きる力」を育むことです。例えば、集団行動が苦手な子どもには友だちとの関わり方を丁寧に教えたり、特定の学習でつまづく場合には一人ひとりの進度に合わせてじっくり指導をしたりします。

■ こんな“困り感”はありませんか？

困り感の例	支援学級での支援内容	期待される変化
抽象的な概念の理解や学習内容の習得に大きな遅れがある。	個の理解力に応じた(下学年の内容)学習	学習への理解が深まり、必要な知識や技能を習得できる。
移動・姿勢の困難さがある。 (例:座っているのがつらい、歩行が不安定)	適切な姿勢保持椅子の活用や移動補助具の整備と安全な使用指導	学習や生活における安定した姿勢の確保や、安全な移動と疲労の軽減、活動範囲の拡大。
集団への参加や感情の安定等、学校生活全般にわたる困難さがある。	スモールステップでの集団学習で、課題を細分化し個人のペースに合わせた学習	達成感を積み重ね、活動への参加意欲が高まる。

■ 具体的な指導事例

事例①:小学4年生(肢体不自由児学級在籍)

- ・ 課題:姿勢の保持や移動に必要な筋力が弱い。
- ・ 指導内容:理学療法士の指導の下、筋力をつける運動や、関節の可動域を広げるストレッチを行う。
- ・ 成果:自分の身体を意図したとおりに動かしたり、集団活動参加できる時間が増えたりする。

事例②:小学6年生(知的障害学級在籍)

- ・ 課題:学習上で得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面で活かすことが難しい。
- ・ 指導内容:実際の生活場面に即し、反復学習など必要な知識や技能等を身に付けるられるように継続的、段階的な指導を行う。
- ・ 成果:自分の発達に応じた学習内容の定着が図られることで学習への意欲が維持されるとともに、通常の学級で参加できる内容に取り組むことにより、前向きに取り組めるようになった。

事例③：中学1年生(自閉症・情緒障害学級在籍)

- ・ 課題： 選択制緘黙のため、通常の学級での学習や集団生活へ参加しにくい。
- ・ 指導内容： コミュニケーションに関する指導や小集団での学習を行う。
- ・ 成果： 安心感を得ながら学習に参加することができる。

■ 保護者の声

- ▶ 「小集団で人と関わることに慣れ、通常の学級でも安心して過ごすことが増えてきています。」
- ▶ 「支援学級で学んだことが、学校だけでなく家での生活に活かされているので、本人に自信が湧いてきたように思います。」

■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や専門機関とも連携

支援学級の支援の充実に向けて大切にすること

■ 柔軟な教育課程の編成

「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと、通常の学級での子どもたちの「つながり」を大切にするため、本人・保護者と十分な話し合いを行い、子どもの特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成や学習支援をすすめます。

■ 支援学級担任等の研修等の体制整備

教職員の支援教育に関わる見識の向上を目的とした研修の実施に努めます。

■ 支援学級の担任と通常の学級の担任との情報共有

支援学級で身に付けた力を通常の学級で発揮できるようにするため、合理的配慮や個別の教育支援計画などを共有します。

■ 子どもの特性のアセスメントのもとでの自立活動の実施

教職員だけでなく様々な関係機関と関わりながら子どものみとりをすすめ、子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動を進めます。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



支援学級は、お子様一人ひとりの個別の教育的ニーズに応じた学習活動を行う、多様な学びの場の1つです。集団での協調性や社会性を育みつつ、個別指導(自立活動など)を通じて、お子様が持つ能力を最大限に伸ばすことをめざします。

お子様が「できる!」「楽しい!」と感じられるように、通常の学級とも連携し、学校全体で温かく見守ります。

自立活動ってなに？

「自立活動」は、支援学級、通級による指導などで行われる、子どもたちがより自分らしく生きていくために必要な力を育むための学びの時間です。

「困っていること、自分で取り組むことができることを表明すること」「自分にとっての必要な合理的配慮は何か」等を子どもが自分自身に合った形で意思表示ができる力を、子どもの発達に応じて子ども自身が意識して身に付けていくことが大切になります。

■ たとえば、こんな力を育てます

- ・ 落ち着いて過ごす力(心理的な安定)
- ・ 人と関わる力(人間関係の形成)
- ・ 自分の体を知る力(健康の保持)
- ・ 周りの状況を理解する力(環境の把握)
- ・ 体を動かす力(身体の動き)
- ・ 気持ちや考えを伝える力(コミュニケーション)

これらは、学校生活だけでなく、将来の社会参加や自立した生活につながる大切な力です。

■ なぜ「自立活動」が必要なの？

障がいのある子どもたちは、学習や生活の中で困りごとを抱えていることがあります。たとえば、

- ・ 集団の中で落ち着いて過ごすのが難しい
- ・ 自分の気持ちをうまく伝えられない
- ・ 食事や身支度などの日常生活に時間がかかる

こうした困りごとに対して、よりよく生きていくための力を育てるために、「自立活動」があります。

この活動は、一人ひとりの状態に合わせて、無理なく、楽しく、前向きに取り組めるように工夫されています。

■ どんな内容があるの？

文部科学省では、「自立活動」の内容を以下の6つの区分・27項目に整理しています。

区分	内容の例
健康の保持	睡眠や食事の習慣、病気の理解、体調管理など
心理的な安定	不安や緊張への対応、気持ちの整理など
人間関係の形成	他者との関わり方、集団への参加など
環境の把握	周囲の状況の理解、感覚の活用など
身体の動き	姿勢や運動、日常生活の動作など
コミュニケーション	言葉や表現の使い方、気持ちの伝え方など

※すべての項目を一度に行うわけではなく、その子に必要な内容を選んで、個別に計画を立てて指導します。

自立活動実施のイメージ

《話し合い→決定→実施→見直しのサイクルで、個別のニーズに応じた自立活動へ》



①本人、保護者、教職員との話し合い、見直し
「気持ちを伝える力をもう少しつきたいね。」
「気持ちの切り替えに時間がかかるな。」



②自立活動の決定
個別の指導計画などへの記載、明文化
「コミュニケーションの練習に取り組もう。」
「時間を決めて次の活動に移る練習をしよう。」



④自立活動の内容等のふりかえり
「次にできることはどんなこと？」
「どうしてうまくいかないのだろう？」



③自立活動の実施
「こんなことができるようになった！」
「なかなか、うまくいかない。」



🌟 年度ごとや学期ごとに、見直しフィードバックが行われます。

■ どんなふうに進めるの？

1. 実態把握: その子の得意なこと・困っていることを丁寧に見つけます。
2. 目標設定: その子が「できるようになりたいこと」を一緒に考えます。
3. 指導内容の決定: 目標に向けて、どんな活動をするかを決めます。
4. 評価と振り返り: 活動の様子を見ながら、必要に応じて内容を見直します。

この流れを通して、子ども自身が「できた！」と感じられるような体験を積み重ねていきます。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



「自立活動」は、子どもたちが自分らしく、前向きに生きていく力を育てるための大切な学びです。学校だけでなく、家庭や地域でも、こんな関わりが、子どもたちの成長を大きく支えてくれます。

- ・子どもの「できた！」を一緒に喜ぶ
- ・困っているときに「どうしたの？」と声をかける
- ・小さな変化を見逃さず、応援する

～子どもたちの育ちと学びを支えるために～

1. 小学校と幼稚園・保育所等の連携

～子どもを中心に、つながる支援～

小学校が就学前施設を訪問することは、単なる「引き継ぎ」ではなく、子ども一人ひとりの育ちを支える大切な連携です。

▶ 子どもの理解を深める

訪問を通じて、子どもの性格や生活習慣、発達の様子などを把握し、入学後の支援や学級づくりに活かします。

▶ 幼保小のスムーズな接続

教育内容や生活リズムの違いを理解し、段差の少ない就学を実現します。

▶ 教職員同士の連携強化

担任予定者と就学前施設の先生が直接話すことで、より具体的な引き継ぎが可能になり支援の継続性も確保されます。

▶ 保護者の安心感にもつながる

幼児期の子どもの情報が小学校にしっかり伝わっていることは、保護者にとっても大きな安心材料になります。

2. 療育機関との連携

～子どもを中心に、支援をつなぐ～

放課後等デイサービスなどの療育機関と学校は、子どもにとって大切な生活の場です。情報を共有することで、よりよい支援が可能になります。

▶ 一貫した支援のために

学校と療育機関が子どもの特性や支援の方向性を共有することで、家庭・学校・療育が一体となった支援が実現します。

▶ 保護者の同意を大切に

個人情報の取り扱いには十分配慮し、保護者の同意を得たうえで連携を進めます。

▶ 情報共有の方法

- ・ 学校や療育機関での行動等について情報共有するために、必要に応じて、支援計画で利用したり、保護者の同意がある場合はケース会議に療育機関のスタッフも参加したりします。

3. 医療・心理などの専門家との連携

～多角的な視点で子どもを支える～

医師や心理士、作業療法士などの専門家との連携は、学校では見えにくい子どもの困り感を理解するうえで大きな助けになります。

▶ 子どもの理解を深める

専門家の所見や診断をもとに、より適切な支援の方向性を検討できます。

▶ 役割分担と連携

教育・医療・福祉がそれぞれの専門性を活かしながら、子どもにとって最善の支援を行います。

▶ 保護者の同意を前提に

情報共有には保護者の同意が必要です。学校は丁寧に説明し、信頼関係を築きながら連携を進めます。

▶ 実際の連携の例

- ・ 診断書や意見書の共有
- ・ スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを通じた連携
- ・ 専門家の訪問支援やケース会議への参加
- ・ 医療的ケアが必要な場合の看護師との連携

▶ 教職員の理解を深める

専門家との関わりを通じて、教職員の支援力も高まります。必要に応じて校内研修を行うことも有効です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが安心して学び、育っていくためには、子どもを真ん中に、つながる支援が大切です。学校だけでなく、保護者・就学前施設・療育機関・医療や福祉の専門家など、さまざまな関係機関との連携が欠かせません。

「子どもを真ん中に置いた支援」/「こどもまんなか社会」を合言葉に、みんなでつながり、支え合いながら、子どもたちの未来を育んでいきます。

■ アセスメント

子どもが学校生活の中でどんなことに困っているのか、どんな支援があると安心して学べるのかを、一緒に考えるための手段。子どもの普段の様子や、先生、保護者の気づき、時には本人の声も大切にしながら、以下のような方法で行います。

- ・観察(授業中や休み時間の様子)
- ・面談(本人や保護者との話し合い)
- ・アンケート(簡単な質問用紙など)

これらを通して、子どもが「どんな場面で困っているのか」「どんな支援があると安心できるのか」を見つけていきます。



叙勲について

学校教育部 教職員課

1. 概要

元枚方市立中学校長について、その功労に対し叙勲が行われましたので、報告するものです。

2. 内容

○高齢者叙勲 瑞宝双光章

元 枚方市立第四中学校長 小原 徹也 氏

○高齢者叙勲 瑞宝双光章

元 枚方市立枚方中学校長 岡林 秀幸 氏

3. その他

伝達済みです。